

昭和57年版

# 東京都緑化白書

——東京の緑化の現状と課題——









## 刊行にあたって

都市環境の改善は都市の緑化から、地震火災に強いまちづくりは防災緑地の整備から、という考え方に立って、このことを諸官庁の行政に委せるだけでなく、造園緑化の仕事にたずさわる専門業者の立場から、積極的に協力し推進していこうということで、当協会が結成されてから七年を経過しました。

幸に、東京の都市環境は徐々に改善されてきているように思われます。これは、その当時われわれが、都市環境のこれ以上の悪化は都民生活の破滅につながるのではないかと訴えた危機感が一般にひろがって、公私いろいろの立場からの注意や努力の結果の現れと考えるのでありまして、まずはご同慶にたえません。

しかし、それでは一体東京の緑化の現状はどうか、都では鈴木知事が「マイタウン東京」建設のための柱の一つに、“グリーン東京大作戦”の展開をあげており、都内23区や市、町でも、それぞれに緑化計画をつくって多彩な事業を進めておられるが、それがどういうものであるのかということは、一般にはあまりよく知られていないと思います。

わたくしどもは、協会結成の趣旨をこれからも積極的に達成していくために昭和56年度の現状をふまえて、関係官庁の緑化に関する諸資料を基に、各方面のご協力を得て、都内の緑化についての実態を調査し、民間の立場から緑化の現状を捉えてまとめてみました。そして緑化推進のために今後の課題と考えられる主要なものを取りあげてその対応策を検討することにいたしました。

もとより初めての試みであり、白書というもおこがましいと思いますが、東京の緑化について関心を持たれる方々に幾分でもお役に立つことがあり、またこれにもとづいてお気付きの点をご示唆、ご教示ねがえればと考えて刊行した次第であります。

おわりに本書を作成するにあたって、資料の提供をはじめ懇切なご指導ご鞭撻をたまわった関係行政機関の方々、実態調査の際に、熱心にご協力ご支援をいただいた各方面の方々に厚く御礼を申し上げます。

昭和57年10月

社団法人 東京都造園緑化業協会

会長 太田和男





東京都緑化白書（昭和57年度）正誤表

頁	行	誤	訂 正
36	上から1行目	昭島市の両氏	昭島市の両市
48	” 12行目	市部	区部
64	下から11行目	普及活□	普及活動
73	上から8行目	以降といっている	以降となっている
90	” 13行目	㊦㊧は発注者が	④⑤は発注者が
”	” 14行目	㊨は当然	⑥は当然
91	” 1行目	基材料	其材料
92	” 14行目	早期発生	早期発注
93	” 3行目	造園技術者人	造園技術者
”	下から13行目	私立にしては	私立としては
”	” 9行目	科成は	科或は
”	” 6行目	約50枚	約50校
96	” 9行目	造園花□学	造園花卉学
”	” 8行目	花□園芸	花卉園芸
”	” 7行目	材料（花□）	材料（花卉）
98	” 1行目	具体的な対違	具体的な対応
”	” 11行目	域る	或る
99	” 13行目	学年各人	学生各人
106	” 2行目	花□園芸汎論	花卉園芸汎論
107	” 9行目	オーライズ	オーソライズ
”	” 1行目	ジャングル	ジャンル
109	上から2行目	造園技術者人	造園技術者
118	” 10行目	各実共	名実共
119	” 1行目	社会法人	社团法人
”	” 6行目	社会法人	社团法人
121	” 8行目	講演会7回	講習会7回
122	” 8行目	生産過利	生産過剰
125	” 7行目	化円滑	化の円滑
”	” 14行目	30年乃至40年にかけて	30年乃至40年にかけて
128	” 12行目	496-□611	496-2611
”	下から1行目	職員訓練法	職業訓練法
133	上から8行目	環境の中に4万面	環境の中に48面
134	上から1行目	区西歴	西歴
”	下から12行目	工場や密集	工場や住宅が密集し
135	” 13行目	水管	水質
”	” 13行目	さけの□	さけのふ
”	” 3行目	区城	区域
136	” 12行目	□岸の新宿区	対岸の新宿区
”	” 2行目	東坂橋	東板橋
137	上から9行目	函渠	函渠
”	下から7行目	函□敷	函渠敷
147	表-38-1		64頁に挿入
161	上から8行目	手歩	手法
193	上から6行目	緑化関係□資料	緑化関係資料

# 目 次

I 総 論 .....	1
1. 経済情勢と緑化予算 .....	1
2. 東京の都市構造の変化 .....	2
3. 緑化の現状と行政の動向 .....	3
(1) マイタウン東京構想 .....	5
(2) 東京都緑のマスタープラン .....	6
4. 防災緑地の整備 .....	7
II 東京都の緑化の現状 .....	9
1. 昭和56年度緑化関係予算 .....	14
(1) 公園緑地関係 .....	14
イ. 建設省, 環境庁, 宮内庁 .....	14
ロ. 都及び公社 .....	14
ハ. 23区 .....	14
ニ. 三多摩市・町 .....	14
(2) 道路関係 .....	16
イ. 都及び公社 .....	16
ロ. 23区 .....	16
ハ. 三多摩市・町 .....	16
(3) 学校その他の公共施設 .....	17
イ. 23区 .....	17
ロ. 三多摩市・町 .....	17
(4) 苗木配布等普及事業 .....	20
イ. 林野庁 .....	20
ロ. 23区 .....	20

ハ. 三多摩市・町	20
2. 公園緑地，緑道，植樹帯の面積及び街路樹本数	22
3. 昭和55年度，56年度に新設された公園並びに緑道	24
4. 緑化関係組織	29

### Ⅲ 東京の緑化の動向と課題 34

1. 行政の動向と課題	34
(1) 国の緑化行政	34
(2) 都・区・市・町の緑化行政	38
イ. マイタウン東京構想	38
ロ. 東京都緑のマスタープラン	47
ハ. 緑化関係条例	48
ニ. 緑化協定	59
(3) 緑化思想の普及活動	64
イ. 緑化思想の普及活動	64
ロ. 緑化に関する行事	64
(4) 防災緑地の整備	70
2. 造園建設業界の動向と課題	73
(1) 造園建設業界の動向	73
(2) 造園建設業界の課題	88
イ. 造園工事の特殊性に対する積算の適正化	88
ロ. 枯補償制度の改善	89
ハ. 造園工事に適した契約約款の改正	91
ニ. その他の課題	92
(3) 造園技術者の養成	93
イ. 造園技術者の教育機関	93
ロ. 造園技術者の資格	107

ハ. 造園技術の養成と向上 .....	110
3. 関連団体の動向 .....	115
<b>IV 昭和57年度の緑化施策の動向 .....</b>	<b>131</b>
1. 昭和57年度予算の概要 .....	131
(1) 公園緑地関係 .....	131
イ. 建設省, 環境庁, 宮内庁 .....	131
ロ. 都及び公社 .....	131
ハ. 23区 .....	133
ニ. 三多摩市・町 .....	138
(2) 道路関係 .....	138
イ. 都及び公社 .....	138
ロ. 23区 .....	138
ハ. 三多摩市・町 .....	138
(3) 学校その他の公共施設 .....	138
イ. 23区 .....	138
ロ. 三多摩市・町 .....	139
(4) 苗木配布等普及事業 .....	139
<b>資    料    編 .....</b>	<b>157</b>



# I 総論

## 1 経済情勢と緑化予算

東京の緑化は年々増加の傾向にあって、生活環境も徐々にではあるが、改善されつつある。また、都民の緑化意識も、経済的なゆとりとあいまって、高まりつつあることも事実である。

しかし、日本経済は高度成長から低成長へと移行し、世界経済の不振は、日本経済にも重大な影響を及ぼし、昭和56年版経済白書によると、第二次石油危機の影響はかなりの規模であり、石油価格の上昇等によって、昭和55年から昭和56年にわたり、わが国の実質GNPの一部が、産油国などに転移し、その結果、国民の実質所得の伸びは、大きく低下した。こうした影響にもかかわらず、日本経済は物価、国際収支、景気の悪化等は、先進主要国と比べると総じて軽微で、良好なパフォーマンス（成績）を維持することが出来たとしながらも、白書は、昭和55年度に「景気のかげり」現象が生じたことを指摘している。

このような日本経済の動向は、国をはじめとして、都・区・市・町・村の財政にも影響を及ぼし、公共投資としての緑化予算の伸びも鈍化して、都民の緑化に対する要望に、十分応えられないという情勢をもたらした。それはまた、現在の東京が最も緊急としている、震災対策としての防災緑地の急速な整備にも支障をきたしている。そして、このような緑化予算の伸びの鈍化は、都市の緑化を実際に施行する造園業界の、企業経営を悪化させる要因ともなっている。

緑化予算について、東京都の例でみると、昭和57年度の一般会計予算の総額は、3兆3千億円であるが、このうち緑化予算即ち公園霊園費は258億円で、予算総額に対して、僅かに0.78%にすぎないが、各区の緑化予算は、一般会計予算総額との割合が1.0%以上の区が多い。東京の都市公園のシェアーの中では、都立公園の占める割合は大きいので、都市公園法で規定されている住民1

人当り6.0平方メートルに達するためには、東京都の緑化予算が、少なくとも1.0%台を確保しなければ困難であろう。それは21世紀へむけての、緑豊かな東京のまちづくりには、欠かすことのできない条件である。

## 2. 東京の都市構造の変化

東京都の人口の推移をみると、昭和30年代から急激に増加し、昭和37年には、1,000万人を突破したが、その後昭和50年をピークとして、転入者が減少しはじめた。一方環境の悪化から転出者が増加し、自然増の減少とともに、昭和55年の国勢調査によると、東京都は全国唯一ひとつの減少県となっている。昭和43年の23区の人口は892万人であったのが、昭和55年には835万人と57万人の減少をみせ、このような現象は、当然のことながら、東京都の都市構造に変化が起こりつつある。

すなわち、人口及び住宅数は次第に周辺区及び三多摩地区に重心が移り、特に最近では、東京都をとり巻く3県（神奈川、埼玉、千葉）に移動しつつある。これは都心部における夜間人口の減少を招き、施設の遊休化等いわゆる中心部の人口空洞化を進行させている反面、都の周辺部は急速な市街化が進み、無秩序な開発に拍車をかける結果となっている。困みに、都心3区（千代田、中央、港）の人口の推移をみると、人口・産業の流入が顕著であった昭和30年には約55万人であったのが、昭和55年では34万人弱に減少し、その人口密度は、東京都区部の平均の60%弱に低下している。

人口・住宅数については、以上のような趨勢にあるが、機能的には、東京は一点集中型都市構造で、それが日本の復興と経済成長に大いに貢献したのであるが、機能の過度の集中は、交通機関をはじめとする都市施設整備に、巨大な投資を必要とし、それは、コンクリートジャングル、東京砂漠などといわれる無味乾燥な東京の出現となり、今日のような数多くの都市問題を発生させてい

る。

これらの問題を解決する方策として、東京都の「マイタウン東京構想」は、諸機能の適正配置によってバランスのとれた都市構造の形成、すなわち、一点集中型を是正して、多核・多心型都市構造への転換を提唱している。この多核・多心型の都市構造は、また、防災の観点からも有効で、今後このような構造に移行するであろうが、その際は、良好な環境づくりに主眼をおき、計画的な都市づくりを進めるとともに、脱「コンクリートジャングル」のためにも、緑を十分とり入れることが必要である。すでに東京の外周部の新興住宅地では、無計画な市街化が進行し、居住環境上も都市構造上も、問題の多い地区がかなりある。良好な環境というものは、人間が生活するあらゆる場所に必要であって、住環境のみならず、仕事をする場所の環境も当然快適でなくてはならない。今後東京の都市構造は変化していくであろうが、それを一つのチャンスとして、東京の都市環境も「東京砂漠」を解消し、アメニティな緑あふるる街づくりを行なうべきである。

### 3. 緑化の現状と行政の動向

東京都の人口は、高度成長期に産業の集中等により大幅に増加した。こうした人口の増加は、都民の生活環境の悪化をもたらし、住宅の不足、下水道、公園、道路等の生活基盤施設の立遅れなど、多くの都市問題を抱えるに至った。そして昭和50年代に入ると、経済の低成長をむかえ、人口の流入も鈍化してきたが、しかし、東京は依然として過密都市であり、生活環境が悪く、また、災害に弱い都市でもある。こうした環境悪化を改善して、安全で快適な都市環境を確保するために、都市の緑化が叫ばれ、その推進が強く要望されるに至ったのである。

このため、都民の日常生活圏や広域の生活圏に対応して、大小規模の公園、緑地を体系的に配置するとともに、その整備が積極的に進められた。また、緑

道や中小河川に清流を復活させるなど、生活環境の整備も行なわれた。東京における都市公園等の整備状況は、ここ10年余で、100年間の実績に相当するものを整備、確保し、都民に提供してきたが、しかし内外諸都市と比較すると、依然として立遅れており、地域的にも偏っている。因みに、昭和56年の区部の1人当り公園面積は2.48平方メートル、都全域では2.73平方メートルで、都市公園法に示された1人当り6.0平方メートルには程遠いものがある。わが国主要都市では、神戸市、札幌市、名古屋市、広島市、福岡市等が多い方であるが、それですら、都市公園法の水準には達していない。外国各都市の1人当り公園面積は殆んど2桁で、これをみても、わが国の都市が、如何に緑の少ない過密都市であるかがわかる。

表一 1 1人当り公園面積(各年4月1日現在)

(単位 m<sup>2</sup>)

地 域	52 年	53 年	54 年	55 年	56 年
区 部	2. 11	2. 17	2. 35	2. 40	2. 48
市 部	2. 36	2. 46	2. 54	2. 66	3. 00
郡 部	} 2. 28	} 2. 25	2. 94	3. 03	2. 92
島 部			40. 27	40. 48	40. 09
都 総 計	2. 28	2. 35	2. 51	2. 58	2. 73

(注) 東京都建設局公園調書

また、街路樹等の道路緑化は、有効な施策として、昭和47年度以降、道路に可能な限り緑を導入する方針で、歩道植樹帯、中央分離帯、交通島等の緑化が積極的に推進されてきた。しかしながら、わが国主要都市の現状と比較すると、人口比では十分でなく、道路緑化についても、今後さらに新しい工夫と努力が必要である。

さらに、学校等の公共施設の緑化についても、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」により緑化が義務づけられており、行政側の緑化に対する

表一 2 都市の1人当り公園面積

(単位 m<sup>2</sup>)

都 市	公園面積	都 市	公園面積	都 市	公園面積
ワルシャワ	22.7	*アムステルダム	29.4	札幌市	4.8
ワシントン	45.7	*ジュネーブ	15.1	川崎市	3.2
○ニューヨーク	19.2	*ロースマ	11.4	横浜市	1.9
ロスアンゼルス	19.7	*パリ	8.4	名古屋市	4.1
*キャンベラ	70.5			京都市	2.4
ブラジリア	72.6			大阪市	2.4
*オスロ	14.5			神戸市	5.4
ロンドン	30.4			広島市	4.1
モントリオール	13.0			北九州市	3.9
ストックホルム	80.3			福岡市	4.1

注 1 外国都市は1976年度調査、ただし○印は1967年度調査、\*印は1973年度調査

2 国内都市は55年3月31日現在(建設省調)

積極的な姿勢を示すとともに、住民の緑化思想の高揚を図るために、「都市緑化月間」、「環境週間」等に、樹木、草花、土等の無料配布を行なっている。

### (1) マイタウン東京構想

このような情勢の中で、東京都は、昭和55年12月「マイタウン東京構想」を発表し、昭和56年2月には、これの実現のための「マイタウン東京構想総合実施計画」を作成して、「マイタウン東京構想」が目指す「安心して住めるまち」、「いきいきと暮らせるまち」、「ふるさとと呼べるまち」の都市づくりの第一歩を踏み出した。この総合実施計画は、「マイタウン東京構想」実現のための9つの政策課題をあげている。

- ① 市民の連帯と交流
- ② 伝統を大切に、文化と個性をはぐむまちづくり
- ③ 生きがいとゆとりのある都民生活の創造
- ④ 仕事と生活の安定

- ⑤ 福祉の充実と健康の確保
- ⑥ 災害に強いまちづくり
- ⑦ 快適なすまいと生活環境の確保
- ⑧ 都市環境の保全
- ⑨ 活力ある都市の基盤整備

以上の課題の中の「都市環境の保全」の項では、都民が健康で快適な日々の生活を営む上で、緑は欠くことの出来ない最も重要なものとし、「グリーン東京大作戦の展開」を提唱している。このなかで、緑は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション、都市防災等の多面的な機能を有するにとどまらず、都市の骨格形成や都市美観の創出にとっても重要な要素で、この緑のネットワークの整備、確立を図るとしている。具体的には、都市公園の整備、海上公園の整備、自然公園の整備と緑地の保全、海と山のふるさと村の建設、清流の復活、緑道の整備と道路の緑化等をあげている。都市環境の改善は、総論としては緑化が最も重要であるとしながらも、兎角各論では施策の実現が困難であったが、今後は「グリーン東京大作戦」の推進によって、その実現が大いに期待される。

「マイタウン東京構想」が、都市環境の保全には、緑は、都市の骨格形成に重要な要素として位置づけられることは、そこに住む人間を第一義的に考えての、従来にない漸新な街づくりの構想で、これは高く評価されるべきであろう。

## (2) 東京都緑のマスタープラン

「マイタウン構想懇談会報告」においても、緑地政策は重要な事項とされ、緑を都市構造の基盤の一つに位置づけた「都市基本計画」の策定の必要を提唱している。東京都はこのような課題に積極的に対応するために、昭和56年12月、「東京都緑のマスタープラン」を発表した。このマスタープランは、東京の街づくりにあたって、緑地を都市の構造の基盤として位置付けし、自然の保護と回復に関する多様な施策を、より総合的、効果的に展開するために策定さ

れ、多様な手法によって、都市を構成するさまざまな緑の保全を図り、良好な生活環境を形成しようとするもので、今後の緑に関する行政指針となるものである。

#### 4. 防災緑地の整備

現在の東京都を中心とする首都圏の人口は2,500万人を超え、市街地の拡大密集化は必然的に地価の甚しい高騰を招き、土地の利用はその効率を高めるために平面から立体化へと移行、都心部は高層ビルが林立し、その間隙は木造家屋が埋めつくし、首都高速道路をはじめ地上の道路は網の目状に張り巡らされ、その上を数百万台のトラック、バス、乗用車、タンクローリー、トレラー、オートバイ等の車輛群が昼夜をわかつた走り廻り、国鉄、私鉄は延長され、特に地下鉄網の発達は著しく、そのターミナル駅を中心とする地下道、地下商店街の発展は目覚ましいものがある。一方近郊は住宅地或いは工場団地として開発され、東京湾に面する京浜、京葉地区は臨海工業地帯として発展、石油コンビナート、化学工場をはじめ多種多様の工場群が蝟集し、日夜生産を続けている。又エネルギーは往時の石炭、薪炭等から電気、石油、ガスが取って替り、電信、電話等通信機関の発達も又目を見張るものがある。

此の様な複雑多岐に亘る諸施設は都市機能の向上、都市生活の利便に大きく寄与しているが、反面一旦大震災が襲った場合には、一転して都市災害として恐るべき被害を誘発する危険要素になる可能性を有していると考えられる。

大規模な都市災害としては、第2次大戦時の空襲は例外として、古くは関東大震災をはじめ、静岡、那珂湊、福井、熱海、鳥取、岩内、新潟、能代、酒田、仙台等々各都市に発生して、それぞれ多数の尊い人命を失い、莫大な経済的損害を与えている。又局部的災害としてはデパート、ホテル等高層ビルの火災、地下街のガス爆発、民家のプロパンガス爆発、化学工場、石油コンビナート等の爆発事故、トンネル内事故、列車脱線事故、自動車の衝突炎上等々その事例

は枚挙にいとまない処である。

首都圏が大地震に襲われた場合は、之等の事故が一時に複合して発生し、更に民家の倒壊、火災の同時多発、新建材の燃焼により生ずる有毒ガスが加はり、パニック状態に陥入る事は明らかで、その被害は想像に絶するものになろう。それは単に人的、物的被害のみに止まらず、政治、経済の中枢である首都の機能の麻痺状態は国全体に重大な影響を与える事になる。

この様な都市災害に対処するため、国及び地方自治体は災害対策基本法に則り耐震、耐火建築、防災関連の諸施設、消防力の増強、避難場所の設定、避難路の指示、防災組織体制の確立等々種々の対策を整備充実しつつある。東京都は「マイタウン東京構想」において「安心して住めるまち」を重要課題として取り上げ、災害時における都民の生命の安全確保のため避難地、避難路としての公園緑地、緑道等のオープンスペースの適正配置の必要性を強調している。

都市火災時の樹木の防災効果については、関東大震災をはじめ各都市において発生した災害時の実例、或いは関連機関、研究所等の各種の調査、研究、実験等で立証されて居り、都市防災対策の一環として防災緑地の占める役割は非常に大きく、これの整備促進は重要且つ緊急の課題で、総合的防災計画の最重点項目として、十分な財源措置の裏付けによる強力な推進が望まれている。

## II 東京都の緑化の現状

公園・緑地と河川・水路は、スポーツ・レクリエーションなどを通じて、都民の生活に潤いと快適さを与える場として、さらに都市に自然の秩序を確保し、防災機能をも果たす施設として、都市には欠くことのできないものである。

東京における都市公園等の整備状況は、総論において述べたとおり、内外諸都市と比較すると、依然として立ち遅れており、地域的にも偏っている。

又都市の中小河川と用水路は、流域の市街化や下水道の普及等に伴って、流量の減少と水質の悪化を招き、水辺の生態系が劣化して自然性と親水機能は著しく低下している。

このため、それぞれの生活圏に対応して大小規模の様々な公園・緑地を体系的に配置するとともに、中小河川・用水路に清流を復活させ、臨海部では緑地、人工なぎさや親水護岸等を備えた海上公園を整備するなど、都民が親しめる水辺環境の回復を図っている。

昭和56年4月1日現在の都における都市公園（国民公園等を含む。）の現況は表-3、表-4のとおりで、5,592ヶ所、総面積3,154ヘクタール、都民1人当りの公園面積は2.73平方メートルである。これを昭和55年4月1日現在と比較すると、個所数では229ヶ所（4.3%）、面積で152ヘクタール（5.1%）の増で、都民1人当りの公園面積は0.15平方メートルの増加となっている。

東京都造園緑化業協会の調査によれば、昭和56年度における公園緑地関係予算の総額は、表-5で示すように、618億6千万円で対前年度比23.2%の増加となっているが、これは用地費が38.9%と大きく伸びているためである。これに対し、構築費は前年度とほぼ同額で、物騰等を考えれば実質的には減少していることになり、23区以外は減少している。

一方、道路緑化については、昭和39年開催された東京オリンピックの前後に、道路拡張工事等のため街路樹の徹去、一時移植が盛んに行なわれたが、昭和40

年代後半に入り、過密化、公害の増大など都市環境の急激な悪化をもたらしたため、都市緑化の推進が強く要望されてきた。これに対し街路樹等の道路緑化は有効な施策として、積極的に推進が図られてきた。

昭和56年度における道路関係予算額は、表-6のとおり37億4千万円で、対前年度比32.8%の増加となっているが、これは新設費について一部の区市の伸びが大きいため、維持費については、14.0%に止まっている。

学校その他の公共施設の緑化については、震災対策・環境保全のため、各自治体とも積極的に取り組んでおり、昭和56年度予算額は、表-7のとおり8億9千万円で、対前年度比10.2%の増加となっている。

表-3 都市公園の現況

昭和56年4月1日現在

地 域		総 数	区 部	市 部	町 村 部	
総 数	数	5,592	3,542	1,965	85	
	面積 <sup>㎡</sup>	31,538,049	20,540,495	9,326,157	1,671,397	
都 立 公 園	都 直 轄	数	52	36	14	2
		面積	9,663,408	5,209,659	3,126,253	1,327,496
	区 長 委 任	数	1	1	-	-
		面積	38,540	38,540	-	-
区 市 町 村 立 公 園	数	2,617	1,707	865	45	
	面積	14,289,300	9,400,197	4,576,789	312,314	
区 市 町 村 立 児 童 遊 園	数	2,671	1,645	989	37	
	面積	1,967,902	1,073,152	865,628	29,122	
海 上 公 園	数	33	33	-	-	
	面積	1,060,947	1,060,947	-	-	
国民公園その他 都市公園に準ず るもの	数	218	120	97	1	
	面積	4,517,952	3,758,000	757,487	2,465	

表一 4 区、市、町、村別都市公園の現況

(都、区、市、町、村立公園、児童遊園及び国民公園その他都市公園に準ずるもの)

昭和56年4月1日現在

行政機関	面積 (A) km <sup>2</sup>	人口 (56年4月1日) 人	公園面積 (B) km <sup>2</sup>	公園率 B/A%	昼間人口 (50年) 人	昼間人口1人 当り公園面積 m <sup>2</sup> /人
東京都総計	2,154.33	11,553,738	31.538	1.46	13,359,511	2.36
千代田区	11.52	54,169	1.694	14.70	934,427	1.81
中央区	10.05	82,523	0.462	4.60	661,465	0.70
港区	19.48	201,256	0.728	3.73	674,821	1.08
新宿区	18.04	340,459	0.973	5.39		
文京区	11.44	199,345	0.493	4.31		
台東区	10.00	184,694	0.703	7.03		
墨田区	13.82	231,787	0.471	3.41		
江東区	34.48	363,251	1.461	4.24		
品川区	20.54	345,010	0.674	3.28		
目黒区	14.41	271,803	0.239	1.66		
大田区	47.94	657,053	1.550	3.23		
世田谷区	58.81	789,830	1.838	3.12		
渋谷区	15.11	242,921	1.577	10.44		
中野区	15.73	342,033	0.242	1.54		
杉並区	33.54	537,581	0.568	1.69		
豊島区	13.01	285,575	0.119	0.91		
北区	20.55	381,703	0.627	3.05		
荒川区	10.34	197,549	0.193	1.87		
板橋区	31.90	495,946	1.548	4.85		

行政機関	面積 (A) km <sup>2</sup>	人口 (56年 4月1日) 人	公園面積 (B) km <sup>2</sup>	公園率 B/A%	昼間人口 (56年) 人	昼間人口1人 当り公園面積 m <sup>2</sup> /人
練馬区	47.00	561,290	0.542	1.15		
足立区	53.25	618,590	1.362	2.56		
葛飾区	33.90	417,060	0.880	2.60		
江戸川区	45.06	494,060	1.597	3.54		
区部計	589.92	8,295,525	20.540	3.48		

八王子市	187.79	388,585	1.137	0.61		
立川市	24.21	141,079	0.400	1.65		
武蔵野市	11.03	135,403	0.274	2.49		
三鷹市	16.83	162,950	0.390	2.32		
青梅市	104.01	100,108	0.449	0.43		
府中市	29.86	191,647	0.966	3.23		
昭島市	17.20	91,041	0.279	1.62		
調布市	21.79	180,013	0.751	3.45		
町田市	71.54	295,517	0.661	0.92		
小金井市	11.35	101,401	0.579	5.10		
小平市	20.85	152,102	0.174	0.83		
日野市	27.11	144,703	0.878	3.24		
東村山市	16.58	119,153	0.271	1.63		
国分寺市	11.40	90,163	0.063	0.56		
国立市	8.08	63,445	0.101	1.25		
田無市	6.89	67,020	0.107	1.56		
保谷市	8.77	90,381	0.062	0.71		
福生市	10.41	48,464	0.213	2.05		
狛江市	6.15	70,288	0.114	1.85		

行政機関	面積 (A) km <sup>2</sup>	人口 (56年4月1日) 人	公園面積 (B) km <sup>2</sup>	公園率 B/A%	昼間人口 (50年) 人	昼間人口1人 当り公園面積 m <sup>2</sup> /人
東大和市	13.52	65,536	0.351	2.59		
清瀬市	10.19	61,348	0.098	0.96		
東久留米市	12.98	105,809	0.155	1.19		
武蔵村山市	15.23	57,529	0.120	0.79		
多摩市	20.68	96,691	0.579	2.80		
稲城市	17.61	47,990	0.151	0.86		
秋川市	22.14	42,799	0.004	0.02		
羽村町	9.79	42,096	0.234	2.39		
瑞穂町	16.82	23,186	0.036	0.21		
市町計	741.02	3,176,447	9.596	1.29		

苗木配布等普及事業については、林野庁をはじめとして各自治体とも緑化の普及に努力しており、昭和56年度予算額は表-8のとおり4億4千万円で、対前年度比14.4%の増加となっている。

## 1. 昭和56年度緑化関係予算

昭和56年度緑化関係予算についての各行政機関の概要は次のとおりである。

### (1) 公園緑地関係(表-5)

#### イ 建設省・環境庁・宮内庁

構築費については、予算額21億7千万円で対前年度比23.1%の減少となり、維持費については、予算額25億円で前年度とほぼ同額となっている。

#### ロ 都及び公社

構築費については、予算額59億6千万円で対前年度比1.7%の減少、維持費については、予算額39億8千万円で11.9%の増加となっている。

#### ハ 23区

構築費については、予算額54億1千万円で対前年度比29.2%の増加となっている。しかし、9区では減少しており、とくに中央・台東・北区については40%以上の減少を示している。維持費については、予算額35億1千万円で12.8%の増加となっている。

#### ニ 三多摩市・町

構築費については、予算額17億8千万円で対前年度比20.7%の減少となっている。とくに三鷹・多摩市・羽村町については40%以上の減少を示している。維持費については、予算額9億8千万円で31.5%の増加となっている。

このように、各行政機関毎の公園緑地関係予算の内容をしてみると、用地取得の困難性・工事規模及び個所数の変動、予算消化能力、財政事情等により年度間の変動が激しく、予算額の絶対値自体が小さいこともあって土木事業予算に比べ不安定な状況にある。

表一 5 公園緑地関係(緑道を含む)予算

単位:千円

行政機関	昭和55年度					昭和56年度					前年度対比%	
	整備費			維持費	合計	整備費			維持費	合計	構築費	維持費
	構築費	用地費	計			構築費	用地費	計				
建設省	2,700,756	-	2,700,756	-	2,700,756	2,050,785	-	2,050,785	-	2,050,785	△24.1	-
林野庁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境庁	117,346	-	117,346	217,432	334,778	117,346	-	117,346	217,617	334,963	0.0	0.1
宮内庁	-	-	-	31,730	31,730	-	-	-	32,050	32,050	-	1.0
計	2,818,102	-	2,818,102	249,162	3,067,264	2,168,131	-	2,168,131	249,667	2,417,798	△23.1	0.2
東建	2,913,344	7,937,394	10,850,738	3,207,605	14,058,343	2,908,322	10,064,446	12,972,768	3,551,333	16,524,101	△0.2	10.7
京設	1,089,130	-	1,089,130	277,076	1,366,206	1,073,000	-	1,073,000	350,464	1,423,464	△1.5	26.5
港灣局	1,242,736	-	1,242,736	-	1,242,736	949,500	-	949,500	-	949,500	△23.6	-
住宅局	573,770	-	573,770	76,107	649,877	834,940	-	834,940	82,592	917,532	45.5	8.5
南多摩開発本部	5,818,980	7,937,394	13,756,374	3,560,788	17,317,162	5,765,762	10,064,446	15,830,208	3,984,389	19,814,597	△0.9	11.9
東住宅供給公社	113,150	-	113,150	-	113,150	74,650	-	74,650	-	74,650	△34.0	-
新都市建設公社	56,060	-	56,060	-	56,060	41,660	-	41,660	-	41,660	△25.7	-
都宮住宅公社	70,446	-	70,446	-	70,446	74,390	-	74,390	-	74,390	5.6	-
サ-ビ文公社	239,656	-	239,656	-	239,656	190,700	-	190,700	-	190,700	△20.4	-
千代田区	6,300	357,394	363,694	32,046	395,740	5,175	340,681	345,856	31,387	377,243	△17.9	△2.1
中央区	270,971	384,981	655,952	77,760	733,712	44,318	-	44,318	90,775	135,093	△83.6	16.7
港区	59,134	33,266	92,400	19,278	111,678	80,772	31,634	112,406	18,504	130,910	36.6	△4.0
新宿区	79,136	1,067,500	1,146,636	190,076	1,336,712	181,097	450,450	631,547	191,676	823,223	128.8	0.8
文京区	42,380	13,230	55,610	47,893	103,503	39,075	8,910	47,985	54,892	102,877	△7.8	14.6
台東区	345,959	-	345,959	68,767	414,726	195,600	-	195,600	82,697	278,297	△43.5	20.3
墨田区	128,128	132,210	260,338	270,351	530,689	419,611	326,995	746,606	239,109	985,715	227.5	△11.6
江東区	30,380	-	30,380	184,966	215,346	69,429	-	69,429	153,171	222,600	128.5	△17.2
品川区	115,175	414,113	529,288	83,656	612,944	130,291	414,113	544,404	93,065	637,469	13.1	11.2
目黒区	249,406	1,000,549	1,249,955	48,202	1,298,157	237,824	1,102,142	1,339,966	62,524	1,402,490	△4.6	29.7
大田区	317,660	1,800,000	2,117,660	358,934	2,476,594	1,082,293	2,686,000	3,768,293	403,459	4,171,752	240.7	12.4
世田谷区	345,339	1,385,962	1,731,301	211,475	1,942,776	418,995	1,132,662	1,551,657	256,540	1,808,197	21.3	21.3
渋谷区	23,508	-	23,508	33,949	57,457	126,468	211,738	338,206	40,620	378,826	438.0	19.7
中野区	150,485	1,832,500	1,982,985	145,014	2,127,999	93,610	3,240,650	3,334,260	154,297	3,488,557	△37.8	6.4
杉並区	273,177	2,607,156	2,880,333	189,549	3,069,882	184,517	2,484,511	2,669,028	247,738	2,916,766	△32.5	30.7
豊島区	113,809	540,000	653,809	8,963	662,772	139,436	334,000	473,436	11,720	485,156	22.5	30.8
北区	324,788	17,804	342,592	56,388	398,980	129,508	16,886	146,394	59,552	205,946	△60.1	5.6
荒川区	73,455	245,479	318,934	6,820	325,754	108,319	692,047	800,366	8,085	808,451	△7.5	18.5
板橋区	381,932	877,773	1,259,705	116,006	1,375,711	285,579	923,068	1,208,647	123,510	1,332,157	△25.2	6.5
練馬区	145,064	1,044,123	1,189,187	141,655	1,330,842	172,715	1,533,018	1,705,733	171,535	1,877,268	19.1	21.1
足立区	337,877	57,630	395,507	299,145	694,652	624,153	197,389	821,542	346,731	1,168,273	84.7	15.9
葛飾区	252,175	248,296	500,471	242,423	742,894	299,428	753,243	1,052,671	351,491	1,404,162	18.7	45.0
江戸川区	117,233	128,909	246,142	281,708	527,850	337,206	2,330,719	2,667,925	321,648	2,989,573	187.6	14.2
計	4,183,471	14,188,875	18,372,346	3,115,024	21,487,370	5,405,419	19,210,856	24,616,275	3,514,726	28,131,001	29.2	12.8
八王子市	224,947	377,487	602,434	148,597	751,031	195,951	372,525	568,476	186,600	755,076	△12.9	25.6
立川市	90,000	193,636	283,636	17,222	300,858	56,200	175,690	231,890	13,119	245,009	△37.6	△23.8
武蔵野市	35,350	89,642	124,992	9,054	134,046	29,600	98,498	128,098	14,925	143,023	△16.3	64.8
三鷹市	69,489	242,897	312,386	4,301	316,687	23,900	435,179	459,079	4,534	463,613	△65.6	5.4
青梅市	132,790	-	132,790	34,670	167,460	153,316	55,729	209,045	41,787	250,832	15.5	20.5

行政機関	昭和 55 年 度					昭和 56 年 度					前年度対比%	
	整 備 費			維持費	合 計	整 備 費			維持費	合 計	構 築 費	維 持 費
	構 築 費	用 地 費	計			構 築 費	用 地 費	計				
府 中 市	338,400	895,080	1,233,480	82,626	1,316,106	294,880	1,183,670	1,478,550	111,363	1,589,913	△12.9	34.8
調 島 市	52,902	31,937	84,839	3,493	88,332	41,059	72,628	113,687	11,709	125,396	△22.4	235.2
曙 布 市	38,103	353,615	391,718	62,362	454,080	44,419	139,608	184,027	45,059	229,086	16.6	△27.7
町 田 市	49,125	541,458	590,583	36,477	627,060	90,090	641,059	731,149	51,763	782,912	83.4	41.9
小 金 井 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 平 市	126,750	336,631	463,381	8,950	472,331	90,680	618,321	709,001	45,540	754,541	28.5	408.8
日 野 市	-	503,230	503,230	65,117	568,347	-	157,821	157,821	90,155	247,976	-	38.5
東 村 山 市	44,590	85,832	130,422	4,453	134,875	33,827	-	33,827	14,165	47,992	△24.1	218.1
国 分 寺 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 立 市	7,335	144,000	151,335	17,828	169,163	18,502	-	18,502	14,970	33,472	152.2	△16.0
田 無 市	23,970	-	23,970	2,921	26,891	15,112	1,879,260	1,894,372	5,509	1,899,881	△37.0	88.6
保 谷 市	5,420	-	5,420	427	5,847	-	1,053,808	1,053,808	1,084	1,054,892	-	153.9
福 生 市	129,277	129,945	259,222	7,440	266,662	81,342	475,157	555,499	13,651	569,150	△37.9	83.5
狛 江 市	33,004	67,602	100,606	7,392	107,998	49,118	-	49,118	11,820	60,938	48.8	59.9
東 大 和 市	-	-	-	5,291	5,291	-	-	-	16,273	16,273	-	207.6
清 瀬 市	3,000	-	3,000	9,200	12,200	2,545	-	2,545	7,846	10,391	△15.2	△14.7
東 久 留 米 市	31,440	-	31,440	10,731	42,171	93,135	-	93,135	11,461	104,596	196.2	6.8
武 蔵 村 山 市	-	86,754	86,754	13,070	99,824	16,800	-	16,800	30,160	46,960	-	130.8
多 摩 市	551,088	243,954	795,042	186,233	981,275	120,890	292,506	413,396	223,017	636,413	△78.1	19.8
稲 城 市	611	-	611	4,630	5,241	41,800	4,600	46,400	9,732	56,132	6,741.2	110.2
秋 川 市	184,733	231,594	416,327	784	417,111	215,844	176,402	392,246	901	393,147	16.8	14.9
羽 村 町	25,990	-	25,990	3,122	29,112	6,290	-	6,290	3,587	9,877	△75.8	14.9
瑞 穂 町	44,400	539,436	583,836	1,170	585,006	63,780	715,321	779,101	2,030	781,131	43.6	73.5
計	2,242,714	5,094,730	7,337,444	747,561	8,085,005	1,778,080	8,547,782	10,325,862	982,760	11,308,622	△20.7	31.5
合 計	15,302,923	27,220,999	42,523,922	7,672,535	50,196,457	15,308,092	37,823,084	53,131,176	8,731,542	61,862,718	0.0	13.8

注：(社)東京都造園緑化業協会調

## (2) 道路関係(表一6)

### イ. 都及び公社

新設費については、予算額2億3千万円で対前年度比38.5%の増加となっているが、都のみでは2.9%の伸びに止っている。維持費については、予算額14億6千万円で対前年度比7.8%の増加になっている。

### ロ. 23区

新設費については、予算額5億9千万円で対前年度比27.4%の増加となっているが、歩道新設改良工事規模の変動があるため、10区で減少しており、とくに渋谷・中野・板橋・練馬区では40%以上の減少を示している。維持費については、予算額6億3千万円で23.1%の増加となっている。

## ハ 三多摩市・町

新設費については、予算額 6 億 9 千万円で、対前年度比 196.5% の増加と顕著な伸びをみせているが、これは府中市の伸びが大きいことで、逆に八王子・三鷹・町田・多摩市では 40% 以上の減少を示している。維持費については、予算額 1 億 5 千万円で 53.2% の増加となっている。

### (3) 学校等その他の公共施設 (表-7)

#### イ 23区

新設費については、予算額 3 億 9 千万円で対前年度比 16.8% の増加となっているが、新宿・台東・北区では 40% 以上の減少を示している。維持費については、予算額 2 億 2 千万円で 18.0% の増加であるが、港・北区では 40% 以上の減少となっている。

#### ロ 三多摩市・町

新設費については、予算額 2 億 1 千万円で対前年度比 6.3% の減少となっている。維持費については、予算額 7 千万円で 12.1% の増加であるが、小平市では 40% 以上の減少を示している。

表-6 道路関係(街路樹等)予算

単位:千円

行政機関	昭和 55 年 度			昭 和 56 年 度			前年度対比%	
	新設費	維持費	計	新設費	維持費	計	新設費	維持費
東 京 都 建設局	150,000	1,348,765	1,498,765	170,000	1,453,454	1,623,454	13.3	7.8
南多摩開発本部	15,210	5,963	21,173	-	6,559	6,559	-	△69.0
計	165,210	1,354,728	1,519,938	170,000	1,460,013	1,630,013	2.9	7.8
東 京 都 建設公社	-	-	-	58,800	-	58,800	-	-
都 市 建設公社	-	-	-	-	-	-	-	-
都 市 住宅公社	-	-	-	58,800	-	58,800	-	-
計	-	-	-	58,800	-	58,800	-	-
千 代 田 区	-	24,602	24,602	-	39,288	39,288	-	59.7
中 央 区	520	42,088	42,608	10,350	54,275	64,625	1,890.4	29.0
港 区	5,837	20,810	26,647	8,807	24,560	33,367	50.9	18.0
新 宿 区	-	26,847	26,847	25,553	30,793	56,346	-	14.7
文 京 区	19,521	22,227	41,748	15,716	21,690	37,406	△19.5	△ 2.4
台 東 区	6,185	30,199	36,384	7,245	37,917	45,162	17.1	25.6
墨 田 区	8,700	30,499	39,199	9,784	39,079	48,863	12.5	28.1
江 東 区	27,243	38,095	65,338	23,010	40,444	63,454	△15.5	6.2

行政機関	昭和55年度			昭和56年度			前年度対比%	
	新設費	維持費	計	新設費	維持費	計	新設費	維持費
品川区	35,532	11,695	47,227	23,000	11,773	34,773	△35.3	0.7
目黒区	22,780	5,195	27,975	15,627	6,084	21,711	△31.4	17.1
大田区	12,984	15,414	28,398	35,600	17,175	52,775	174.2	11.4
世田谷区	30,000	20,128	50,128	31,000	23,170	54,170	3.3	15.1
渋谷区	1,903	6,974	8,877	414	8,648	9,062	△78.2	24.0
中野区	49,100	42,547	91,647	28,227	53,812	82,039	△42.5	26.5
杉並区	36,096	6,646	42,742	31,128	20,001	51,130	△13.8	200.9
豊島区	-	10,607	10,607	-	12,605	12,605	-	18.8
北区	28,320	35,681	64,001	21,075	41,068	62,143	△25.6	15.1
荒川区	30,530	3,209	33,739	81,560	8,365	89,925	167.1	160.7
板橋区	113,369	73,564	186,933	58,240	70,144	128,384	△48.6	△4.6
練馬区	4,661	14,924	19,585	567	24,562	25,129	△87.8	64.6
足立区	4,846	20,405	25,251	42,243	30,580	72,823	771.7	49.9
葛飾区	14,653	-	14,653	31,500	-	31,500	115.0	-
江戸川区	7,842	7,232	15,074	86,310	11,268	97,578	1,000.6	55.8
計	460,622	509,588	970,210	586,957	627,301	1,214,258	27.4	23.1
八王子市	19,612	5,104	24,716	4,119	10,080	14,199	△79.0	97.5
立川市	1,650	5,920	7,570	5,150	5,400	10,550	212.1	△8.8
武蔵野市	14,750	3,570	18,320	16,900	7,289	24,189	14.6	104.2
三鷹市	4,425	135	4,560	1,630	375	2,005	△63.2	177.8
青梅市	4,615	4,534	9,149	20,123	6,132	26,255	354.8	35.2
府中市	138,103	35,992	174,095	590,000	45,327	635,327	327.2	25.9
昭島市	-	1,861	1,861	-	2,229	2,229	-	19.8
調布市	10,600	5,857	16,457	15,600	11,094	26,694	47.2	89.4
町田市	4,095	11,539	15,634	1,325	17,973	19,298	△67.6	55.8
小金井市	-	309	309	-	-	-	-	-
小平市	-	-	-	-	-	-	-	-
日野市	-	2,273	2,273	-	2,512	2,512	-	10.5
東村山市	-	-	-	2,700	-	2,700	-	-
国分寺市	-	2,742	2,742	-	3,088	3,088	-	12.6
国立市	6,572	-	6,572	11,000	-	11,000	67.4	-
田無市	-	1,000	1,000	1,940	1,050	2,990	-	5.0
保谷市	-	500	500	-	2,000	2,000	-	300.0
福生市	-	1,080	1,080	-	1,165	1,165	-	7.9
狛江市	-	430	430	140	452	592	-	5.1
東大和市	-	6,727	6,727	-	5,362	5,362	-	△20.3
清瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-
東久留米市	5,900	4,000	9,900	-	4,000	4,000	-	0.0
武蔵村山市	2,201	586	2,787	1,650	760	2,390	△25.9	29.7
多摩市	21,100	-	21,100	2,500	14,690	17,190	△88.2	-
稲城市	-	889	889	-	1,200	1,200	-	35.0
秋川市	-	-	-	6,823	-	6,823	-	-
羽村町	231	-	231	400	3,650	4,050	73.2	-
瑞穂町	-	550	550	11,500	650	12,150	-	18.2
計	233,854	95,598	329,452	693,480	146,478	839,958	196.5	53.2
合計	859,686	1,959,914	2,819,600	1,509,237	2,233,792	3,743,029	75.6	14.0

注：(社)東京都造園緑化業協会調

表一 7 学校その他の公共施設関係予算

単位：千円

行政機関	昭和 55 年 度			昭 和 56 年 度			前年度対比%	
	新設費	維持費	計	新設費	維持費	計	新設費	維持費
千代田区	-	-	-	-	-	-	-	-
中央区	-	3,685	3,685	-	2,714	2,714	-	△26.4
港区	17,000	14,233	31,233	17,000	6,071	23,071	0.0	△57.3
新宿区	11,173	4,465	15,638	4,655	4,621	9,276	△58.3	3.5
文京区	-	-	-	-	-	-	-	-
台東区	38,324	3,368	41,692	13,983	3,615	17,598	△63.5	7.3
墨田区	-	7,935	7,935	10,000	12,179	22,179	-	53.5
江東区	12,000	2,724	14,724	8,000	6,304	14,304	△33.3	131.4
品川区	20,628	12,076	32,704	31,442	15,056	46,498	52.4	24.7
目黒区	2,000	8,321	10,321	13,818	9,247	23,065	590.9	11.1
大田区	21,600	30,006	51,606	28,633	27,400	56,033	32.6	△ 8.7
世田谷区	25,545	10,410	35,955	61,065	10,784	71,849	139.0	3.6
渋谷区	1,700	3,447	5,147	1,900	5,998	7,898	11.8	74.0
中野区	8,450	10,203	18,653	5,240	12,220	17,460	△38.0	19.8
杉並区	49,038	7,500	56,538	52,200	7,215	59,415	6.4	△ 3.8
豊島区	-	-	-	-	-	-	-	-
北区	13,719	16,296	30,015	1,788	5,645	7,433	△87.0	△65.4
荒川区	7,034	7,500	14,534	8,562	8,055	16,617	21.7	7.4
板橋区	-	24,810	24,810	-	47,221	47,221	-	90.3
練馬区	8,000	6,446	14,446	17,159	15,436	32,595	114.4	139.5
足立区	44,457	-	44,457	41,960	-	41,960	△ 5.6	-
葛飾区	10,460	7,733	18,193	16,027	14,412	30,439	53.2	86.4
江戸川区	39,055	4,980	44,035	52,255	5,404	57,659	33.8	8.5
計	330,183	186,138	516,321	385,687	219,597	605,284	16.8	18.0
八王子市	8,650	12,879	21,529	7,592	7,751	15,343	△12.2	△39.8
立川市	5,000	-	5,000	5,000	-	5,000	0.0	-
武蔵野市	6,163	2,996	9,159	3,680	2,455	6,135	△40.3	△18.1
三鷹市	550	-	550	1,920	-	1,920	249.1	-
青梅市	1,170	1,067	2,237	3,535	1,040	4,575	202.1	△ 2.5
府中市	97,600	8,439	106,039	83,000	15,467	98,467	△15.0	83.3
昭島市	-	-	-	5,700	-	5,700	-	-
調布市	-	9,367	9,367	8,000	12,590	20,590	-	34.4
町田市	50,900	3,600	54,500	37,150	4,521	41,671	△27.0	25.6
小金井市	970	-	970	-	-	-	-	-
小平市	-	3,204	3,204	-	1,882	1,882	-	△41.3
日野市	4,063	4,129	8,192	19,642	4,052	23,694	383.4	△ 1.9
東村山市	2,635	1,194	3,829	3,250	1,950	5,200	23.3	63.3
国分寺市	5,800	639	6,439	-	1,716	1,716	-	168.5
国立市	-	853	853	-	1,024	1,024	-	20.0
田無市	3,134	450	3,584	2,929	500	3,429	△ 6.5	11.1
保谷市	946	-	946	217	-	217	△77.1	-
福生市	-	4,120	4,120	-	4,759	4,759	-	15.5
狛江市	-	1,500	1,500	-	1,500	1,500	-	0.0
東大和市	2,235	1,350	3,585	-	1,350	1,350	-	0.0
清瀬市	-	220	220	3,241	311	3,552	-	41.4

行政機関	昭和 55 年 度			昭 和 56 年 度			前年度対比%	
	新設費	維持費	計	新設費	維持費	計	新設費	維持費
東久留米市	-	4,469	4,469	-	3,012	3,012	-	△32.6
武蔵村山市	2,000	588	2,588	984	1,525	2,509	△50.8	159.4
多摩市	36,000	-	36,000	27,000	-	27,000	△25.5	-
稲成市	-	594	594	-	660	660	-	11.1
秋川市	-	370	370	-	350	350	-	△ 5.4
羽村町	-	-	-	700	1,090	1,790	-	-
瑞穂町	450	-	450	450	-	450	0.0	-
計	228,266	62,028	290,294	213,990	69,505	283,495	△ 6.3	12.1
合 計	558,449	248,166	806,615	599,677	289,102	888,779	7.4	16.5

注：(社)東京都造園緑化業協会

#### (4) 苗木配布等普及事業 (表一 8)

##### イ 林野庁

予算額 850 万円 で、対前年度比 6.3% の増加となっている。

##### ロ 23区

予算額 3 億 5 千万円 で、対前年度比 9.5% の増加となっている。

##### ハ 三多摩市町

予算額 8 千万円 で、対前年度比 42.1% の増加となっている。

表一 8 苗木配布等普及事業 (樹木、草花、土等の配布)

単位：千円

行政機関	昭 和 55 年 度			昭 和 56 年 度			前年度対比%
	樹木・草花	その他	計	樹木・草花	その他	計	
林野庁	2,500	5,500	8,000	2,500	6,000	8,500	6.3
計	2,500	5,500	8,000	2,500	6,000	8,500	6.3
千代田区	1,356	162	1,518	1,750	160	1,910	25.8
中央区	464	-	464	538	-	538	15.9
港区	11,910	3,320	15,230	13,165	3,336	16,501	8.3
新宿区	6,508	-	6,508	6,368	-	6,368	△ 2.2
文京区	14,122	455	14,577	14,795	438	15,233	4.5
台東区	299	-	299	319	-	319	6.7
墨田区	26,593	4,062	30,655	11,389	3,536	14,925	△ 51.3
江東区	5,746	442	6,188	7,226	800	8,026	29.7
品川区	3,137	36	3,173	3,191	45	3,236	2.0
目黒区	5,338	409	5,747	6,103	410	6,513	13.3
大田区	23,500	-	23,500	27,500	-	27,500	17.0

行政機関	昭和55年度			昭和56年度			前年度 対比%
	樹木・草花	その他	計	樹木・草花	その他	計	
世田谷区	23,385	-	23,385	33,857	-	33,857	44.8
渋谷区	5,819	65	5,884	5,935	161	6,096	3.6
中野区	2,163	5,507	7,670	3,238	5,634	8,872	15.7
杉並区	17,682	486	18,168	17,492	486	17,978	△ 1.0
豊島区	1,533	1,038	2,571	1,795	1,014	2,809	9.3
北区	3,102	1,932	5,034	3,054	1,720	4,774	△ 5.2
荒川区	3,190	-	3,190	4,862	-	4,862	52.4
板橋区	28,654	19,714	48,368	30,050	17,639	47,689	△ 1.4
練馬区	9,623	49,051	58,674	12,529	63,532	76,061	29.6
足立区	13,312	1,453	14,765	13,501	1,637	15,138	2.5
葛飾区	13,473	3,892	17,365	18,904	4,400	23,304	34.2
江戸川区	2,686	-	2,686	3,059	-	3,059	13.9
計	223,595	92,024	315,619	240,620	104,948	345,568	9.5
八王子市	50	-	50	390	-	390	680.0
立川市	1,045	-	1,045	1,000	-	1,000	△ 4.3
武蔵野市	905	1,710	2,615	2,191	1,538	3,729	42.6
三鷹市	700	-	700	700	-	700	0.0
青梅市	641	40	681	6,335	60	6,395	839.1
府中市	20,699	9,793	30,492	27,324	16,695	44,019	44.4
昭島市	85	-	85	668	-	668	685.9
調布市	417	-	417	561	-	561	34.5
町田市	7,920	-	7,920	9,480	-	9,480	19.7
小金井市	20	-	20	10	-	10	△ 50.0
小平市	640	-	640	644	-	644	0.6
日野市	2,743	200	2,943	2,770	260	3,030	3.0
東村山市	1,700	1,714	3,414	1,900	1,764	3,664	7.3
国分寺市	470	-	470	496	-	496	5.5
国立市	462	-	462	462	-	462	0.0
田無市	3,000	-	3,000	3,000	-	3,000	0.0
保谷市	300	-	300	300	-	300	0.0
福生市	642	149	791	1,481	199	1,680	112.4
狛江市	301	50	351	357	35	392	11.7
東大和市	-	-	-	-	-	-	-
清瀬市	-	-	-	-	-	-	-
東久留米市	-	-	-	-	-	-	-
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-	-
多摩市	1,971	285	2,256	2,389	408	2,797	24.0
稲城市	200	-	200	200	-	200	0.0
秋川市	-	-	-	-	-	-	-
羽村町	150	-	150	210	-	210	40.0
瑞穂町	-	-	-	-	-	-	-
計	45,061	13,941	59,002	62,868	20,959	83,827	42.1
合計	271,156	111,465	382,621	305,988	131,907	437,895	14.4

注：(社)東京都造園緑化業協会調

## 2. 公園・緑地・緑道・植樹帯の 面積及び街路樹本数（表－9）

調査対象とした行政機関の公園，緑地，緑道の各面積は表－9のとおりであるが，皇居外苑・北の丸公園・新宿御苑をはじめとして，都区市町立公園等の面積は2,931ヘクタールとなっており，調査外の町村のものを加えた総面積は

表－9 公園，緑地，緑道，植樹帯の面積及び街路樹本数

（昭和56年4月1日現在）

行政機関	公園 m <sup>2</sup>	緑地 m <sup>2</sup>	緑道 m <sup>2</sup>	植樹帯 m <sup>2</sup>	街路樹本数	備 考
環 境 庁	1,365,718	-	-	-	-	
宮 内 庁	210,000	-	-	-	-	
計	1,575,718	-	-	-	-	
東 京 都 環 境 局	9,570,362	-	131,586	694,915	110,795	
港 湾 局	1,060,946	-	-	-	-	
南多摩開発本部	162,000	193,000	32,000	9,200	2,100	
計	10,793,308	193,000	163,586	704,115	112,895	
東 京 都 住宅供給公社	383,484	-	-	-	-	
新都市建設公社	6,459	5,226	-	-	-	
計	389,943	5,226	-	-	-	
千 代 田 区	45,506	19,767	7,190	6,540	3,898	
中 央 区	142,251	23,046	4,620	8,310	5,971	
港 区	231,910	-	-	12,923	2,821	
新 宿 区	307,461	-	10,332	7,791	2,252	
文 京 区	172,499	518	-	4,029	1,448	
台 東 区	171,109	-	-	5,351	2,883	
墨 田 区	325,564	92,284	13,902	13,616	4,109	
江 東 区	380,309	-	21,686	6,307	4,804	
品 川 区	219,699	2,310	-	11,965	3,801	
目 黒 区	144,940	-	36,690	4,288	1,456	
大 田 区	551,880	746,766	46,760	13,281	4,286	
世 田 谷 区	919,676	6,847	129,343	1,910	5,043	
渋谷区	44,096	-	45,718	16,236	2,042	
中 野 区	221,207	-	-	5,159	508	
杉 並 区	253,914	399	-	11,025	2,441	
豊 島 区	118,036	-	798	2,870	1,664	
北 区	366,712	132,510	9,600	15,251	2,769	
荒 川 区	173,923	15,800	3,300	3,609	826	
板 橋 区	452,061	684,016	33,764	19,609	5,349	
練 馬 区	249,367	5,475	16,861	25,955	2,044	
足 立 区	1,113,281	6,304	2,469	13,384	5,214	
葛 飾 区	335,744	-	10,723	7,986	419	
江 戸 川 区	605,886	787,256	9,266	48,463	4,809	
計	7,547,031	2,523,298	403,022	265,858	70,857	

行政機関	公園 m <sup>2</sup>	緑地 m <sup>2</sup>	緑道 m <sup>2</sup>	植樹帯 m <sup>2</sup>	街路樹本数	摘 要
八王子市	546,903	24,330	4,398	-	3,145	
立川市	221,539	117,269	14,604	7,982	2,548	
武蔵野市	91,506	-	2,825	4,377	1,737	
三鷹市	122,447	542	4,295	2,880	694	
青梅市	393,202	43,300	-	12,026	1,208	
府中市	697,018	2,541	56,922	29,666	5,636	
昭島市	202,937	61,680	-	526	962	
調布市	175,564	1,800	2,500	10,394	2,611	
町田市	505,067	34,026	3,500	42,000	8,977	
小金井市	15,612	9,980	2,010	702	125	
小平市	110,233	-	-	-	6,920	
日野市	271,738	13,905	-	6,090	1,894	
東村山市	73,084	-	4,000	-	280	
国分寺市	42,265	-	-	1,581	148	
国立市	60,502	27,975	2,481	6,049	739	
田無市	62,282	738	-	2,647	394	
保谷市	54,340	-	-	-	214	
福生市	182,563	10,046	1,334	-	730	
狛江市	41,640	38,000	33,954	-	410	
東大和市	94,535	-	-	-	1,761	
清瀬市	95,151	-	-	1,634	185	
東久留米市	103,216	10,172	-	-	2,593	
武蔵村山市	120,227	-	-	2,785	532	
多摩市	434,948	43,435	-	18,275	1,600	
稲城市	146,814	-	603	3,344	866	
秋川市	3,919	-	-	-	-	
羽村町	224,489	9,149	-	1,980	2,470	
瑞穂町	16,664	10,634	8,838	3,600	210	
計	5,110,070	459,522	142,264	158,538	42,669	
合 計	25,416,070	3,181,046	708,872	1,128,511	226,421	

注：（社）東京都造園緑化業協会調

表-3のとおり3,154ヘクタールである。

このうち都心3区については、表-4のとおり昼間人口が他区市より流入するため増大し、昼間人口でとらえた場合1人当り公園面積は、千代田区で1.81平方メートル、中央区で0.7平方メートル、港区で1.08平方メートル、東京都全体では2.36平方メートルとなり、都民1人当り2.73平方メートルに比べると低いものとなっている。

道路緑化については、植樹帯の設置・街路樹の植栽等を行っており、植樹帯の面積は113ヘクタール、街路樹本数は23万本となっている。

### 3. 昭和55年度、56年度に新設された公園並びに緑道

昭和55年度、56年度に新設された公園は表-10のとおりである。

表-10 昭和55年度・56年度に新設された公園

行政機関	年度別	公園(緑道)名	面積(延長) m <sup>2</sup> /m	建設費 千円		植栽費率 b/a	摘 要
				総額a	植栽費b		
東京都建設局	55	野川公園	385,869	744,874	200,490	26.9%	
"	55	狭山・境公園	67,255	298,357	127,490	42.7	
"	56	光が丘公園	346,401	1,560,845	307,512	19.7	
"	56	猿江公園	93,326	1,048,265	211,430	20.1	追加開園
"	56	十三号公園	91,991	828,565	95,120	11.4	"
東京都港湾局	55	京浜島第1ふ頭公園	9,755	68,600	54,880	80.0	
"	56	13号地第3ふ頭公園	20,621	136,905	109,524	80.0	
"	56	11号地第2ふ頭公園	5,186	41,996	25,198	60.0	
"	56	大井ふ頭その2緑道公園	936	11,752	7,051	59.9	
東京都住宅局	55	南田中公園	3,600	41,651	5,410	12.9	
"	55	成瀬公園	4,100	34,030	4,083	11.9	
"	55	西果鴨2丁目公園	1,040	16,381	2,601	15.8	
"	55	北砂2丁目公園	1,970	26,769	2,097	7.8	
"	55	池袋本町3丁目公園	475	7,584	760	10.0	
"	55	本羽田1丁目公園	1,012	11,758	1,284	10.9	
"	55	栄町1丁目公園	2,600	28,420	3,935	13.8	
"	56	扇橋3丁目公園	1,434	27,380	3,548	12.9	
"	56	枝川3丁目公園	1,270	16,444	1,651	10.0	
"	56	上連雀7丁目公園	2,370	29,231	2,305	7.8	
"	56	南砂5丁目公園	2,500	30,838	3,822	12.3	
東京都 南多摩開発本部	55	東中野公園	31,000	90,000	27,000	30.0	2ヶ年計画(54~55年度) 55年度分
"	55	18住区歩行者専用道路	(310m)	43,500	13,000	29.8	
"	56	柏木公園	2,000	39,300	15,000	38.1	
"	56	14住区歩行者専用道路	(1,440m)	314,000	95,000	30.2	
東京都 住宅供給公社	55	亀戸9丁目住宅	2,453	37,000	6,779	18.3	移管
"	55	北野1号公園	2,636	24,200	4,160	17.2	八王子市
新都市建設公社	55	東町公園	711	3,460	-	-	福生市
"	55	玉見7号公園	1,600	28,400	3,500	12.3	秋川市
"	56	調整池植栽	4,967	5,500	5,500	100.0	八王子市
"	56	鶴川駅前公園	800	19,110	3,600	18.8	町田市
"	56	駅前広場植栽	259	4,450	4,450	100.0	福生市
"	56	東町公園	711	12,600	2,100	16.7	"
千代田区	-	-	-	-	-	-	
中央区	55	豊海児童公園	1,133	16,680	4,210	25.2	
"	56	月島川緑の散歩道	(220m)	19,850	1,980	9.9	
港区	56	六本木西公園	2,187	48,250	5,579	11.5	
新宿区	55	津の守坂児童遊園	290	5,000	862	17.2	
文京区	-	-	-	-	-	-	
台東区	55	根岸公園	399	7,700	446	5.7	増設
"	56	西浅草川村公園	125	4,000	610	15.2	"
墨田区	55	東あずま公園	9,075	107,514	21,974	20.4	

行政機関	年度別	公園(緑道)名	面積(延長) m <sup>2</sup> , m	建設費千円		植栽費率 b/a	備 考
				総額 a	植栽費 b		
墨田区	55	平井橋第一公園	2,873	61,127	16,946	27.7	%
"	55	平井橋第二公園	1,886				
"	55	墨田第二児童公園	803	12,850	1,821	14.1	
"	56	八広公園	5,107	663,043	11,001	17.4	
"	56	立花緑花園	1,458	18,158	6,500	35.7	
"	56	六軒児童遊園	732	12,444	1,302	10.4	
江東区	55	亀戸7丁目北公園	883	13,000	2,340	18.0	
"	55	南砂4丁目西公園	732	10,400	1,092	10.5	
"	56	東砂3丁目公園	1,019	19,000	5,656	29.7	
品川区	55	仙台坂公園	315	-	-	-	寄附
"	56	トリム公園	1,854	37,960	1,782	4.6	
"	56	元芝公園	656	-	-	-	寄附
目黒区	55	雀のお宿緑地公園	7,240	60,100	44,741	74.4	
"	55	西郷山公園	10,500	186,100	152,966	82.1	3年計画55、56年度分
"	55	谷戸前川緑道 (370m)	21,500	21,500	15,702	73.0	
"	56	鷹番2丁目児童遊園	315	8,100	5,264	64.9	
"	56	鷹番2丁目児童遊園	315	8,100	5,264	64.9	
大田区	55	大倉山公園外12ヶ所 緑道	11,538 (1,422m)	189,937	65,056	34.2	
"	55	緑道	(1,422m)	73,011	15,589	21.3	
"	56	平和の森公園外16ヶ所	41,130	753,695	140,220	18.6	
"	56	緑道 (3,007m)	(3,007m)	152,138	37,028	24.3	
世田谷区	55	池尻3丁目公園	4,161	42,970	3,865	8.9	
"	55	森の公園	2,000	18,000	2,106	11.7	
"	55	草山公園	1,344	17,100	1,866	10.9	貯水槽含む
"	55	希望丘公園	1,559	78,251	564	0.7	拡張(プール設置)
"	55	仮称次大夫堀公園	16,000	78,000	18,500	23.7	6ヶ年計画 55年度分 (53-58)
"	55	東玉川第2児童遊園	698	11,180	723	6.4	
"	55	砧8丁目児童遊園	1,982	16,900	2,153	12.7	
"	55	桜新町児童遊園外3ヶ所	1,420	-	-	-	譲与ほか
"	56	くぬぎ公園	970	19,980	1,346	6.7	
"	56	瀬田3丁目公園	990	24,700	1,215	4.9	貯水槽含む
"	56	北鳥山9丁目公園	1,000	18,800	1,476	7.8	"
"	56	仮称次大夫堀公園	(16,000)	47,000	36,000	76.5	6ヶ年計画 56年度分 (53-58)
"	56	用賀高架下児童遊園	2,670	26,610	2,623	9.8	
"	56	用賀南児童遊園	496	14,850	818	5.5	
"	56	大蔵3丁目公園外3ヶ所	19,774	-	-	-	譲与ほか
"	56	大蔵1丁目児童遊園外2ヶ所	1,279	-	-	-	"
渋谷区	55	千駄ヶ谷4丁目児童遊園地	192	6,999	-	-	
"	56	幡ヶ谷第三公園	2,001	71,685	13,430	18.7	
"	56	玉川上水旧水路緑道	313(15m)	4,860	1,008	20.7	
中野区	55	文園西公園	368	5,750	520	9.0	
"	55	明町公園	5,261	14,000	4,700	33.5	
"	55	丸山塚公園	2,718	16,400	1,600	9.7	
"	56	鷺六公園	1,026	17,060	2,500	14.6	
杉並区	56	沼袋公園	1,947	19,220	960	4.9	
"	55	今川3丁目公園	389	11,262	940	8.3	
"	55	馬橋北第二公園	434	11,070	860	7.7	
"	55	高井戸正用公園	1,029	25,985	1,852	7.1	
"	55	和泉2丁目公園	2,666	44,940	3,679	8.1	

行政機関	年度別	公園(緑道)名	面積(延長) m, m	建設費千円		植栽費率 b/a	摘要
				総額a	植栽費b		
杉並区	55	柳窪公園	793	18,930	540	2.8%	
"	56	大田黒公園	8,972	218,300	9,559	4.3	55, 56年度分
"	56	阿佐谷けやき公園	3,998	37,000	3,945	10.6	
"	56	正保公園	685	14,120	1,711	12.1	
"	56	南荻窪中央公園	1,297	39,850	5,011	12.5	
"	56	松庵3丁目公園	229	12,110	866	7.1	
豊島区	55	上り屋敷公園	2,983	54,790	8,178	14.9	
"	55	池袋公園	998	17,880	2,260	12.6	
"	55	池袋4丁目児童遊園	691	12,300	1,259	10.2	
"	56	千早町2丁目児童公園	930	16,200	1,812	11.1	
"	56	南長崎3丁目第2児童公園	555	10,530	1,048	9.9	
"	56	高田2丁目児童公園	331	7,350	249	3.3	
"	56	駒込公園	1,800	67,100	3,405	5.0	
北区	55	音無もみじ緑地	5,663	58,450	23,779	40.6	
"	55	堀船緑地	1,270	13,550	-	-	既設公園等の樹木移植
"	55	滝野川3丁目児童遊園	700	13,849	6,976	50.3	
"	56	十条仲原2丁目児童遊園	54	1,970	218	11.0	
荒川区	55	東日暮里6丁目西児童遊園	386	6,750	1,200	17.7	
"	56	東尾久5丁目南児童遊園	554	14,000	2,800	20.0	
板橋区	55	大谷上町児童遊園	130	4,800	853	17.7	
"	55	加賀2丁目公園	6,612	60,500	11,076	18.3	
"	56	若木中央公園	2,582	17,600	1,684	9.5	昭和55年度分
"	56	若木東公園	995	39,990	205	0.5	第3(児)若木西(公)若木東第2(児)含む)
"	56	若木西公園	948	-	-	-	"
"	56	若木東第一児童遊園	103	20,000	1,305	6.5	昭和55年度分
"	56	若木東第二児童遊園	177	-	-	-	(若木東第2(児)含む)
"	56	若木東第三児童遊園	108	-	-	-	"
"	56	若木西第一児童遊園	350	6,400	1,168	18.2	(若木西第三(児)含む)
"	56	若木西第二児童遊園	194	-	-	-	"
"	56	若木西第三児童遊園	323	-	-	-	"
"	56	赤塚植物園	8,448	49,680	5,900	11.8	
"	56	加賀第二公園	3,407	55,950	6,298	11.2	
"	56	天神下公園	2,543	28,820	609	2.1	
"	56	若木原公園	3,053	40,400	3,607	8.9	
"	56	大山金井町児童遊園	475	10,000	1,723	17.2	
"	55	桜川緑道	3,440(430m)	58,600	6,648	11.3	
"	55	石神井川グリーンロード	280(80m)	7,600	1,016	13.3	
"	56	桜川緑道	3,150(309m)	55,700	6,988	12.5	
"	56	蓮根川グリーンロード	355(86m)	7,240	1,298	17.9	
"	56	出井川グリーンロード	1,730(270m)	28,850	8,266	28.6	
"	56	石神井川グリーンロード	532(81m)	7,670	1,692	22.0	改修
練馬区	55	和田堀公園外9ヶ所	7,429	-	-	-	寄附
"	55	田柄梅林公園	4,625	14,400	430	2.9	
"	55	石神井台公園	2,504	26,350	4,491	17.0	
"	55	北町なかよし公園	1,456	20,600	2,442	11.8	
"	56	豊玉北児童遊園外7ヶ所	2,914	-	-	-	寄附
"	56	ふれあい公園	1,409	27,400	3,349	12.2	
"	56	貫井西公園	1,227	16,000	2,940	18.3	
"	56	向下橋公園	1,188	16,150	1,846	11.4	

行政機関	年度別	公園(緑道)名	面積(延長) m <sup>2</sup> 、m	建設費 千円		植栽費率 b/a	摘 要
				総額 a	植栽費 b		
練馬区	56	すずしろ公園	1,527	17,150	2,057	11.9%	
	56	びくに児童公園	2,023	19,200	-	-	
江戸川区	55	なぎさ音楽公園	2,025	30,513	4,732	15.5	
	55	春江3号公園	2,469	19,950	4,482	22.4	
	55	春江4号公園	1,140	11,000	1,631	14.8	
	55	一之江4丁目公園	992	12,595	1,932	15.3	
	56	船堀スポーツ公園	7,748	127,700	8,079	6.3	
	56	鹿骨4丁目公園	800	15,130	1,946	12.8	
	56	春江の森公園	6,022	52,000	8,592	16.5	
	56	西一之江1丁目公園	1,356	31,990	3,510	10.9	
	56	西瑞江5丁目公園	1,001	21,850	1,905	8.7	
	56	弥生公園	2,474	26,650	6,219	23.3	
	足立区	55	六木北公園	2,786	33,000	7,832	23.7
55		島根公園	3,968	51,000	11,000	21.5	
55		小台公園	2,565	32,500	4,680	14.4	
55		五色堤公園	1,774	14,000	-	-	
55		やっちゃんば緑道	675(115m)	9,200	1,080	11.7	3ヶ年計画 55年度分
56		青井南公園	2,439	36,800	8,300	22.5	
56		前谷公園	3,262	6,163	3,019	48.9	
56		勝田堀公園	3,130	3,677	2,786	75.7	
56		柳田公園	3,105	3,882	2,748	70.7	
56		鷺宿東公園	3,644	2,615	236	9.0	
56		樫ノ木公園	4,936	5,706	3,585	62.8	
56		中井堀公園	752	951	883	92.8	
56		野耕地公園	3,169	3,565	2,902	81.4	
56		大島公園	2,300	3,018	1,580	52.3	
56		押部公園	8,148	5,100	1,496	29.3	
56		在家公園	2,067	2,967	1,855	62.5	
56		名地公園	1,182	1,333	1,199	89.9	
56		堤根公園	834	1,453	691	47.5	
56		やっちゃんば緑道	1,317(299m)	25,056	1,856	7.4	3ヶ年計画 56年度分
葛飾区		55	西亀有せせらぎ公園	8,500	250,000	12,550	5.0
	55	奥戸中学校跡緑道	(430m)	-	-	-	道路工事と同時施工
	55	宝町南緑道	(60m)	-	-	-	"
	55	宝町1丁目緑道	142(93m)	-	-	-	"
	55	お花茶屋駅前緑道	113(110m)	-	-	-	"
	56	小菅処理場西公園	14,000	325,040	46,700	14.3	56、57年度分
	56	上千葉南公園	1,188	17,752	591	3.3	
	56	東水元公園	3,393	55,260	7,950	14.3	
	56	上新記念公園	1,007	16,719	5,150	30.8	
	56	東金町8丁目緑道	(265m)	37,708	6,890	18.2	
	56	白鳥3丁目緑道	-	-	1,063	-	道路工事と同時施工
	56	青戸4丁目緑道	-	-	13,917	-	"
	56	東堀切3丁目緑道外3ヶ所	135(150m)	23,689	8,568	36.1	
八王子市	55	叶谷公園	4,558	15,000	864	5.7	
	55	下恩方公園	4,651	8,090	-	-	
	55	緑町公園	8,978	11,000	1,080	9.8	4ヶ年計画 55年度分 (55~58)
	56	緑町公園	(8,978)	11,000	-	-	" 56年度分 ( )

行政機関	年度別	公園(緑道)名	面積(延長) m <sup>2</sup> 、m	建設費千円		植栽費率 b/a	摘 要
				総額 a	植栽費 b		
立川市	55	多摩川緑地	23,340	90,000	-	-	4ヶ年計画 (55~58) 55年度分 56年度分
	56	多摩川緑地	75,308	40,000	-	-	
武蔵野市	55	関前南公園	111	1,650	225	13.6	"
	55	境1丁目1坪公園	46	1,300	163	12.5	
"	55~56	グリーンパーク遊歩道	3,829	46,250	8,973	19.4	"
	56	本宿東公園	347	4,400	872	19.8	
"	56	千川上水遊歩道	854	5,250	563	10.7	"
	55	下連雀しらかば公園	667	15,029	640	4.2	
三鷹市	55	深大寺公園	4,419	55,410	2,250	4.0	"
	56	牟礼ひばり野公園	1,608	21,350	2,400	11.2	
青梅市	56	青梅児童交通公園	9,900	169,946	20,000	11.7	"
	55	武蔵台第3公園	1,600	10,000	1,600	16.0	
府中市	55	白糸台東部公園	1,000	11,200	2,448	21.8	"
	55	三本木公園	3,137	25,100	3,765	15.0	
"	55	西府緑地	4,521	20,650	4,864	23.5	"
	55	分梅公園	4,555	8,000	-	-	
"	55	南町公園	2,259	8,100	1,664	20.5	"
	55	栄町北公園外4ヶ所	6,144	-	-	-	
"	56	西府町第2公園	1,592	7,700	1,505	19.5	帰属、管理
	56	新田川分梅公園	2,122	14,000	4,020	28.7	
"	56	南町公園	1,186	7,300	904	12.3	"
	56	栄町中央公園	3,599	47,808	2,290	4.7	
"	56	天神町第2公園	1,096	8,100	953	11.7	"
	56	関の原公園	1,983	15,900	-	-	
"	56	二ヶ村緑地	2,271	21,000	3,150	15.0	"
	56	押立町西公園外1ヶ所	2,229	-	-	-	
昭島市	55	多摩川緑地、くじら運動公園	86,683	34,315	-	-	帰属
	56	多摩川緑地、くじら運動公園	(86,683)	37,680	14,800	39.2	
調布市	55	国領7丁目児童公園	704	5,450	-	-	"
	55	砂川用水敷緑道	(250m)	2,400	1,700	70.8	
"	56	深大寺自然広場	31,729	12,010	-	-	"
	56	多摩川市民広場	4,062	6,850	2,030	29.6	
"	56	多摩川旧堤敷緑道	(500m)	10,900	5,366	49.2	"
	55	真清水公園外12ヶ所	8,416	-	-	-	
町田市	56	成瀬台北公園外4ヶ所	4,450	-	-	-	寄附
	56	つばき公園	2,966	23,700	3,200	13.5	
小金井市	56	桜町公園	900	1,118	880	69.7	"
	56	三楽公園	2,675	11,820	2,986	25.2	
小平市	55	公園11ヶ所	8,001	-	-	-	寄附
	56	公園8ヶ所	2,892	-	-	-	
日野市	-	-	-	-	-	-	"
東村山市	55	大沼田公園	1,100	8,500	898	10.5	"
国分寺市	-	-	-	-	-	-	"
国立市	55	矢川遊園	78	-	-	-	帰属
	55	下峰下遊園	55	-	-	-	
"	56	富士見台東遊園	112	-	-	-	"
"	56	滝之院遊園	92	-	-	-	"
"	56	青柳台遊園	181	-	-	-	"
田無市	55	向台公園	7,692	21,470	200	0.9	"

行政機関	年度別	公園(緑道)名	面積(延長) m <sup>2</sup> , m	建設費千円		植栽費率 b/a	備 考
				総額 a	植栽費 b		
田無市	56	柳沢第2児童遊園	560	2,263	-	-	
"	56	柳沢児童広場	4,203	2,639	-	-	
"	56	芝久保4丁目第1公園	122	1,504	-	-	
保谷市	56	泉町きつつき公園	524	5,420	650	11.9	
福生市	55	天神児童遊園	585	9,400	18	0.1	
"	55	藤の木児童遊園	418	65,500	3,660	5.5	
"	56	熊牛稲荷児童遊園	492	2,970	-	-	
"	56	多摩川緑地福生かに坂公園	13,282	73,000	7,470	10.2	
狛江市	55	岩戸川緑地公園 (520m)	29,410	5,160	17.5		
"	56	岩戸川緑地公園 (770m)	40,283	7,778	19.3		
"	56	野川サイクリング道路	121	1,220	142	11.6	
東大和市	55	緑地公園	2,959	-	-	-	帰属
"	56	上仲原公園	43,300	-	-	-	区画整理
清瀬市	56	松山自然遊園地	559	-	-	-	
"	56	野塩広場	650	1,545	-	-	
東久留米市	56	小山台遺跡公園	4,399	22,000	4,981	22.6	
武蔵村山市	56	三本榎史跡公園	1,089	4,600	-	-	
"	56	後ヶ谷運動広場	2,099	6,500	1,203	18.5	
"	56	入り運動広場	1,193	5,700	602	10.5	
多摩市	55	向ノ岡公園	1,101	5,050	647	12.8	
"	55	明神橋公園	842	4,750	1,093	23.0	
"	56	天王森公園	2,135	11,650	2,133	18.3	
"	56	和田公園	15,855	147,910	32,902	22.2	
稲城市	55	新堀緑道 603(277m)	39,400	9,920	25.1		
"	56	大丸天神山下公園	175	-	-	-	譲与
秋川市	55	清水公園	1,600	29,000	5,155	17.7	
"	56	八雲公園	1,663	22,199	3,895	17.5	
羽村町	55	ひので児童公園	299	-	-	-	
"	55	くすのき児童公園	2,174	10,050	1,329	13.2	
"	55	けやき児童公園	2,106	8,500	862	10.1	
"	55	さくら児童公園	1,217	7,440	766	10.2	
"	56	加美緑地	1,533	6,290	2,905	46.1	
瑞穂町	55	緑道	7,342	33,750	7,841	23.2	
"	55	"	11,041	60,180	23,315	38.7	
"	56	緑地6号	2,433	15,789	3,526	22.3	

注: (社)東京都造園緑化業協会調

### 3. 緑化関係組織 (表-11)

第9表でもわかるとおり、国・都・区にはかなりの造園職が配置されているが、市町においては未だ配置されていないところが多く、土木職が担当している状態で、今後緑化事業推進のためには、是非とも公園課の設置、造園職の配置及び増員が必要である。

表-11 緑化関係組織

行政機関	公園緑地関係				道路(街路樹等)関係				学校その他の公共施設関係				その他				摘要
	部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		
			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数	
建設省	都市局	公園緑地課	22	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	関東地方建設局	昭和記念公園工事事務所	19	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
林野庁	指導部	造林課	28	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	"	業務課	65	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
環境庁	本庁	企画調整課	24	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"		皇居外苑管理事務所	22	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"		同上丸分室	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"		新宿御苑管理事務所	43	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮内庁	管理部	庭園課	34	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

東京都建設局	公園緑地部	計画課			道路管理部	保全課			-	-	-	-	-	-	-	-	
"		公園建設課	1,106	153	公園緑地部	計画課	29	13	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	公園緑地事務所他	工事課 公園課			建設事務所	補修課			-	-	-	-	-	-	-	-	
"	港湾局	企画部	計画第二課	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"		開発部	海上公園課	65	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	住宅局	工事部	施設整備課	22	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
"	南多摩開発本部	建設計画部	建設計画課	15	3	同	左		-	-	-	-	-	-	-	-	
"		宅地造成事務所	緑地整備課	11	11	"			-	-	-	-	-	-	-	-	
"		管理部	施設管理事務所	19	1	"			-	-	-	-	-	-	-	-	
住宅供給公社	建設部	設計課		1													
新都市建設公社	区画整理部	工務課		53	5	同	左										

行政機関	公園緑地関係				道路(街路樹等)関係				学校その他の公共施設関係				その他				摘要				
	部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数						
			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数					
千代田区	土木部	公園河川課	69	3	同	左			-	-	-	-	環境部	環境課	9	0					
中央区	土木部	公園課	34	4	同	左			同	左			環境衛生部	管理課	1	0					
港区	建設部	土木課	216	4	同	左			教育委員会	庶務課	15	0	環境部	経理課	47	0					
"	"	土木事務所												"	社会体育課	38	0	"	環境課	16	0
"														厚生部	管理課	12	0				
"														総務部	区民課	16	0				
新宿区	土木部	公園課	62	10	同	左			教育委員会	庶務課	2	0	環境部	環境課	4	0					
文京区	土木部	公園緑地課	36	3	同	左			-	-	-	-	環境部	環境課	15	0					
台東区	土木部	公園課	42	5	土木部	公園課	42	5	同	左			環境部	環境防災課	2	0					
"	環境部	環境防災課	2	0																	
墨田区	建設部	公園河川課	76	4	同	左			教育委員会	庶務課	25	0	地域振興部	自治環境課	20	1					
江東区	土木部	河川公園課	39	3	土木部	道路課	43	0	教育委員会	庶務課	18	0	環境部	生活環境課	5	1					
品川区	土木部	公園緑地課	109	6	土木部	道路課	100	0	建築部	営繕課	30	0	-	-	-	-					
"									教育委員会	学務課	10	0	-	-							
目黒区	土木部	公園緑地課	62	9	同	左			建築公害部	営繕課	34	0	土木部	公園緑地課	62	9					
"									教育委員会	学務課	29	0									
大田区	土木部	公園課	205	7	土木部	土木第一課	3	0	教育委員会	学務課	1	0	公害環境部	環境課	10	1					
"						土木第二課															
"						土木第三課															
世田谷区	都市環境部	公園課	87	18	同	左			教育委員会	施設課	18	2	都市環境部	みどりの課	12	5					
"									施設部	施設計画課	26	0									
渋谷区	土木部	計画課	56	4	同	左			総務部	財務課	54	0	建築公害部	公害課	26	0					

行政機関	公園緑地関係				道路(街路樹等)関係				学校その他の公共施設関係				その他				摘要
	部 名	課 名	課内職員数		部 名	課 名	課内職員数		部 名	課 名	課内職員数		部 名	課 名	課内職員数		
			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数	
渋谷区		工事課							区民部	管理課	206	0					
"									厚生部	保育課	24	0					
"									建築公害部	公害課	26	0					
"									教育委員会	学務課	70	0					
中野区	建設部	公園緑地課	25	10	同	左			建設部	公園緑地課	25	10	建設部	公園緑地課	25	10	
"									教育委員会	施設課	22	1					
杉並区	土木部	公園課	84	14	土木部	工事課	38	0	環境部	環境課	25	3	同	左			
豊島区	土木部	公園課	37	4	同	左			同	左			環境部	環境課	16	0	
北区	建設部	河川公園課	26	3	同	左			教育委員会	庶務課	7	0	区民部	管理課	1	0	
荒川区	土木部	公園緑地課	71	4	土木部	道路課	87	0	教育委員会	庶務課	26	0	土木部	公園緑地課	71	4	
板橋区	土木部	公園緑地課	73	9	同	左			同	左			同	左			
練馬区	土木部	公園緑地課	53	8	同	左			同	左			同	左			
足立区	土木部	公園課	106	12	土木部	東部工事事務所	69	3	施設部	宮精第一課	23	1	都市環境部	環境保全課	45	1	
"						西部工事事務所	98	0		宮精第二課	31	1					
葛飾区	土木部	公園課	89	7	土木部	工事課	28	0	-	-	-	-	環境部	環境課	15	1	
江 戸 川 区	環境部	緑化公園課	46	8	同	左			教育委員会	庶務課	32	0	-	-	-	-	
八 王 子 市	建設部	公園課	34	0	都市計画部	都市計画課	21	0	学校教育部	施設課	15	0	公園課	担当			
立川市	環境部	環境課	6	1	建設部	土木課	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
武 蔵 野 市	建設部	緑化公園課	20	5	同	左			-	-	-	-	緑化公園課	担当			
三 鷹 市	建設部	計画課	3	0	建設部	管理課	3	0	教育委員会	各施設の管理主管課			環境部	公害課	9	0	
	市民部	コミュニティ課	15	0		工事課	2	0									
青 梅 市	都市開発部	都市計画課	10	2	都市開発部	都市計画課	10	1	学校教育部	総務課	8	1	産業振興部	農林課	16	3	
	生活環境部	住民公園課	11	7	建設部	都市計画課維持管理課	32	1									
府中市	建設部	公園緑地課	14	1	建設部	道路課	40	0	建設部	建築課	9	0	環境部	自然環境課	6	0	

行政機関	公園緑地関係				道路(街路樹等)関係				学校その他の公共施設関係				その他の				摘要
	部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		部名	課名	課内職員数		
			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数			総数	造園職数	
昭島市	都市整備部	公園緑地課	20	0	都市整備部	管理課 建設課	29 22	0 0	学校教育 部	庶務課	74	0	-	-	-	-	
調布市	都市整備部	公園緑地課	19	4	都市整備部	公園緑地課 都市計画課 建設部 土木課	19 10 10	4 0 0	教育委員 会	施設課 営繕課	10 10	0 0	-	-	-	-	
町田市	開発部	公園緑地課	35	5	同	左			同	左			同	左			
小金井市	建設部	計画課	12	0	建設部	設計課	21	0	教育委員 会	庶務課	6	1	-	-	-	-	
小平市	都市計画部	公園緑地課	6	0	建設部	道路課	19	0	教育委員 会	施設課 建築課	8 14	0 0	-	-	-	-	
日野市	建設部 都市整備部	公園緑地課 都市計画課	14 11	0 0	建設部	管理課	9	0	建設部 教育委員 会	公園緑地課 庶務課	14 13	0 0	公園緑地課担当				
東村山市	生活環境部	緑地公園課	22	4	都市建設部	土木課	12	2	教育委員 会	庶務課	14	0	-	-	-	-	
国分寺市	建設部	管理課	17	0	同	左			教育委員 会	庶務課	16	0	市民部	産業 経済課	8	0	
国立市	建設部	建設課	11	0	同	左			教育委員 会 福祉部				-	-	-	-	
田無市	建設部	施設課 都市計画課	10 8	0 0	同	左			施設課	担当			-	-	-	-	
保谷市	建設部	都市計画課	9	0	建設部	建設管理課	16	0	福祉部	老人福祉課	15	0	市民部	環境 整備課	12	0	
福生市	建設部	施設課	12	1	建設部	土木課	16	0	施設課	担当			市民部	経済課	8	0	
狛江市	都市計画部	計画課	13	0	建設部	水道部 管理課	8	0	教育委員 会	庶務課	7	0	-	-	-	-	
東大和市	建設部	施設課	3	0	同	左			教育委員 会	庶務課	3	0	-	-	-	-	
清瀬市	建設部	管理課	2	0	建設部	都市計画課	2	0	教育委員 会	庶務課	2	0	-	-	-	-	
東久留米市	都市計画部	計画課	7	1	都市計画部	都市整備課	3	0	教育委員 会	施設課	6	0	計画課担当				
武蔵村山市	都市整備部 建設部	都市計画課 管理課	7 17	0 0	管理課	担当			教育委員 会	施設課	22	0	-	-	-	-	
多摩市	建設部	公園緑地課	16	3	建設部	管理課	10	0	教育委員 会	庶務課	15	2	公園緑地課担当				
稲城市	建設部	管理課	1	1	同	左			教育委員 会	庶務課			-	-	-	-	
秋川市	建設産業部	都市開発課 建設課	9 18	1 0	同	左			教育委員 会	庶務課	5	0	-	-	-	-	
羽村町		公園緑地課	10	0	建設課		15	0	教育委員 会		57	0	-	-	-	-	
瑞穂町		都市計画課	12	0	建設課		11	0	企画課		14	0	-	-			

注：(財)東京都造園緑化業協会調

### III 東京の緑化の動向

#### 1. 行政の動向と課題

##### (1) 国の緑化行政

わが国の政治、経済、文化の中心である首都東京は全国人口の一割強の人々が暮らす巨大都市であり、特に都心部を含む23区は殆んど開発され尽し、成熟した都市と云うよりもむしろ爛熟し切った市街地により形成された超過密都市と称しても過言でない。僅かに残された周辺部の自然も都内外からの人口流入による無秩序な開発で貴重な緑は急激に減少しつつあり、都下における住民の生活環境は、各種の都市型公害が複合して悪化の一途を辿っている状況である。この現状に鑑み東京都では快適で潤いのある東京、ふるさとと呼べる東京の実現を指向して「マイタウン東京構想」を策定し、その一環として「グリーン東京大作戦」を展開したことは大いに期待されることである。

このような特異な都市構造をもつ東京における国の緑化行政は幾多の難問を抱えていることも現実として直視しなければならない。

昭和51年都市計画中央審議会が答申した「緑のマスタープラン」によれば、市街地の緑地は市街地面積の40%乃至50%が理想的となっているが、少なくとも30%以上の緑地は必要と云われており、このためには都市公園施設は人口1人当たり20平方メートルの面積を要することになる。

建設省では環境保全、レクリエーション、防災の見地から系統的な緑地の配置を計画、これが実現のため、第一次、第二次都市公園整備5ヶ年計画を策定し、整備して来たが、その成果として、昭和46年度人口1人当たり僅か2.0平方メートルであったものが、10年後の昭和55年度には4.1平方メートルと倍増し、都市公園面積では計画前の45%に当たる19,100ヘクタールを増設したことになる。現在第三次5ヶ年計画が推進されつつあるが、これによれば昭和60年度には1

人当たり5.0平方メートルを目標にしている。これらの数値は種々の制約された諸条件のもとで達成され、又達成しようとするものであり、短い期間で飛躍的伸長を見たことは、それなりに評価される場所であるが、欧米の1人当たり20平方メートルと比較すればなお遥かに低い水準と云わなければならない。又これらの数値は全国の平均値であり、過密都市東京では1人当たり2.73平方メートルと下回っている。

都市において大規模な公園、緑地の整備を計画する場合、先づ逢着する最大のネックは用地確保の困難性である。特に東京においては行財政上の問題は勿論のこと、物理的にも23区内にはこれを求むべくもなく、僅かに国立試験場、研究所等国有施設の移転跡地等の利用に着目される場所であるが、これらとて面積、規模、造成整備後の維持管理等を勘案すれば、都又は区、市、町等の自治体に移管して整備するのが本筋であろう。強いて大面積の用地を求めるとすれば、東京湾を埋め立てるか、三多摩地区の国有地に用地確保を期待する以外に術はない。

前者については既に運輸省の補助事業として東京都が海上公園を整備中であり、後者は東京都内に残された唯一の自然、緑の宝庫として、開発造成よりむしろ自然を保全する見地から対応すべき地域であろう。

以上の如き東京の現状の中では、国の緑化行政として大規模な公園、緑地の新規造成は至難と云わなければならない、都市公園の整備は自治体に対する補助事業として実施し、各省庁としては、それぞれ所管する既存の公園緑地の維持管理並びに都民の緑化思想の啓蒙普及活動の範囲に止まり、国の直轄事業として実施しているのは、建設省が立川基地跡に造成中の国営昭和記念公園のみである。

この公園は国が設置する全国10ヶ所の国営公園の一つで、都市公園法第2条第1項第2号ロの「国営公園」に該当し、東京都内で国が直轄する唯一の公園建設事業である。

この公園は天皇陛下御在位五十年記念事業の一環として設置されるもので、

都心から西へ35キロメートルの立川市、昭島市の両氏にわたる武蔵野台地の旧立川基地跡の内180ヘクタールの地域で、国営公園の周辺部には広域防災基地、公共機関民間事務所等の業務地、幹線道路等が計画されている。

「緑の回復と人間性の向上」をテーマとして、緑豊かな公共空間と文化的内容を備えた公園で、規模、内容は国際的にも有数な公園となる。建設は昭和53年度に着手し、昭和63年度完成を目標に整備中であり、一部は昭和58年度開園の予定である。

国の緑化行政として東京都並びに区、市、町等の自治体に対する国庫補助の一例を挙げれば、建設省の都市公園事業費の補助率は用地費 $\frac{1}{3}$ 、施設費 $\frac{1}{2}$ となっており、その補助額は整備する公園の種類、規模等の補助対象率により異なるが、用地費を除く施設費では、昭和54年度約13億、55年度11億、56年度7億と逐年減少を示している。これは都内における新設公園の減少傾向をあらわしているとも受取られるが、一方、近年防災対策上から防災緑地の確保のため、用地取得重点主義に移行しつつあることにも一因があり、何れにしても注目すべき現象であろう。

都市公園に対する需要は、都市における生活環境の改善、各種公害の防止、スポーツ、レクリエーション、文化等逐次多様化しつつあり、特に過密都市である東京においては、地震、火災等災害時の都民の生命の安全を確保するため、避難地、避難路としての公園、緑地、緑道に求められる役割は誠に重要であり、これの整備は焦眉の急務で、国の防災対策についての総合的施策の一環として、各自治体と緊密な連携のもとに、既存市街地の抜本的な再開発等の強力な施策を、予算措置を含めて可及的速かに推進することが緊急の課題であろう。

表—12 東京都内の特殊公園

名 称	所 管	面 積	開 園	備 考
皇居東御苑	宮 内 庁	207,390 <sup>m<sup>2</sup></sup>	昭43-10-1	皇居附属庭園
皇 居 外 苑	環 境 庁	955.908	昭25-2-28	国民公園
北の丸公園	”	193,297	昭44-4-1	
千鳥ヶ淵 戦没者墓苑	”	16,063	昭35-4-20	
新 宿 御 苑	”	583,061	昭24-5-22	国民公園
自然教育園	文 部 省	198,644	昭24-11-3	国立科学博物館 附属自然教育園
小石川植物園	”	161,588	明6-3	東京大学理学部 附属植物園
国会前庭	衆 議 員	55,154	昭41-11-1	公用財産
明治神宮外苑	明 治 神 宮	273,336	大15-10-22	
” 内苑	”	702,065	大9-11-1	
青梅鉄道公園	鉄道弘済会	5,100	昭37-10-19	

表—13 都内における省庁緑化予算の一例

省 庁	種 別	昭55年度	56年度	57年度	備 考
建設省	構 築 費	2,700,800 <sup>千円</sup>	2,050,800	2,215,000	国営昭和記念公園
環境庁	維 持 費	217,400	217,600	225,600	
宮内庁	維 持 費	31,800	32,100	32,100	
林野庁	普及事業費	8,000	8,000	8,000	

## (2) 都・区・市・町の緑化行政

東京都の緑化行政は、都市問題の一環である都市環境の改善、快適な生活環境の確保のための施策として推進されてきた。そして、昭和55年12月、過密都市を解消して快適に暮せる、新しい東京の街づくりとして「マイタウン東京構想」を発表した。つづいて昭和56年2月には、「マイタウン東京構想の具体的な実施計画である「マイタウン東京 '81-総合実施計画」が発表された。

この「マイタウン東京構想」のなかで、緑化施策として特筆すべきことは、都市構造改善の一つとして、緑のネットワークの確立が必要であり、都市環境の向上を考えるならば、「みどり」を都市の骨格形成の重要な要素として位置づけるべきであるとし、— グリーン東京大作戦の展開 — を提唱していることである。「みどり」を都市の骨格形成の重要な要素とする考え方は、全く斬新な発想で、都市環境改善の面から高く評価に値するものである。

また東京都は、昭和56年12月、「マイタウン東京構想」の提唱した課題に積極的に応えるために、緑を都市構造の基盤として位置付け、自然の保護と回復に関する多様な施設を、より総合的、効果的に展開する行政指針として「東京都緑のマスタープラン」を策定し発表した。これは今後の東京の街づくりにあたって、良好な生活環境を形成しようとするもので、今後の緑に関する都市計画行政の指針となるものである。

なお、この「東京都緑のマスタープラン」は、各都市計画区域ごとに策定されており、区・市・町はこのマスタープランを緑の指針として、それぞれの実勢にあった緑化行政を進めている。

### イ マイタウン東京構想

東京都は、鈴木東京都知事の選挙公約である「マイタウン東京」を実現させるべく、昭和54年8月、マイタウン構想懇談会を発足させ、具体的な検討に入った。そして昭和55年1月、懇談会の中にコミュニティ部会と、都市づくり部会の2部会を設置し、都市づくり部会において、東京都全体の観点から、都市の物的、施設の側面が検討され、昭和55年10月、「都市づくり部会

報告書」が提出された。そしてマイタウン構想懇談会で検討した結果をとりまとめて、昭和55年12月に都知事に報告された。

この「マイタウン東京構想」の目指すものは、災害に対しては「安心して暮らせるまち」であり、都民1人ひとりが「いきいきと暮らせるまち」であり、そして心から「ふるさとと呼べるまち」に東京をつくりあげていこうとするもので、換言すれば安全、健康、快適で、かつ利便性のある街づくりを目指しているものである。

東京都はこのマイタウン構想懇談会の提言をもとに、「マイタウン81－総合実施計画」を策定し、昭和56年1月に発表した。その中の、緑化に関係のある課題を抜萃すると次のものが挙げられる。

## 〈生きがいとゆとりのある都民生活の創造〉

### ● スポーツ・レクリエーション施設の整備促進

緑豊かな環境の中で、都民が互いに健康を増進し、明日への活動を養えるように、また、都民の活発なコミュニティ活動を推進し相互の連帯と交流を図れるよう、グリーン東京大作戦と表裏一体をなしながら、東京湾内の埋立地や都市公園、自然公園などにスポーツ・レクリエーション施設を整備していく。特に、臨海部には、全国的な競技大会や国際的な行事の開催もできる総合的施設の整備を図る。

一方、校庭、体育施設等、学校開放が一般化しつつある小・中学校の一層の努力を期待するとともに、都立高校についても積極的に開放を進める。さらに、老朽化の著しい東京体育館等、都立体育施設の整備を促進するなど、施設の全般的な配置を考慮しながら、スポーツ・レクリエーションの場を提供していく。

### ○ 臨海部の施設整備

海の自然と都民とのふれあいの場をつくり出す海上公園をはじめとして、葛西沖から羽田沖に至る埋立地に、なぎさや釣場、野球、テニス、ヨ

ットなど各種のスポーツ・レクリエーション施設の整備を進める。

当面、新夢の島（15号地）にヨット訓練センターを建設するほか、大井ふ頭その1地区には、テニスコートをはじめ各種のスポーツ施設を設置し、国際競技もできる総合的なスポーツセンターとして整備していく。

#### ○ 都市公園における施設整備

都市公園に陸上競技場や野球場など各種の運動場の整備を進める。現在、木場（江東区）、舎人（足立区）の両公園を昭和記念公園として整備しつつあるが、木場には野球場等の球技場、また舎人には、陸上競技場のほか、野球、バスケット、バレー、テニスなど各種の運動施設の設置を図る。

このほか、光が丘（練馬区）猿江（江東区）の各公園にも運動施設を整備するなど、地域スポーツ活動等の振興に資する。

さらに、武蔵野台地の野川系緑地群を連携した「武蔵野の森」（「都市環境の保全」の項参照）についても、公園整備の一環として、総合運動場など各種の運動施設を配備し、多摩地域のスポーツ・レクリエーション・センターの一つとして、逐次、整備することを目指す。

#### ○ サイクリング・ロードと自然歩道の整備

都民が、交通事故の心配もなく安心してサイクリングを楽しめるように、河川敷や水道用地等を利用して、保谷狭山自然公園自転車道、江戸川自転車道などの整備をするほか、荒川自転車道の整備を検討する。

### <災害に強いまちづくり>

国、都、区市町村、都民、企業等それぞれの責務と協力の上にならって、日常の防災対策を積み上げ、大地震等の災害から東京を守るための災害に強いまちづくりを目指す。このため、被害を最小限にとどめるための「防災体制の強化」と、居住環境を重視した「防災都市づくり」をあわせて着実に推進する。

## ● 防災都市づくり

居住環境の改善とあわせて、地域特性を生かした手法により、防災性向上のための市街地再開発事業を推進するとともに避難道路、橋梁の確保、オープンスペースの確保を図る。

## ● 防災市街地再開発

江東区防災拠点のうち、白鬚東地区は、早期に避難場所となる公園および主任棟等を完成して、地域の防災性の向上を図る。亀戸、大島、小松川地区は、公社・公団等が参画できるような事業計画の見直しを図りながら、オープンスペースを十分確保した住棟建設を進めて、地区の活性化を図る。

## <都市環境の保全>

緑や水系等を保護・回復するとともに美しく清潔な都市環境を確保していくことは、都民が健康で快適な日々の生活を営む上で欠くことのできない条件である。

このため、さきに成立した東京都環境影響評価条例に基づく環境アセスメントを推進し、環境汚染や自然破壊等を未然に防止するとともに、「グリーン東京大作戦」と「クリーン東京大作戦」を総合的に展開することにより、健康で快適な都市環境づくりを図る。

## ● グリーン東京大作戦の展開

緑は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション、都市防災等の多面的な機能を有するにとどまらず、都市の骨格形成や都市美観の創出にとっても重要な要素となっている。この緑のネットワークを整備・確立するために、民間・区市町村等の協力を得て「グリーン東京大作戦」を展開する。

臨海部、区部、市街化された多摩地区、多摩の丘陵地さらには山間部、島しょ部など、それぞれの地域の特性に応じてきめ細かく緑の保護と回復を図る。同時に公園等において都民のスポーツ・レクリエーション施設の

整備を進め、緑豊かな環境のなかで都民が明日への活力を養い相互の交流が促進されるように努める。

特に、多摩地区の武蔵野台地に広がる野川系緑地群において、武蔵野、野川、浅間山公園や神代植物園、多摩霊園さらには旧関東村等の基地跡地、東京天文台など一連の緑を結び、そのなかに文化・スポーツ・レクリエーション施設等を配する「武蔵野の森構想」の具体化を推進する。

### ○ 海上公園の整備

海の自然環境を回復し、都民が海とふれあい、また、野外スポーツ・レクリエーションを楽しむ場として、緑地、人工なぎさや親水護岸等を備えた海上公園を整備する。

表一14 海上公園の整備

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56～58年度計画		年度別計画		
				56年度	57年度	58年度
海上公園の整備 794 ha	造成済108ha	公園造成 陸域 12.0ha 水域施設の整備		2.4ha 同 左	3.7ha 同 左	5.9ha 同 左
海浜公園 617	30		公園造成 2.7	—	1.2	1.5
陸 域 109	25	海浜公園	葛西人工なぎさ造成, 13号地親水護岸整備など	同 左	同 左	同 左
水 域 508	5					
ふ頭公園 89	33	ふ頭公園の造成 2.6		0.5	0.5	1.6
緑道公園 88	45	緑道公園の造成 6.7		1.9	2.0	2.8
事業費(百万円)		5,079		1,005	1,752	2,322

## ○ 昭和記念公園など都市公園の整備

市街地における緑とスポーツ・レクリエーションの拠点、および防災機能を果たす施設として、都市公園を整備する。木場公園（江東区）、舎人公園（足立区）は、昭和記念公園として重点的に整備する。さらに、「武蔵野の森構想」を推進するため、野川、神代植物公園等の造成と用地取得を行なう。

表—15 都市公園の整備

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56～58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
都市公園の整備	開園面積 996 ha	公園の造成 94 ha	19ha	36ha	39ha
		木場, 舎人, 猿江, 水元, 光が丘, 野川, 武蔵野, 神代植物公園など22か所	13か所	16か所	20か所
		公園用地の取得 42ha	9ha	10ha	23ha
		木場, 舎人, 水元, 光が丘, 善福寺川, 石神井, 神代植物公園など			
事業費 (百万円)		53,699	16,076	17,767	19,856

## ○ 自然公園の整備と緑地の保全

多摩の丘陵や山間部、島しょ部においては、かけがえのない自然の緑を保護し、景観を保持するため、特に保全のため公有化を必要とする地域の買収を進めるとともに、都民の野外レクリエーションの場を提供するため、自然公園を整備する。

表-16 自然公園の整備

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56~58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
自然公園の整備					
園地整備	46か所	園地整備3か所 高尾ビジター・センター (自然教室)	— 完成	—	園地整備 3か所 —
歩道整備	137km	6.0km	1.5km	3.0km	1.5km
自然公園内保護地の買収	30ha	9.7ha	5.7ha	2.0ha	2.0ha
事業費 (百万円)		576	285	139	152

○ 保全緑地の公有化

市街化による緑の破壊を防止し、残された良好な自然地を保護するため、特に保全のため公用化を必要とする地域の買収を進める。

表-17 保全緑地の公有化

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56~58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
保全緑地の公有化	322ha	24ha	8ha	8ha	8ha
事業費 (百万円)		3,184	1,000	1,060	1,124

(備考) 近郊緑地等保全区域、自然公園および自然の保護と回復に関する条例等のうち、特に保全のため公有化を必要とする地域を対象とする。

○ 海と山のふるさと村の建設

自然に囲まれた都民の憩いの場として、海と山の「ふるさと村」の建設を進める。海の「ふるさと村」としては、伊豆大島に建設することとし、野営場、探勝歩道などを整備する。なお、奥多摩町に建設の予定がある山の「ふるさと村」については、水源地の汚染防止のための、汚水処理

基本調査を実施し、その結果を待って計画化を進める。

表-18 海の「ふるさと村」の建設

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56～58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
海の「ふるさと村」の建設 (伊豆大島)	給排水施設、園路整備	野営場、探勝歩道等の整備	園路整備	探勝歩道整備	野営場整備
事業費(百万円)		206	23	90	93

○ 清流の復活

小河川や水路に清流を復活させるとともに、公園内の池の浄化対策を進めることによって、潤いのある環境づくりに努める。当面、歴史的遺産である野火止用水に送水するための施設を整備する。

また、都立公園内の池の水をきれいにする対策を進める。

表-19 清流等の復活

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56～58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
野火止用水への送水施設の整備 (58年度完成)	—	ポンプ所完成 導水管布設 12,100m	用地取得 測量・ 設計	ポンプ所完成 導水管布設 工事	完成
公園池の浄化対策の推進 浜離宮恩賜庭園 ほか 17か所	上野公園等池の しゅんせつなど	都立公園の池の しゅんせつ 水の環境調査	同左 同左	同左 同左	同左 —
事業費(百万円)		5,100	280	2,700	2,120

○ 緑道の整備

公園や緑地など緑の拠点を相互に結ぶとともに、レクリエーション利用の効果を高めるため、緑道の整備を行なう。当面水路敷、上水道建設

路等を利用して、玉川上水緑道、狭山・境緑道の整備を進めるとともに、玉川上水沿いの桜並木の回復を、地元市や住民と共同して推進する。

表一20 緑道の整備

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56～58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
玉川上水緑道 18.7km	7.8 km	4.5km	1.0 km	1.5 km	2.0 km
狭山・境緑道 10.2km	8.9	1.3 (57年度完成)	0.8	0.5 (完成)	—
事業費 (百万円)		406	164	112	130

### ○ 道路の緑化

公園や緑地を結びとともに、買物や通行など都民の日常生活における自然とのふれあいの場として、道路の緑化を進める。

表一21 道路の緑化

事業内容(目標)	現況(55年度末)	56～58年度計画	年度別計画		
			56年度	57年度	58年度
道路の緑化					
歩道植樹帯新設	166千㎡	15千㎡	4.7千㎡	5千㎡	5.3千㎡
緑地整備	71千㎡	3.9千㎡	1.3千㎡	1.3千㎡	1.3千㎡
街路樹植栽	28,000本	260本	60本	100本	100本
新緑施設整備	10km	184 km	54km	60km	70km
事業費 (百万円)		581	170	193	218

「グリーン東京大作戦の展開」において、最も困難であると考えられるのは、すべての都市づくりの面で、共通の課題となっている用地の確保と財源難であろう。特に区部における地価の高騰は、密集市街地の公園づくりの上で、大きな障害となっている。

事業の推進を図るためには、財源対策を始めとし、土地の有効利用のため

の規制と民間の協力を活用するとともに、地域の特性を生かした地域からの発想を重視する必要がある。

## ロ 東京都緑のマスタープラン

建設省は昭和52年4月、「緑のマスタープラン策定の推進について」という都市局長通達を出した。これは緑のマスタープラン策定の手法を具体的に定め、特に都市における緑の回復を図るために、緑とオープンスペースの総合的な整備と保全を推進するものとしている。

東京都は昭和49年公園、緑地等の都市計画の指針となる「緑のネットワーク構想」を策定して、緑に関する施策を計画的に推進してきたが、建設省の通達にしたがって、「緑のマスタープラン」作製に着手し、区・市・町・村のそれぞれの意見と特性を加味した「東京都緑のマスタープラン」を策定して、昭和56年12月に発表した。これは昭和57年を目標とし、東京の全都市計画（ただし島しょを除く）を対象として策定する緑の整備保全に関する総合的な計画であり、緑に関する諸施設を誘導する指針となる行政計画で、都市計画区域ごとに決定するものであるとしている。

各論的な計画は、各都市計画区域（東京都市計画-23区と、多摩地区20都市計画区域）ごとにまとめられている。このうち、「東京都市計画緑のマスタープラン（23区）」によると、緑地の確保目標水準として約10,700ヘクタール（18%）、都市公園等の施設として計画すべき緑地の目標水準を、昭和65年度9.0㎡/人、昭和75年度11.9㎡/人としている。現在までの区部の都市計画公園、緑地の計画量は、住民1人当たり6.6平方メートルであるが、これは実際には、都市公園として整備可能な部分は4.1平方メートルに過ぎず、

他は公有水面等の存在緑地で、計画量ですら都市公園法の住民1人当たり6.0平方メートルの水準にも達しない状況である。

こうした東京都の緑化事情をみると、「グリーン東京大作戦」の強力な推進が必要であり、「東京都緑のマスタープラン」が、今後の緑化の指針として、有名無実にならないようにしなければならない。

(東京都市計画緑のマスタープランの詳細は、巻末資料編に収録)

## ハ 緑化関係条例

東京都においては、昭和48年4月「東京における自然の保護と回復に関する条例」並びに同施行規則を制定し施行している。この条例は、自然の保護と回復のための施策を定めるとともに、その実施にあたっては、都民の協力にもとづいて、東京を、都民が快適に生活することが出来る都市にするため、自然の破壊を防止し、同時に自然環境を回復することを目的として制定されたものである。

また、これにならって、各区・市・町・村においても、それぞれの地域の特性を生かして、地域の環境を保護し育成するための緑化関係条例が制定されている。

市部においては、保護樹木、保護樹林が全区的に考えられ、区内における既存樹木、既存樹林の保護を重点に、緑化協定、緑化基準、モデル地区の指定等、積極的な緑化推進の内容の条例が制定されている。条例を制定している区が11区で、その他「都市の美観風致を維持する為の樹木の保存に関する法律」を適用している区が4区、要綱等により樹木の保護を行なっている区が6区である。

また市部においては、区部同様、その条例の中に、保護樹木、保護樹林が多く取り入れられている。これも、人口の集中による都市構造の変化から、市部における居住圏の拡大によって乱開発が行なわれ、その結果として既存の樹木、樹林の保護に重点がおかれており、さらに、生活環境の保全、開発行為の規制等が条例の内容となっている。

町村部においては、まだまだ自然環境が維持されていることもあって、条例制定の町村の数は僅かに1町4村である。その内容については、自然環境の保全を重点項目としており、開発行為に伴う植樹義務及び自然環境の保全等の施策を実施している。

表一22 緑化関係条例（区・市・町・村関係）

行政名	名称	公布年月日	主要内容	内容
千代田区				
中央区				
港区	港区みどりを守る条例	49. 6. 28	樹木、樹林の保護、緑化協定、緑化基準、緑化協定員等	
新宿区	新宿区みどりと花の条例	48. 4. 1	苗木の配布、地域緑化の助成、樹木、樹林の指定等	
文京区	文京区みどりの保護条例	50. 4. 1	樹木、樹林の保護指定、みどりの育成協定、みどりのモデル地区指定	
台東区				
墨田区				
江東区	江東区みどりの条例	48. 10. 13	みどりの委員による地域活動 みどりの協定に基づく植樹助成及維持管理助成	
品川区				
目黒区				
大田区	大田区みどりの保護と育成に関する条例	50. 3. 31	樹木、樹林の保護	
世田谷区	世田谷区自然的環境の保護	52. 4. 1	自然環境保護計画の内容、保存樹木、樹林の指定、みどりのモデル地区の指定	
渋谷区	渋谷区緑化推進条例	53. 4. 1	樹木、樹林の保存	
中野区	中野区みどりの保護と育成に関する条例	53. 12. 16	樹木、樹林の保護、モデル地区の指定、みどりの協定、発行高等における緑化計画	

行政名	名 称	公布年月日	主 な 内 容
杉並区	みどりの条例	48. 10. 1	樹木、樹林、生垣の保護、緑化協定、モデル地区の指定
豊島区			
北区			
荒川区			
板橋区	板橋区緑化の推進に関する条例	54. 12. 1	
練馬区	みどりを保護し回復する条例	52. 3. 29	みどりの保全地区の指定、みどりの推進協定
足立区	足立区緑の保護育成条例	51. 7. 10	樹林の保存、緑の協定
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	50. 7. 8	樹木、樹林保護
江戸川区			
八王子市	八王子環境保全条例	47. 7. 10	開発規制、緑地保全区域の指定、生活環境の保全
立川市	立川市緑化推進条例	49. 4. 1	緑の保護、緑化の推進
武蔵野市	武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例	49. 3. 22	緑被地の確保、生活環境として緑の保全育成
三鷹市	三鷹市緑の保護及び緑化推進条例	47. 10. 5	緑化推進、樹木、樹林の保護
青梅市			
府中市	府中市自然環境保全及び育成に関する条例	47. 3. 29	緑化推進、住民参加による自然の全般的検討
昭島市	環境保全条例	47. 4. 8	市民の健康で快適な生活環境の確保
調布市	調布市緑化条例	47. 12. 21	自然保護、緑化推進、開発規制
町田市			
小金井市	小金井市緑地保全条例	48. 12. 15	緑地の保全、緑化推進により健康で快適な生活環境確保

小平市	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	48. 3. 28	樹木、樹林の保存指定
日野市	日野市緑化推進に関する条例	50. 12. 27	緑化の推進、自然の回復
東村山市	東村山市緑の保護と育成に関する条例	58. 6. 27	樹木、樹林の保護、防風林の保護、生垣の保護
国分寺市	国分寺市緑の保護と推進に関する条例	49. 2. 19	樹木、樹林の保護、緑地保護区域の指定 市民及び事業所の緑化義務
国立市			
田無市	田無市緑化推進及び保全に関する条例	48. 1. 1	苗木の供給
保谷市	保谷区緑の保護と育成に関する条例		緑の保護、緑化の推進
福生市	福生市の緑を守り育てる条例	50. 10. 14	緑地の指定と保全
狛江市	狛江市環境の保全に関する条例	48. 3. 31	緑化の推進、保全地域の指定
東大和市	東大和市みどりの保護、育成に関する条例	47. 12. 22	緑の保護、緑化の推進、保存樹林等の指定
清瀬市			
東久留米市	東久留米のみどりに関する条例	47. 9. 30	緑化の推進、緑地保護区域、保存樹木等の指定
武蔵村山市			
多摩市	多摩市緑化条例	50. 3. 31	緑化の推進、樹木、樹林の保護
稲城市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例	49. 4. 1	保全地域、保存樹木の指定
秋川市			

行政名	名称	公布年月日	主  内  容
羽村町			
瑞穂町			
日の出町			
五日市町			
奥多摩町			
松原村	松原村自然保護条例	48. 3. 31	自然環境の保全
大島町			
利島村			
新島本村	新島本村環境保全条例	49. 3. 28	保全地区の指定，開発行為に伴う植栽義務
神津島村			
三宅村	三宅村環境保全条例	48. 3. 15	自然環境，生活環境の保全
御蔵島村			
八丈町	八丈町修景美化条例	50. 3. 31	保全地区，保存樹木の指定，建築物等における修景美化
青ヶ島村	環境公害等規制に関する条例	48. 9. 27	自然環境，生活環境の保全
小笠原村			

註：1. 東京都環境保全局自然環境保護部「自然の保護と回復に関連する区市町村事業調べ」による。

2. 千代田区，中央区，豊島区，北区は「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」を適用

表一23 緑化関係条例を補完する要綱等 (区・市・町・村関係)

行政名	名 称	施行年月日	摘 要
千代田区			
中央区			
港区	港区生垣造成助成要綱	49. 6. 28	
	港区事業所緑化助成要綱	53. 4. 1	
新宿区	地域緑化助成事務取扱要綱	51. 4. 1	
文京区	文京区生垣造成補助金交付要綱	54. 4. 1	
台東区	台東区みどりの保護と育成に関する要綱	51. 8. 1	
墨田区	墨田区の緑化の推進に関する要綱	48. 4. 1	
	緑の救急隊設置要綱	50. 4. 1	
江東区			
品川区	品川区樹木の保存に関する要綱	54. 8. 1	
	中高層集合住宅等の建設に関する開発環境指導要綱		
目黒区	目黒区生垣造成助成要綱	54. 4. 1	
	目黒区樹木保存要綱		
大田区			
世田谷区			
渋谷区			
中野区			
杉並区	開発行為及び大規模造成に関する緑化指導取扱要綱	51. 4. 1	
豊島区	豊島区緑の銀行実施要綱	48. 4. 1	
	誕生記念植樹実施要綱	48. 4. 1	
北区	北区緑化事業推進要綱	47. 9. 12	
荒川区			
板橋区	みどりの保存要綱	53. 4. 1	
	板橋区緑化推進プロジェクト運営要綱	54. 7. 1	
練馬区	練馬区保護樹木、樹木補助金交付要綱	53. 2. 1	
	練馬区生垣造成補助金交付要綱	54. 8. 1	
足立区	足立区結婚記念植樹事業実施要綱	49. 4. 1	
	足立区誕生記念植樹事業実施要綱	52. 4. 1	
	足立区新築植樹奨励用苗木配布実施要綱	53. 5. 1	
葛飾区	葛飾区開発行為及び大規模造成等による住宅建設に関する緑化指導取扱要綱	52. 6. 1	

行政名	名 称	施行年月日	備 考
江戸川区	緑化推進要綱	48.10.1	
八王子市	宅地開発に伴う指導要綱	47.4.1	
立川市			
武蔵野市	武蔵野市宅地開発に伴う指導要綱	46.10.1	
三鷹市			
青梅市	青梅市宅地開発等指導要綱	50.4.1	
府中市	府中市みどりの保護および育成に関する奨励金交付要綱	48.4.1	
	府中市準公共広場緑化推進要綱	50.4.1	
	府中市みどりの銀行実施要綱	53.4.1	
昭島市	宅地開発指導要綱	49.4.1	
	昭島市保存樹林等の指定に関する要綱	49.4.1	
調布市	調布市緑の保全に関する補助金交付要綱	48.5.31	
	調布市緑と花の運動事業補助金交付要綱	50.1.30	
	調布市工場緑化の推進に関する要綱	49.9.27	
町田市	市民の森設置要綱	47.11.9	
小金井市	宅地開発等指導要綱	47.6.1	
小平市	小平市宅地開発等指導要綱	47.4.1	
日野市	日野市みどりの保護育成に関する要綱	47.7.1	
東村山市	東村山市樹林、樹木等管理費補助金交付要綱	49.4.15	
	東村山市宅地開発指導要綱	48.12.	
国分寺市	国分寺市緑化推進地区実施要綱	53.11.1	
田無市	田無市宅地開発に関する指導要綱	47.4.1	
	田無市生産緑地および山林保全要綱	48.4.1	
	田無市樹木、樹林補助金交付要綱	49.4.1	
	田無市事業所緑化推進要綱	49.4.1	
保谷市	保谷市宅地開発等に関する指導要綱	48.5.1	
福生市			
狛江市	狛江市宅地開発指導要綱	46.11.15	
東大和市	東大和市みどりの保護育成に関する補助金交付要綱	50.9.1	
	東大和市緑化基準	51.6.1	
	東大和市宅地開発指導要綱	51.6.1	

行政名	名 称	施行年月日	備 考
清 瀬 市	清瀬市みどりの保護と育成に関する要綱	53. 7. 1	
	清瀬市宅地開発等に関する指導要綱	49. 4. 1	
東久留米市	東久留米市宅地開発等に関する指導要綱	48. 2. 15	
	東久留米市のみどりに関する補助金交付要綱	48. 1. 1	
武蔵村山市	武蔵村山市宅地開発等指導要綱	49. 4. 1	
多 摩 市	多摩市宅地等開発等指導要綱	50. 4. 1	
稲 城 市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する補助金交付要綱	49. 4. 1	
秋 川 市			

羽 村 町	羽村町宅地開発等指導要綱	48. 8. 1	
瑞 穂 町			
日 の 出 町			
五 日 市 町			
奥 多 摩 町			
松 原 村			
大 島 町	宅地開発等に関する指導要綱	52. 1. 1	
利 島 村			
新 島 本 村			
神 津 島 村			
三 宅 村	三宅村土地開発指導要綱	48. 4. 1	
御 蔵 島 村			
八 丈 町			
青 ケ 島 村			
小 笠 原 村			

注：東京都環境保全局自然保護部「自然の保護と回復に関連する区市町村事業調べ」による。

また、これらの自然の保護と回復に関する施策を推進するにあたり、各行政機関において、表-24に示すような、緑化に関する実態調査を行なっている。

表-24 緑化に関する調査

行政機関名	報告書名	作成年月	調査内容
千代田区	千代田区緑の実態調査報告書		都市構造区分、樹木被覆分布、緑被率、緑化余力率
中央区		50. 1	
港区	港区みどりの実態調査	55. 3	樹木、樹林、街路樹、樹木健康度、生垣、緑被率
新宿区	実態調査報告	47. 12	樹木、樹林、樹別数量と健康度実態調査
文京区	文京区緑地実態調査報告書	55. 2	樹木、樹林、街路樹、緑被率解析、樹木健康度、公共施設緑化状況、生垣調査
台東区	台東区緑の実態報告書	50. 3	樹木、樹林、街路樹調査、樹木健康度調査、航空写真による解析調査
墨田区	墨田区緑の現況調査報告書	49. 3	樹木の現況、オープンスペースの現況、緑量と緑化余力率
江東区	樹木実態調査報告書	50. 3	樹木、樹木健康度調査、街路樹調査、赤外線カラー航空写真による解析
品川区	緑の実態調査	55.	緑の実態調査
目黒区	緑とオープンスペースの調査計画報告書	54. 3	オープンスペースの状況、みどりの現況、緑地と樹木等の調査と防災公園等の整備、みどりの保全、住環境の整備などについての分析及び計画の提案
大田区	大田区緑化基礎調査報告書	50. 1	樹木調査、都市緑地、航空写真測定、区立公園、児童遊園、街路樹の各調査
世田谷区	世田谷区みどりの現況調査報告書		世田谷区みどりの現況調査
渋谷区	樹木の実態調査報告書	54. 3	樹木、樹林の実態調査、オープンスペース調査
中野区	中野区みどりの実態調査報告書	54. 2	みどりの状況の推移、オープンスペース、樹木、樹林、生垣、街路樹
杉並区	緑化基本報告書	53. 3	樹木、樹林、生垣、都市構造部分、生被覆分布、公共施設緑化状況
豊島区	豊島区緑化基本計画のための基礎調査	48. 10	樹木、樹林、街路樹、樹木健康度
北区			
荒川区	荒川区緑の実態調査		樹木、樹林、街路樹、生垣、樹木健康度

板橋区	板橋区緑地・樹木の実態調査 板橋区緑地・樹木の実態調査(Ⅱ) 板橋区樹林の実態調査報告書	50. 3 55. 4 57. 3	緑地、樹木の実態調査 同上 樹林の実態調査、所有者の意向調査
練馬区	練馬区緑の実態調査報告書 練馬の樹林における自然環境調査報告書	53.11 55. 2	樹林の実態、土地利用の現況、緑被の実態等 樹林の土壌、植生昆虫の実態
足立区	足立区緑化計画に関する基礎調査報告書	52. 3	現地調査—樹木、樹林調査、樹木健康度、土壌調査等 航空写真の解析—都市構造、樹木及び草地の被覆分布等
葛飾区			
江戸川区	樹林実態調査報告書	48. 9	樹木の実態
八王子市	八王子市全域カラー航空写真	53.10	航空写真による八王子市全域の緑被率調査
立川市	みどりの実態調査	52. 2	都市構造区分、緑生被覆分布、緑生活力評価、樹木、樹林、公共施設、街路樹、生垣、竹林、屋敷林
武蔵野市	武蔵野市緑の環境調査報告書	55	群緑地分布、保存樹林分布、保存樹分布、緑地経年変化、景観要素
三鷹市	緑の実態報告書	55	
青梅市	青梅市土地利用現況	54. 3	土地利用現況調査
府中市		55	保存樹、保存生垣の調査
昭島市	指定台帳調査状況記録	55	保存樹木、樹林の管理状況調査
調布市	調布市樹林及土地利用状況調査書 樹林の公害による被害調査書	52. 2 46	
町田市	町田市環境調査報告書	48. 7	気候、地形、地質、生、環境に対する市民意識調査
小金井市	小金井市みどりセンサス報告書	49.10	緑被地率等分析調査

行政機関名	報告書名	作成年月	調査内容
小平市	小平市土地利用現況図	54. 6	土地利用状況
日野市	日野の植生	51. 3	植生調査
	日野の植物ガイドブック	52. 1	植物調査
東村山市	東村山市樹木調査報告書		樹木、樹林
	東村山市生垣実態調査報告書		生垣
国分寺市	国分寺市緑の実態調査報告書	49. 12	緑地の変遷、農耕地の変遷、樹林地の実態、官公署緑樹の実態 (航空赤外カラー写真に基づく緑の分布状況調査)
国立市			
田無市	自然の保護と回復に関連した施策推進調査	48. 8	樹木、樹林、大木、健康度、オープンスペース、航空写真、緑被図
保谷市	保谷市樹林調査報告書	54. 3	① 市内樹林調査 ② 市内屋敷林調査 ③ 市内生垣調査
	環境白書	55. 6	
福生市			
狛江市	狛江市実態調査報告書	48. 9	航空写真、樹木、樹林調査、オープンスペース調査、樹木健康度調査
東大和市			樹木実態調査
清瀬市			
東久留米市	東久留米市緑地実態調査報告書	47. 7	樹木の大きさ、樹林の広さ、樹種、本数、管連状況等
	東久留米市生垣実態調査報告書	48. 3	生垣の延長、樹種、管理状況等
武蔵村山市			樹木、樹林
多摩市	多摩市緑地実態調査報告書	49. 11	樹木、樹林、生垣
稲城市	緑の実態報告書	54. 3	樹木、樹木健康度、樹林、街路樹、航空写真の解析、野草、野鳥の各調査
秋川市			

注：東京都環境保全局自然保護部「自然の保護と回復に関連する区市町村事業調べ」より

## 二 緑化協定

都市における市街化の急激な進展にともなう、都市区域内の既存樹林他、農耕地等の緑被地は減少をたどり、生活環境の悪化とともに、近年都民の緑に対する意識は高まってきている。このような傾向は、昭和30年代後半から、東京をはじめとして大阪、名古屋等わが国大都市区域にみられるようになり、昭和40年代にいたって全国的に波及した。

東京都においても、「東京における自然の保護と回復に関する条例」が制定され、緑を保護し、緑を育成し、緑の回復を図る施策が行なわれてきた。この条例の第28条で緑化協定を義務づけ、第51条の開発の規制においても、規定面積以上の開発行為については、緑化協定の協議を義務づけている。

また、昭和48年9月に「都市緑地保全法」が制定されているが、これは都市における緑地の保全及び緑地確保の推進に関し、必要な事項を定めることによって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としているもので、その第3章第14条において、市街地の良好な環境を確保するため、当該土地の区域内の全員の合意により、緑化協定を締結することができるとなっている。

この緑化協定は、緑化する場所が民有地であり、従って、緑化協定が地域住民の自主的な緑化の意思を尊重する趣旨であるとともに、異なる価値観をもった人々の集合体であるために、緑化するということが、当該地区、地域コンセンサスになりにくいこともあって、その数は決して多くはないが、しかしながら、地域の緑化に住民が主体的な立場にたつという点は、大いに評価すべきことである。

表-25 住民との協定

名 称	根 拠	内 容		住 民 側	実 績		備 考
		行 政 側	住 民 側		52年度	53年度	
千代田区							
中央区							
港区	緑区緑化協定(生垣協定, 地域協定)	港区みどりを守る条例	補助金助成, 苗木等の助成	維持管理	1地区	1地区	
新宿区							
文京区	みどりの育成協定	文京区みどりの保護条例	苗木の供給, 花だん等の設置, 維持管理の助言, 指導	花だん, 植栽物の維持管理	12件	5件	
台東区	台東区区道緑化協定 お年寄りのための花だんづくり管理協定				3地区 3件	6地区 6件	
墨田区	歩道緑化協定 工場緑化協定 準公共的空地の緑化	墨田区の緑化の推進に関する要綱	樹木の植栽等の技術的指導助言 緑化推進について指導助言 植木について指導助言 最初の樹木の経費補助 維持管理の指導及び助言	水やり, 清掃, 施設樹木の事故通報 かん水すること 病害虫防除の薬剤散布 せん定 緑化及び緑化区域の開放, 樹木の維持管理	2件 0 1	4件 0 1	宗教学法人の神社が主体
江東区	みどりの協定 (グリーンベンベルト緑道)	東京都江東区みどりの条例 同施行規則協定書	助成金の交付, 病害虫の防除, 施肥せん定, 枯木の補植	水やり, 除草, 清掃	3	4	
品川区							
目黒区	緑化組織(グリーンクラブ)の植栽地に関する維持管理協定		花苗等の助成, 植栽地の造成, フラワーポットの設置	花苗等の植栽, 維持管理, 清掃			54年2件締結
大田区							

世田谷区	太子堂親座商店街モ デル地区	世田谷区自然環境 の保護及び回復に 関する条例	フラワーポット設置 枯損樹の補植	設置されたフラワーポ ットの維持管理	1地区 1件	
渋谷区						54年度発足
中野区	みどりの協定	みどりの保護と育 成に関する条例				
杉並区	生がき協定 育成協定	みどりの条例 〃	既存の屏の取壊し、生が き造成費の補助 苗木の供給	生がきの造成、保護育成 供給された苗木の補栽 保護	1地区 4件 3件	
豊島区						
北区						
荒川区						
板橋区						
練馬区	みどりの推進協定	みどりを保護し回 復する条例	苗木の供給 生がきの供給 害虫の駆進	育成管理	1地区 1件	
足立区	緑の協定	東京都足立区緑の 保護育成条例	苗木の供給	維持管理	2件	工場 事業所
葛飾区						
江戸川区	①ペラランダ緑化協定 ②グリーンアップ緑化協定 ③沿道緑化協定		苗木、花苗、容器、 土の供給	樹木、花苗の育成、管 理	①37団地 ②24団体 ③23件	

八王子市						
------	--	--	--	--	--	--

市	名	根	内		容	実		考
			行	政		住	民	
立川市								
武蔵野市								
三鷹市	保存樹木協定 緑地保全農地協定	三鷹市緑の保護お よび緑化推進条例	固定資産税、都市計画税 の85%相当額の助成、商 税の増税分の50%相当額 の助成	保存管理義務	39か所 74,040㎡ 140件	39か所 74,040㎡ 140件		
青梅市								
府中市								
昭島市								
調布市								
町田市								
小金井市								
小平市	上下両台住宅団地緑 化協定	都市緑化保全法	清掃管理		1		協定面積 12,228㎡ 1協定	
日野市								
東村山市								
国分寺市	国分寺市緑化推進地 区協定書	国分寺市緑化推進 地区実施要綱	苗木の供給	清掃管理		1地区 1件		
国立市								
田無市								
保谷市	みどりの協定	保谷市みどりの保 護と育成に関する 条例	苗木の供給、書中の駆除	苗木等の育成管理			(条例制定) (後実施)	

福生市	緑地保全協定	福生市の緑を守り育てる条例	奨励金交付	維持管理		
狛江市				井住民団体の清掃	1地区 12件	1地区 12件
東大和市	保存樹木、保存樹林	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	管理費の補助、害虫の駆除	適正な管理	100件	100件
清瀬市						
東久留米市	保存生垣	東久留米市のみどりに関する条例	補助金の交付	生垣の維持	5件	7件
武蔵村山市						
多摩市	保存植物	多摩市緑化条例	補助金の交付	保存植物の維持管理	170	194
稲城市						
秋川市						

注：東京都環境保全局自然保護部「自然の保護と回復に関する区市町村事業調べ」より



### (3) 緑化思想の普及活動

#### イ. 緑化思想の普及活動

都市における総合的な緑化を推進する施策として、国をはじめ地方公共団体においては、緑化の普及とその啓蒙活動を積極的に行っている。

##### ● 国の普及活動

建設省においては、昭和55年6月、「都市における総合的な緑化を推進するための方策」について、都市計画審議会に対し諮問を行なったが、その答申によると、都市緑化の基本的方向として、都市公園等の公共的緑化とともに、地域の良好な環境形成に資する民有地の積極的な緑化を推進することを方策としている。

建設省はこの方策にしたがって、地域住民が都市緑化の必要性を認識し、身近な緑化から地域緑化え、さらに都市緑化えと意識を高め、積極的に自ら参加することによって、都市緑化が実現するという認識を深めるよう指導を行なっている。なお、毎年10月を「都市緑化月間」とし、この期間中は全国的に緑化に関する多彩な催しを行なって、緑化思想の高揚を図っている。

##### ● 都及び区・市・町の普及活

都・区・市・町における普及活動は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づいて、公共施設並びに民間施設に対して緑化を義務づけ、緑化思想を指導するとともに、緑の相談所の開設、講習会、観察会の開催、手引書、パンフレットの発行等都民の緑化思想の普及につとめている。

#### ロ. 緑化に関する行事

##### ● 都市緑化月間行事

建設省の提唱による「都市緑化月間」が、毎年10月、緑化思想普及のために全国的に行なわれている。これは、都市における緑豊かな生活環境を確保するためには、都市公園等の公的な緑地の整備を積極的に進めるとと

もに、地域住民や関係諸団体の積極的な参加と協力によって、総合的な都市緑化を推進するという認識にたつものである。

昭和56年度は、「都市緑化月間」の全国統一テーマを「都市に緑と公園を」とし、また都市公園法施行25周年でもあったので、市民の緑化意識の高揚を図り、緑豊かな健全な都市づくりを推進するため、「安全と健康は緑の街から」をサブテーマとして、「都市緑化月間」の各種行事が実施された。国及び地方公共団体においては、都市公園、街路樹等の整備保全を促進するとともに、住民による緑の多い快適な街づくりを推進するため、広く住民の理解と協力を得て、都市公園等の緑の愛護運動及び都市緑化基金等の募金活動を展開した。

東京都においては、この行事に参加した地方公共団体をはじめ、各種民間団体の参加人員は延30万人に達し、主な行事としては、苗木の無料配布及び即売会、緑の相談所の開設、緑化に関する講習会の開催、映画会、講演会の開催、記念植樹、献木の実施等が行なわれた。

#### ● その他の行事

区・市・町においては、10月の緑化月間以外に、独自の「みどりの月間」「みどりの旬間」を決めて緑化行事を行なっているところもあり、また、6月の環境週間中に、各種の緑化思想高揚のための行事を行なっており、苗木の無料配布及び即売会、園芸緑化等の講習会、映画と講演会、緑化相談所の開設等が行なわれた。また、首都緑化推進委員会においては、本年は山の植樹祭（桧原村）、街の植樹祭（武蔵村山市）を行ない、緑化強調週間（3月1日～5月15日）中に、環境緑化の普及啓発のために、苗木の無料配布及び即売会、緑化相談所の開設等を実施した。

表-27 手引書・パンフレット等の作成

	一般 P R 用	緑化の手引	開発規制関係	その他
千代田区				
中央区				
港区	緑の相談（常時）	家庭園芸の手引		広報紙 園芸の歳時期 （毎月）
新宿区		みどりのある暮らし（随時）		
文京区	豊かなみどりで住みよいまちに 生垣をつくろう			区報に掲載
台東区		みどりのガイドブック		
墨田区	緑を守ろう一害虫駆除について リーフレット		開発許可の手引	
江東区	樹木と草花の植え方育て方 苗木の育て方	みどりの花で明るい家庭を	マンション建設についての 指導チラシ	
品川区	家庭に緑を（11月）	植木の育て方（5.10月）		
目黒区	「私たちの庭」づくり みどりの広場に出かけましょう			
大田区	「緑の相談あれこれ」等	主要樹種特性表		

世田谷区		緑の便利帳		
渋谷区	みどりはみんなの財産	植木のつくり方		
中野区	パンフレット	緑化計画の手引		
杉並区	みどりの新聞 (2.5.8.10.12月)	みどりと私たち (小学5年生用副読本) みどりへの道(随時) 保護指定(随時)	地区指定(随時)	
豊島区		植木の手引(随時)		
北区	緑化勸奨文(通年)			
荒川区		緑の手引		
板橋区	温室植物園	緑の手引	板橋区中高層建築物紛争 防条例のてびき	
練馬区	練馬の自然 みどりを保護し回復する条例の 手引			
足立区	緑の足立区 緑を築しむために	緑の手引		
葛飾区	緑の相談コーナー(秋)	苗木の育成手引(秋) みどり豊かな葛飾に(秋) 葛飾区のみどり(50.1)		
江戸川区	ミニ広報(随時)			

	一般P R 用	緑化の手引	開発規制関係	その他
八王子市				
立川市				
武蔵野市	まちに緑を（3月）	緑の保護育成のあらし（随時）		
三鷹市		四季の草化、家庭の緑化 家庭果樹入門、家庭菜園の手引		
青梅市			住みよい街づくりのために	
府中市	府中市自然ガイドブック (54年度中製本予定)			
昭島市				
調布市				
町田市				
小金井市				
小平市		緑の保護と緑化推進要綱 小規模公園緑地の手引	小平市宅地開発等指導要綱	
日野市		ポットマム、スプレー菊、 カカリ菊の作り方		
東村山市				
国分寺市	緑化パンフレット			
国立市				

田無市	緑の相談員（3月初5日間位）			
保谷市				
福生市	緑化ポスター募集（2月） 緑化標語募集（9月）			
狛江市	「こまえ」（みどりに関するパ ンフレット）54年度中発行予定			
東大和市				
清瀬市				
東久留米市		東久留米市のみどりに関する条 例、同条例の届出についての手 引		東久留米市宅地開発等に関 する指導要綱
武蔵村山市				
多摩市				
稲城市				
秋川市				

注：東京都環境保全局自然保護部「自然の保護と回復に関連する区市町村事業調べ」より

## ● 首都緑化推進委員会の普及活動

首都緑化推進委員会は、東京の緑化を達成するために必要な事業を行なうとともに、緑化運動を推進することを目的として、昭和27年2月に発足し、東京都知事を会長に、活発な緑化の普及活動を行なっているが、毎年3月1日～5月15日を緑化強調期間とし、この期間中に「緑の羽根」募金運動を実施している。

町・村、公私立学校、ボーイスカウト、ガールスカウト、官公署、民間企業等の協力を得て、募金総額27,000千円の実績をあげた。そしてこれらの募金の還元事業として、区・市・町・村立及び私立校の緑化、公共施設、福祉施設等の緑化が実施された。

### (4) 防災緑地の整備

災害対策基本法による災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、異常な自然現象、大規模な火事、爆発等多種多様であるが、之等の災害の内で特に都市に大きな被害をもたらすのは大地震に依り同時多発する都市火災であろう。都市に於ける大火災の防災対策は大別して、消防力の充実強化による災害発生原因の制御と、都市構造の耐火性の強化による耐災環境の整備である。

都市の耐火性は建造物の不燃化とオープンスペースの適正な配置が基本となり、オープンスペースは火災時の火炎、熱気流、火の粉、射熱、煙、旋風等の現象から安全を保つための面積が必要で、加えて遮蔽物、樹木、池等の水面があれば更に防災効果は増加する。

オープンスペースの面積は周囲が火で囲まれた場合は50ヘクタール、一方だけ火に接する場合は10ヘクタールあれば略安全と言われているが、これが避難場所として機能するためにはその面積と、そこに到達する避難路の距離の適否だけでなく、緑の樹木で覆われているかどうかが防災効果を大きく左右する要因になる。

樹木の有する耐火力、遮熱力については、多くの都市火災の調査並びに研究

実験例で、その優れた特性が明らかにされているが、オープンスペースと樹木の組合せによる防災効果を如実に示めす唯一の実例として挙げられるのは、関東大震災時の深川岩崎邸（現清澄公園）と本所被服廠跡の比較例である。この両者は面積は共に4ヘクタールであったにも拘わらず、前者は2万人の人命を救い、後者は3万人の死者を出している。前者は邸内に池と樹林があり、周囲はレンガ塀と土堤で囲まれていたのに対し、後者は樹木のない裸地であったため、火災旋風が発生したことにより、この決定的な差異が生じたのである。

又都市大火において緑地の果たす重要な役割りとして、焼止り即ち延焼防止の効果がある。

戦前の関東大震災（大12-9-1） 静岡（昭15-1-15） 那珂湊（昭22-4-29） 福井（昭23-6-28） 熱海（昭25-4-13） 鳥取（昭27-4-17） 岩内（昭29-9-26） 新潟（昭30-10-1） 能代（昭31-3-20） 酒田（昭51-10-29）の10件の大火における調査によれば、焼失区域の周縁総延長のうち、平均約32%が緑地関連による焼止りで、これからも樹木の延焼防止の顕著な効果が窺うことが出来る。

このように、市街地の樹木に遮蔽されたオープンスペース、即ち緑豊かな都市公園緑地は、平時は都市環境の保全と住民の憩いの場として、災害時には火災の延焼防止の壁として、また、罹災者の避難地、中継地、集合地並びに消防、救護、警戒活動の接点として都市防災上も重要な役割を果すことになる。

現在の東京に関東大震災クラスの地震が発生した場合の被害想定では、一説によると火災による焼失面積は23区の3分の1、罹災者は350万人、死傷者は約10万人と推定されている。

一方都内の都市公園面積は1人当たり2.7平方メートルに過ぎず、国内の他の都市及び諸外国の主要都市に比較して大巾に整備が遅れている。又災害時の避難場所として区部で134箇所、2,550ヘクタールが指定されているが、これらが十分な防災機能を果し得る空間システムを形成しているかどうか、また、その避難場所に指定区域の住民が、安全に到達出来る避難路が確保されているかどうか

かも重要な問題である。

東京都では昭和46年「東京都震災予防条例」を制定し、災害対策基本法を補完する予防対策に重点を置いたもので、都及び市・区・町・村、都民並に事業者の各々の震災予防に関する責務を定め、更に具体的な震災予防計画として昭和48年「東京都震災予防計画」の第一次3ヶ年計画、引続き昭和53年から57年までの第二次5ヶ年計画を策定している。この中で「防災都市づくり」としての防災的公共空地の確保こそ基本的課題であると強調し、都市公園の整備、工場その他の施設の移転跡地、基地返還跡地の利用を提言している。

又長期計画懇談会に於いても、オープンスペースの不足を指摘し、公園緑地の確保と積極的な整備を提言している。

以上の如く国及び東京都においても、防災対策は各方面に亘り検討され推進されているが、耐火性のある都市構造の構築のため、建造物の不燃化の促進と共に効果的な防災機能を充足した都市公園、即ち、大型の防災緑地の整備拡充と、その適正な配置が緊急の課題である。

しかし、現在の東京の都市構造、財政事情、用地取得の困難性等の悪条件が重複しているが、国及び東京都は積極的に防災緑地整備の財源を確保することこそが、安全な都市としての首都東京を実現するキーポイントであり、財源確保には予算の重点的配分は勿論、全く新しい発想による創意工夫、例えば防災宝くじを発行、その益金を利用する等斬新にして積極的な措置を検討するのも一方法であろう。

## 2. 造園建設業界の動向と課題

### (1) 造園建設業界の動向

建築屋はかつて大工であったように、造園屋も植木屋、庭師と見なされ、その発祥は遠く飛鳥、平安までさかのぼる歴史を持つ。業界の先駆者は、古来にあっては僧侶であり、思想家であったものが、やがてその先駆者達の思想を継承する庭師の発生を見、江戸時代にいたって、諸大名や一部特権階級の庭園の造成が行なわれ庭師としての職業が確立された。近代造園といわれるものはイギリス風景式庭園を源流としてスタートするのは19世紀半ばであり、わが国においては明治以降といっている。近代造園とは自然性を強調しながらも、大衆性、公開性、大量利用性、動的利用性など時間的空間的多様性、総合計画性などの諸側面を内包して今日に至っている。

明治・大正時代にあつては、わが国の近代化とともに盛んに国の庭園や御所その他神社附属の森や庭園の造成が行なわれて、伝統のある京都のみならず、全国的に庭師の親方があらわれ、多くの組の発生が見られるようになった。

東京においても、その集団が今の駒込附近染井の植木屋村に見られ、安行の庭木の生産者とは別に盛んに民間・公共工事の造園工事に従事してきた。

列島改造ブームに伴う、公共工事の増大や環境保全のための緑化への国民のニーズが高まったことから、緑化産業の空前のブームを引きおこし、他の業界からの参入により、業者の数も急増してきた。

しかしながら、昭和48年の石油ショック以降、民需の低迷、公共工事の激減により、過当競争となってきた。

この間、造園建設業界にあっても、その構造が時代とともに変化し、従来の庭師的日本庭園の造成から、公園、児童遊園の造成、更にカルチャーパーク・カントリーパーク等の造成等と単なる植栽や景石の据付等からスポーツ、レクリエーション、散策や文化施設のための公園の造成等幅広い技術が要求されるようになり、近代的建設産業へと脱皮してきた。行政的にも業界の健全な発展

のため、建設業が登録制から許可制へと移行し、造園施工管理技士制度や経営管理責任者の設置など経営の近代化を義務づけられるようになってきた。

このように振りかえて見た場合、造園建設業界は、一方において、公共工事にあっては設計と施工の分離から、設計業界の誕生をみ、国民のニーズの多様性から多くの施設が考案され、二次製品業界が誕生し、公共緑化樹木の需要の高まりから、生産者の団体が生れ、スポーツ、レクリエーション施設業界の誕生を見ている現状である。

このような造園建設業界の経営にメスを入れ、その現況を明らかにするため、社団法人東京都造園緑化業協会（以下協会という。）では、東京都でも代表的な造園建設業者で構成されている協会員総数 146 社を対象にアンケート調査を行った。その調査結果は次のとおりである。

#### 〈(社)東京都造園緑化業協会員へのアンケート調査〉

東京都にあって、協会に所属する会員は、公共工事の施工を希望し、造園建設業に専ら携わるものであり、これら会員の動向又は現況は、今の公共造園建設業界のそれを代表するものといえよう。今回会員全員に無記名によるアンケート調査を実施したところ、146 件に対し、回収47件・回収率は32.2%で、回答者は全員公共工事に重大な関心をもち、他の緑化公益団体にも加入しており、信頼性の高いデータであると考えられるので集計分析を行うこととした。

#### ● 事業形態

47社中、2社のみが有限で、他は全部株式であり、創業については、明治が7社、大正が3社、昭和10年まで1社、昭和20年まで4社、昭和30年まで12社、昭和40年まで12社、それ以降は8社で、昭和20～25年及び30年前後の創業が多い。そして殆んどの会社は昭和30年代～40年代にかけて個人から株式へ、有限から株式へと組織変更している。

更にこの業界は歴史的に同族経営が多く、今回の調査でも28社が同族で占められている。又社員の将来性を考え、将来への希望とやる気をもたせ、出来れば優秀な後継者をと願い、社員へ持株制を実施している企業が24社、

(51%) みられる。特に10%以上の株をもたせ、経営にタッチさせている企業も4社みられる。また、一方同族のみで、社員へ持株をさせていない企業は12社(26%)を占めており、出来うれば自分の縁者を後継者に考えている。

図-1 現組織改定時期

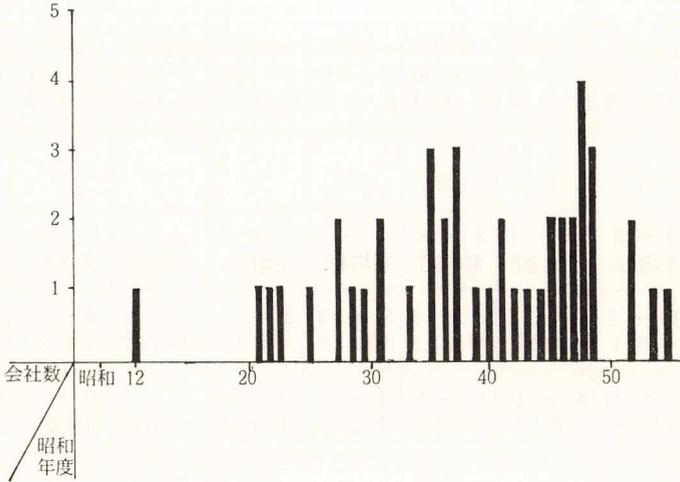
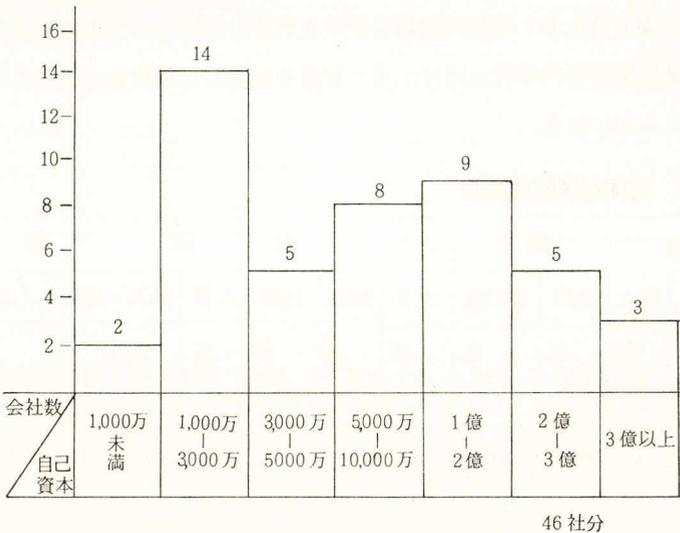


図-2 自己資本別会社数



● 従 業 員

大手企業・紙パルプ業界及び、不動産業界関連の造園緑化部門を除く45社について集計したものは表-28のとおりであり、総工事高1億円以上6億円未満の企業が全体の75.6%を占めている。

表-28 年間総工事高と社員数

総工事高 社員数	1億円以上 ～2億円未 満	2億円以上 ～4億円未 満	4億円以上 ～6億円未 満	6億円以上 ～8億円未 満	8億円以上 ～10億円未 満	10億円以上 ～15億円未 満	15億円以上 ～20億円未 満	20億円以上
会社数(社)	12	10	12	3	2	1	3	2
事務(人)	1～2 平均1.5	2～4 平均2.8	3～5 平均3.7	3～5 平均4.0	3～7 平均5.0	平均8.0	5～13 平均8.3	11～18 平均14.5
営業(人)	1～2 平均1.4	1～3 平均2.0	3～5 平均3.3	3～4 平均3.3	3～4 平均3.5	平均4.0	4～14 平均8.3	5～7 平均6.0
工事(人)	2～11 平均6.5	4～15 平均7.2	6～16 平均11.6	11～27 平均19.3	11～25 平均18.0	平均14.0	27～38 平均31.7	46～55 平均50.5

● 技術者の専門職種と資格

公共造園では土木・建築の技術を要求されるようになって来ているので、従来の造園関連専門学校以外に土木・建築を専攻した技術者の確保につとめていることがわかる。

表-29 職種別学歴社員数

造 園				土 木			建 築			
大学	短大	高校	その他	大学	短大	高校	大学	短大	高校	合計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	
234	31	176	38	50	5	32	15	1	10	592
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
39.5	5.2	29.7	6.4	8.4	0.8	5.2	2.5	0.1	1.6	100

これからの造園工事に必要な資格としては、機械導入に伴う機械施工管理士、営繕工事に伴う造園工事にあつては1級造園技能士、その他造園施工管理技士、測量士等があげられる。

表—30 各種資格取得状況

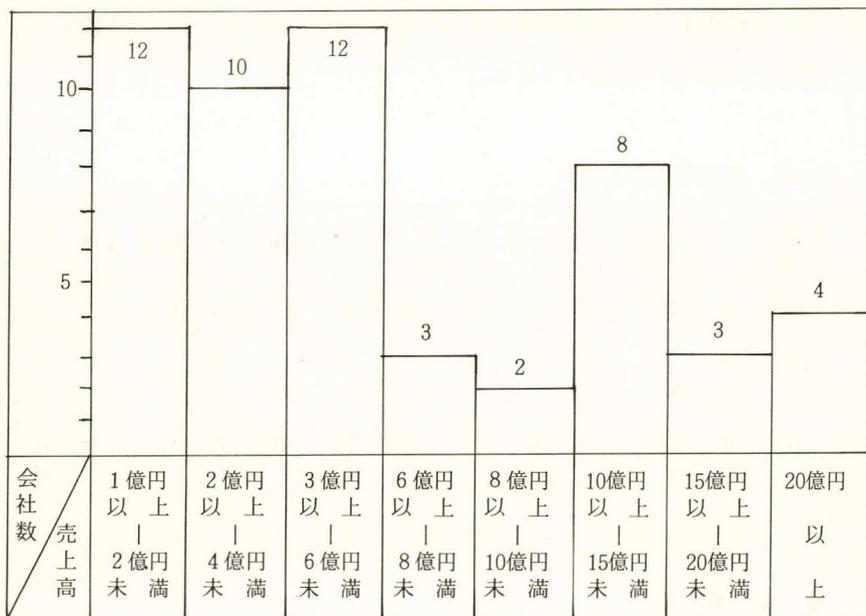
造園施工管理技士		土木施工管理技士		建築士		造園技士 能		測量士補		建設機械	技術士
1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	士	補	施工技士	士
名 163	名 165	名 96	名 119	名 20	名 7	名 55	名 42	名 24	名 32	名 12	名 4
社 32	社 42	社 29	社 38	社 10	社 5	社 20	社 19	社 10	社 16	社 6	社 4

### ● 工 事 高

本店・支店・営業所を総合した工事高（維持管理を含み、材料・兼業売上高を除く。）は図—3のとおりで、6億円未満の企業が34社で全体72%を示している。又15億円以上の企業は7社、6億円以上15億未満の企業は6社のみである。

官公庁工事高は図—4のとおりで、5,000万円以上3億円未満の企業が27社（58.7%）と約半数を占めている。又民間工事高は図—5のとおりで、2億円未満の企業が35社（77.8%）である。

图—3 総工事高



图—4 官公庁工事高

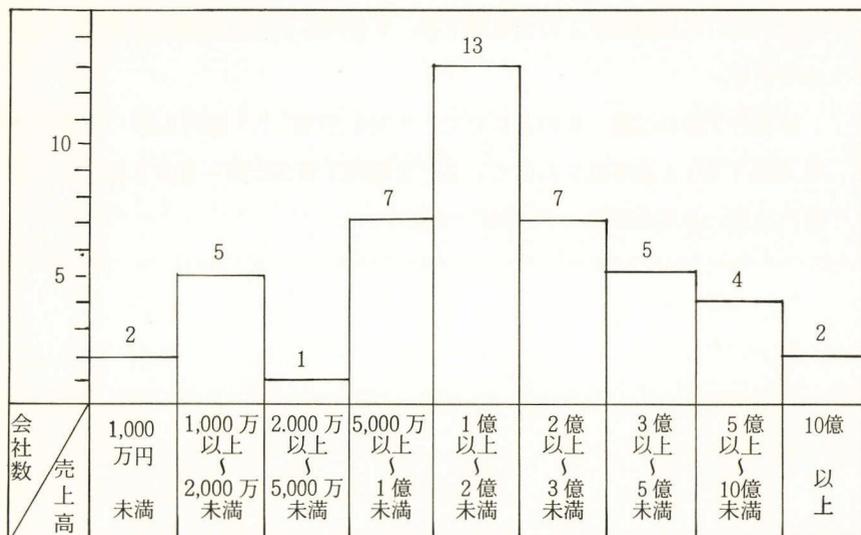
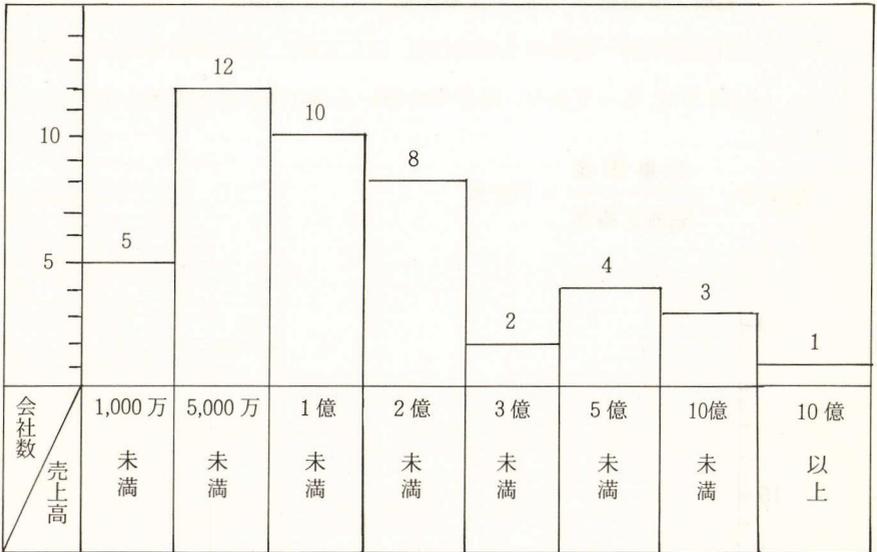


図-5 民間工事売上高



● 車輛・機械保有状況

造園建設業者は、貸鉢・生花・薬品・肥料等の販売の兼業も多いため、一部に車輛・機械の保有が異常に高い場合もあるが、資本金1,000万円以上5,000万円未満の会社ではあまり差異はなく、建設機械の割に貨物・ライトバン等の車輛が多いのが目立つ。一般に自社保有の建設機械は、小型のクレーン・ブルドーザー等が多く、資本金5,000万円未満では1台～12台平均2.5台である。5,000万円以上の会社では5台～12台で平均7台であり、小面積多工種の小量工事が多いため、自社保有よりリースが多いものと思われる。

● 経営状態

回答のあった47社について財務的な経営内容を検討した。資料は直前決算の分である。

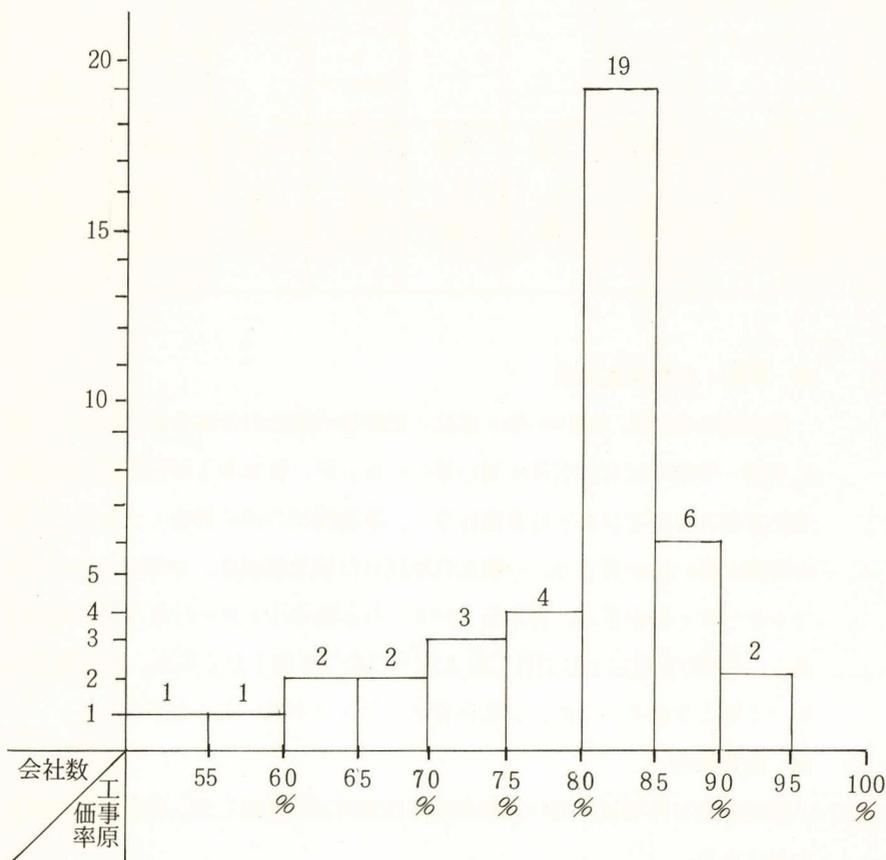
造園建設業は兼業が多く、一概に各数値がそのまま造園建設業者の実態を

表わすものではないが、異常な値は兼業の経理と合算されているので、各データの分析には十分注意した。

○ 完成工事原価率(%) (工事原価 / 完成工事高)

工事原価率80~85%のものは19社(47.5%), 80~90%のものでは25社(62.5%)となっており、採算率の悪い工事が多いことを示している。

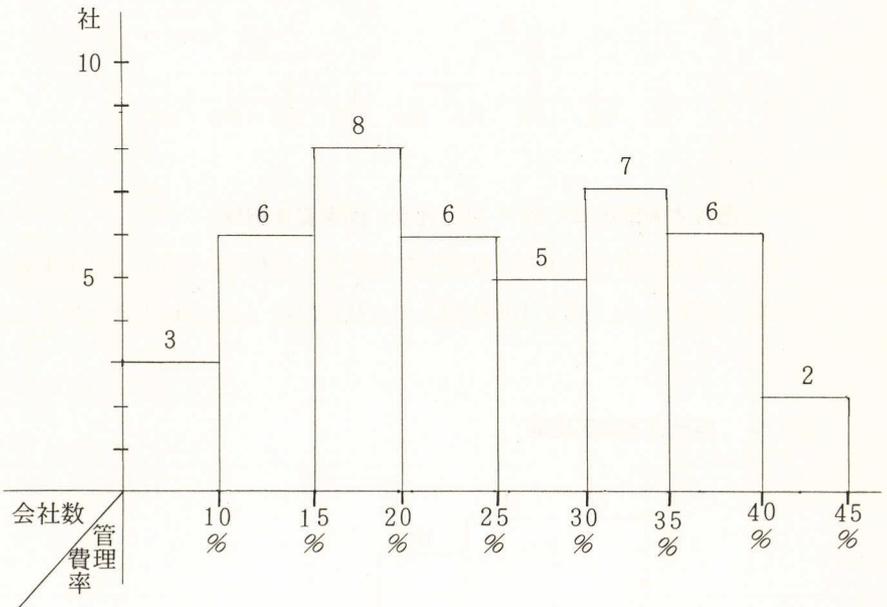
図-6  $\frac{\text{工事原価}}{\text{完成工事高}} \times 100\%$



○ 工事管理費・一般管理費率(%)

完成工事高に対する管理費率は際だった傾向がみられず、10~40%の間にはほぼ同じように分布している。これは企業の事務経費や工事経費の合理化による低減を如何にはかっているか、如何に少ない人件費で工事を完成していくか、企業努力によって異ってくる。

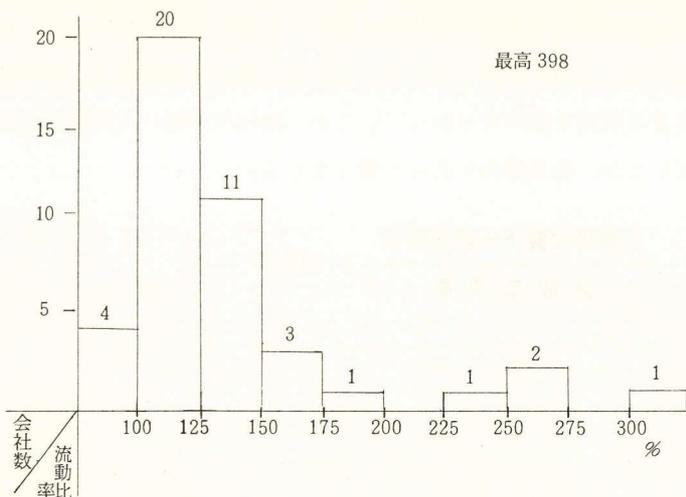
図-7  $\frac{\text{工事管理費} + \text{一般管理費}}{\text{完成工事高}} \times 100\%$



○ 流動比率(%) (流動資産 / 流動負債)

流動比率が200%以上あれば全く理想的で、100%以上あれば経営が安定しているといわれている。この点に関して図-8のとおり、100%未満の会社は4社のみで、ほとんどの会社が100%以上である。

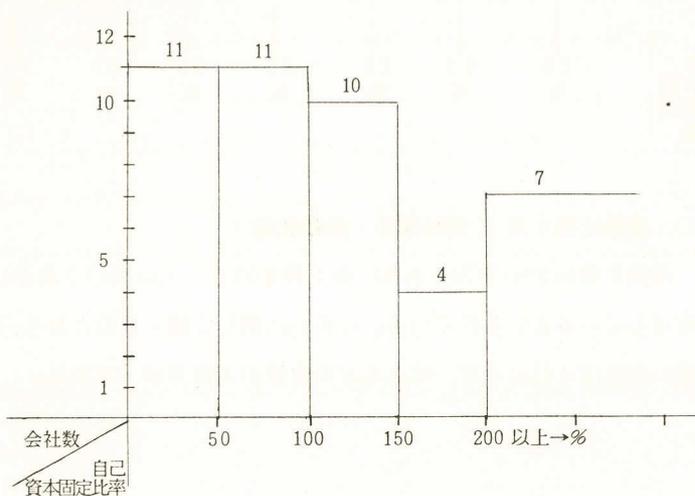
図-8 流動比率



○ 自己資本固定比率(%) (自己資本 / 固定資産総額)

この比率が100%以上ならば安全な企業といわれているが、100%未満の会社が22社(51.2%)、100%以上の会社が21社(48.8%)とほぼ半々となっている。

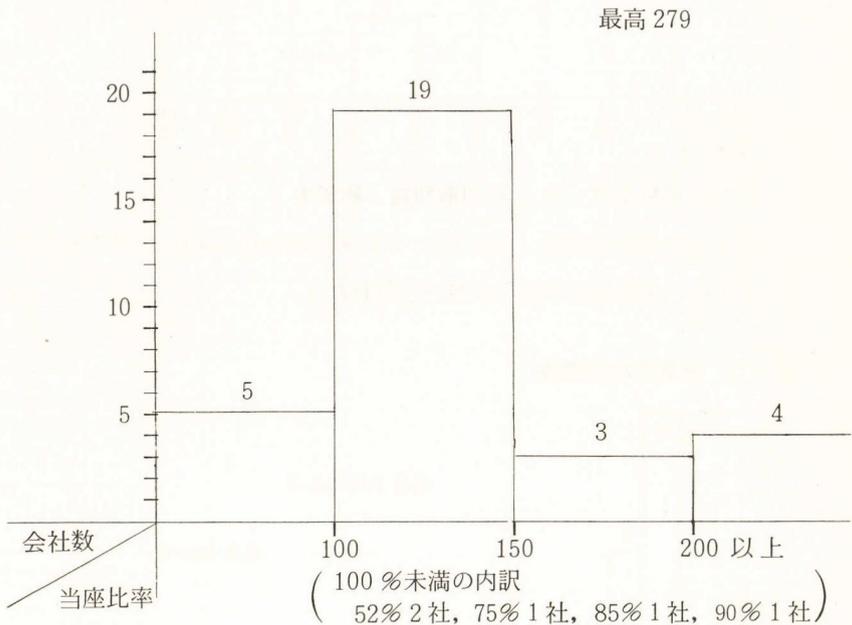
図-9 自己資本固定比率



○ 当座比率(%) (現金+預金+受取手形+有価証券+在庫+未収 / 1年以内に支払うべき負債)

この比率が100%以上であれば安定であるといわれているが、今回の調査では100%以上の会社が26社(83.9%)あり、全般に当座比率は良好であり、悪いと思われるのは52%前後の2社のみである。

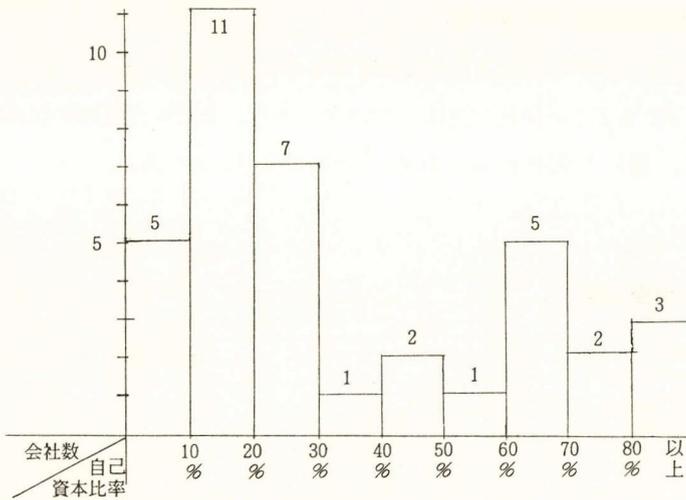
図-10 当座比率



○ 自己資本比率(%) (自己資本 / 総資本)

この比率が普通50%以上が理想的といわれているが20%あれば、上場会社の平均が18%といわれているので安定である。20%未満の会社は16社(43.2%)である。

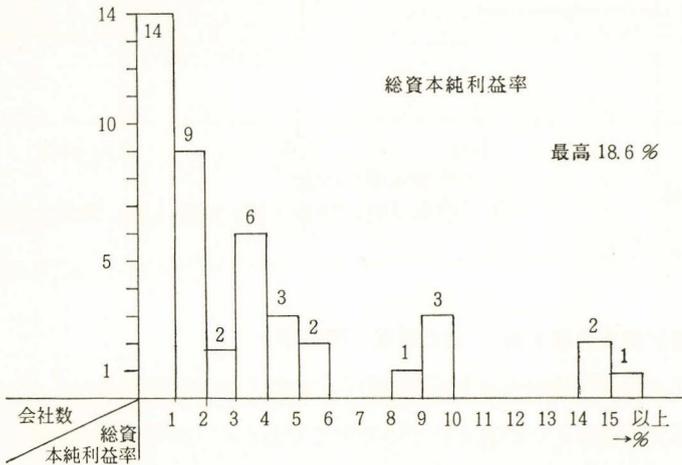
図-11 自己資本比率



○ 総資本純利益率 (%) (税引前利益 / 総資本)

2%未満の会社が23社 (53.5%)、6%未満の会社は36社 (83.7%) を示しており、全体的に利益率が悪いと思われる。

図-12 総資本純利益率



● 57年初任給

大学卒は12万円～14万8千円台が27社（84.4％）で一番多く、最高は15万円、最低は11万4千円であり、本給の少い所は手当が多く、全給料の36.6％の手当の所もあり、本給のみの所もある。

短大卒は平均12万3千円で、大学卒との差は約9千円であり、11万円～13万5千円が89.5％と一番多く、殆んどの会社がこの範囲に入っている。

高卒は平均11万1千円で、大卒と約2万円、短大と1万1千円の差が見られ、10万円台が11社（42.3％）で一番多く、10万円～12万5千円が22社（84.6％）となっている。

表-31 学歴別初任給集計表

初任給 \ 学歴別	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
9 万 円 台	—	—	3 社
10 万 円 台	—	—	11 社
11 万 円 台	4 社	9 社	5 社
12 万 円 台	12 社	4 社	6 社
13 万 円 台	7 社	4 社	1 社
14 万 円 台	8 社	2 社	—
15 万 円 台	1 社	—	—
計	32 社	19 社	26 社



● 経営者の意識について

造園建設業は、小企業乱立、公共事業の減少、民需の低迷の中で、経営者の意識がつぎのように表現されている。即ち、現況のままでは先行き不安であり、伝統的な徒弟制度の中で創作の技術を守ろうとする困難さ、又多くの産業界から緑化産業が一時成長産業になるであろうとの予測から生じた過当競争の波の中で、経営者が社会使命を負って、生き残ろうと努力している実態が浮きぼりされている。

○ 造園建設業の将来

経営者として造園建設業の将来について、どう考えているかとの質問に対し表-33のような回答があった。

表-33 造園建築業の将来

官需、民需共今後伸びるので希望がもてるか	希望がもてる	35.7%
	先行不安だ	64.3%
官需、民需共先が見えているのでこれ以上は伸びないか	伸びない	50%
	伸びる	50%
経営が苦しくとも努力して続けていくか	続けていく	100%
どうしようもないので他へ転業したいか	転業しない	100%

○ 後継者の選択

経営の後継者について、どう考えているかとの質問には、子供又は同族

にやらせたい回答が41.1%、適材があればその人にやらせたいというのが58.9%であった。

## (2) 造園業界の課題

造園業界は建設業界の中では、土木・建築に較べると後進の業界であるために、その規模も小さく、企業の近代化も遅れている。また造園工事は、土木・建築の範ちゅうの中で扱われ、樹木という生物を主体にする造園工事の特殊性が無視されて、数多くの問題点をかかえている。また、造園工事の多様化に伴い、生物を扱う植栽工事のほかに、石を扱う石組から、最近では公園造成として、園路、修景施設、遊園施設、運動施設等幅広く手掛けるようになり、必然的に、単に植物に関する技術だけでなく、土木・建築的な技術から給排水等の設備工事的技術が要求されるようになってきた。このような造園工事の急激な多様化には、多くの内部的な問題が存在しており、また古くからの習慣や、後進建設業としての幾多の不合理な問題が残され、それが今日の造園業界の発展を阻害している。

このような内部的な問題については、造園業界自らの努力によって克服するとしても、外的要素による不合理な問題点は、それが主に制度であるだけに、行政側の合理的な判断と理解をまつしかないが、緑化推進の最先端を担っている造園業界の発展育成を図ることは、行政側としても無視出来ない施策の一つであろう。そのためには、従来からの不合理な矛盾した制度や仕組を改善し、如何にして造園業界の近代化を図り、その制度の合理化をおし進めるかが、今後の、行政側、業界側を含めての重要な課題であろう。

### イ. 造園工事の特殊性に対する積算の適正化

造園工事はその性質上多工種で、しかも小規模な工作物（人留柵、土留、縁石、水吞等の造園工作物、舗装等）や、比較的狭小な個所での工事が多いが、これらの工事の設計にあたっては、本格的な土木・建築工事と同様の歩掛り、単価で積算されているし、狭いため人力でしか施工出来ないにもかかわらず、機械力使用で設計されている。

例えば一般公園造成工事では、コンクリート工事は小規模のものが多いが、この場合の型枠をみると、水呑等の公園工作物や人止柵の基礎等は、現実には1回使いしか出来ないのに、大規模な土木工事と同様の3回使いで積算されている。また工事に使用するコンクリートは、全体のトータルではその量は大量になるが、造園工事はキメの細かい工事なので、1日の工事で使用する量は極めて少ない。その結果、1日に使用する生コンクリートも端数の出る数量となるが、現実には端数を切り上げて、生コン車1台分(3 $\text{m}^3$ )の支払いをしなくてはならない。しかもかなりの回数になるにもかかわらず、設計では1律に立方米いくらで計算されているから、実際には生コンクリートの費用は、設計金額よりかなり上回るのが普通である。このことは舗装についても同様のことがいえる。曲線の多い園路のコンクリート平板舗装の場合、カーブ箇所はコンクリート平板をカーブに合せて切らなくてはならないから、平板のロスも出るし、労力も直線に較べて相当かかるが、これなども設計にあたっては、キメの細かい積算が必要である。

さらに、一位代価表使用の場合であるが、工事は5基とか10基とかの少量であるにもかかわらず、設計に使用される一位代価表は100基(又は100米等)単位のもので使用されている。これなども1種類ならば大した影響はないが、数種類にのぼると、その金額の差は相当の額となる。

このような造園工事の特殊性ともいえる多工種、小規模工事に対しては、積算上の配慮が必要で、大規模工事の歩掛りを機械的に使用することは、適正な積算とはいい難く、そうした造園工事の特殊性を無視した制度や仕組み、中小企業である造園業界の経営基盤を脅かすもので、造園業界育成のためにも、早急に改善されなくてはならない。

#### ロ. 枯補償制度の改善

植栽工事には枯補償という制度がある。これは植栽した樹木が、工事竣功後1年以内に枯死した場合は、施工者が植え替えなくてはならないというものである。それは、その樹木の枯死が、施工者の責任の範囲外のもの、すな

わち、その枯死の原因が発注者または管理者側の責任に帰するものでも、施工者の責任として補償することになっている。工事請負契約は建設業法によって、双務の立場で契約を締結することになっているにもかかわらず、この枯補償制度は極めて片務性の強い契約である。

植栽した樹木が枯死する原因は、通常次のことが考えられる。

- ① 樹木の成育が悪く、特に根の状態が悪い場合
- ② 掘取及び運搬中の養生が悪い場合
- ③ 植え方が入念でなかった場合（植込後の養生を含む）
- ④ 樹木の植栽時期が適期でなかった場合
- ⑤ 土質が悪い場合（瓦礫まじりの土壌、排水の悪い土質等）
- ⑥ 植栽後の管理が悪い場合（旱天、熱帯夜が続いても灌水をしないと、除草をしないで草に埋れる等）

これらの要因の3つ①②③は施工者の責任であり、③④は発注者が決定する条件で、施工者の意志ではどうすることも出来ない事項であり、⑤は当然のことながら管理者の責任である。以上のことから①②③のように、施工者の責任に属する要因で枯死した場合は、補償するのが当然であるが、施工者では決めることの出来ない条件、すなわち、④⑤⑥のように発注者が決定する要因ないしは管理上の責任で枯死した場合でも、施工者が補償することになっている。

本来枯補償は、施工者の不手際によるもの、すなわち、施工者の責任に帰すべき事象のみに限定されるべきであり、発注者の誤まった指示（不適期植栽、不良土質等）によるもの、ないしは、管理者の管理不十分によるもの、あるいは、天災（旱魃渇水等）等によつて枯死したもので、施工者の責任に帰しているのは不当な措置である。

このことについては民法第636条においても、「前二条ノ規定（第634条、第635条、請負人の担保責任一瑕疵の修補）ハ仕事ノ目的物ノ瑕疵カ注文者ヨリ供シタル材料ノ性質又ハ注文者ノ与ヘタル指図ニヨリテ生シタルトキハ

之ヲ適用セス但請負人カ基材料又ハ指図ノ不適當ナルコトヲ知リテ之ヲ告ケサ  
リシトキハ此限ニ在ラス」として、施工者の担保責任の免責を明示している。

このような矛盾した前近代的な商習慣ともいうべき制度が、未だに残っているということは、緑化の担い手である造園界（官界、業界）の近代化が遅れている証拠である。樹木は建築物や工作物と違って、生物であるということの基本を考えて、こうした前近代的、片務的な契約制度は、1日も早く合理的な制度に改善して、緑化事業の近代化を図るべきである。

#### ハ. 造園工事に適した契約約款の改正

建設省及び、東京都で行なわれている現行の請負工事の契約約款は、土木・建築工事を主体に出来たものであるから、造園工事の特殊性は全く認められていない。そのため、造園工事にとっては極めて不合理な点が多く、また片務性の強い約款となっている。

例えば、植栽工事に最も影響のある「早魃渇水」が、契約約款の天災条項すなわち、「天災その他の不可抗力による損害」に該当していないこともその一例である。

この天災条項は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的事象であって、契約当事者である発注者、受注者双方の責に帰すべからざるものは、受注者は天災によって受けた損害を、発注者に請求することが出来ることになっている。しかるに、早魃渇水によって樹木が大量に枯死しても、早魃渇水が天災条項に入っていないために、樹木の枯死はあきらかに不可抗力であって、発注者、受注者のいずれの責にも帰すことのできない事象であるにもかかわらず、その損害を発注者側に請求することが出来ない。それどころか、1年間の枯補償がついているということで、枯死した樹木は、受注者の負担で植替えなきてはならないというのが現行の制度である。これは造園工事にとっては甚だ片手落ちの契約約款であって、早魃渇水という自然現象は、生物である樹木にとっては致命的なもので、豪雨、暴風、洪水等と同等に取扱わなくてはならない。

現行の契約約款は、土木建築を基準に作られたもので、土木建築工事にとっては、早魃渇水などはむしろ晴天が長期間続くことであって、好ましくこそあれ災害にはならないのである。おそらく、契約約款の文章が最初に作られた際には、早魃渇水が天災であるとは夢想だにもされなかったであらうし、当然のことながら、天災条項にも加えられなかったのだらうと想像される。

造園という業種が、土木建築に比較して後進の業種であるだけに、このような矛盾した制度がまだまだ残っている。造園工事も建設業の一環として扱われている以上、土木建築工事と同格の形で契約約款が作られなくてはならないし、都市の緑化が強く叫ばれている今日、造園工事が効率的に行なわれるように、矛盾した制度は是正されなくてはならない。

## 二. その他の課題

### ● 予算及び事業量の拡大

分離発注と専業者への優先発注

受注の平準化と早期発生

事業量の拡大と新規事業の開発

工事の大型化とランク制の導入

### ● 経営の近代化と合理化

経営者の能力開発と意識革命

技術者の養成と開発

また、造園建設業をとりまく他の協会、即ち、植木協会や公園施設協会とも相互連絡をとり、生産量の多い樹種の採用・品質のばらつきの是正・公園施設価格の適正化等を検討すべきである。

この業界にあつて会社を経営していく上では、多くの問題点もあるが、最近、建設省・公団・公社・都・区・一部の市にあっては業界の認識を新たにされ、経費率の改善、歩掛・仕様書の見直しや適正な積算改善等がなされている。

### (3) 造園技術者の養成

#### イ. 造園技術者の教育機関

造園技術者人を社会に送り出す教育機関は大学、短大、専修学校、高校が全国に散在しているがプロパーの造園科となると他の分野にくらべてはるかに少い。最も全国の産業比に当てはめれば社会のニーズには現況で充足しているともいえる。

国立大学としては旧帝大系の東大、京大、北大、九大等に造園の研究室のコース履修者がそれぞれ数名の単位で送り出されてくるが、主として公務員指向であり建設業界に参入する数は少ない。

国立系の中には造園を独立した科としては、旧千葉高等園芸を前身とする千葉大学園芸学部造園科と環境緑地科を有し、毎年80名前後を卒業させている。その他、日農林専門学校系を有する国立大すなわち、筑波大、東京農工大、岩手大、宇都宮大、信州大、三重大、鳥取大、島根大、岡山大、香川大、高知大等々あり造園コースとしての教育がある。公立として大阪府大も幾多の人材を世に送っている。私立にしては造園界最大の規模を有する東京農業大学造園科の存在がある。三系統六研究室を有し毎年二百数十名が世に出て、約70%が造園界の各分野において活躍し、その数約5千名といわれる。その他、日本大学、明治大学、名城大学、南九州大学等有数の教授陣を揃え独立した科成はコースとして学生の教育に当たっている。短大、専修としては前記農大の短大、九州の西日本短大、国土建設学院も実践派としての造園教育を目指して教育にいそしんでいる。

また、全国に約50校を数える農業系の高校に造園科又はコースがあり、毎年数千名の生徒が造園の教育を受けているが、造園科としては最も古い歴史を有する東京の都立園芸を始め高卒者の造園界指向率は低下の現象にあり、憂うべき状況ではある。

就職先を大別すれば公務員、コンサル、デベロッパーの計画、設計部門、そして施工、生産の自営者を含めた民間企業となろうが、学校教育の重点が

施工面よりも計画，設計であり，学生の性情的傾向もそれに偏っているようである。特に国立大学系の学生にこの傾向が顕著であり施工業界において問題のあることといえる。

かつての造園教育は主として庭園学，植栽学，施工実習等に重点がおかれたようであるが，複雑多様化した公共造園主流の現在の造園界においては，教育そのものも当然の如く計画，工学，施工管理学等に重点が移行し，建設界の中で独自の存在感を示し得る植栽等の植物が高校～大学を通じて知識吸収が低下していることは施工界はもとより，造園界全般として一考に値する問題といえよう。

施工業界としても徒弟制度的思考より脱皮し，給料水準はもとより，休暇，労働時間，福祉厚生等において魅力あるものとし優秀なる人材を広くあつめ得る努力が望まれる。

以下千葉大学，東京農大，東京都立園芸のカリキュラムを掲げ参考に供したい。

### ● 都立園芸高校カリキュラム

都立園芸高校造園科のカリキュラムは表-32-2のとおりである。

表-32-2 カリキュラム

教科 科目	共通	国語		社会			数学		理科			保・体		芸術		外国語			家庭		普通 科目 目計		農 業					特別活動		総 計								
		国 語	古 典	現 代 社 会	日 本 史	倫 理	政 治 経 済	数 学	理 学	生 物	化 学	物 理	体 育	健 育	音 楽	書 画	英 語	英 語	英 語	英 語	英 語	家 庭 一 般	食 物	農 業 基 礎	測 量	造 園 計 画	造 園 材 料	造 園 施 工 管 理	総 合 実 習 A		総 合 実 習 B	農 業 科 目 計	創 意 活 動	ホ ー ム ル ー ム 活 動				
		I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女				
一 年 選 択	4	2				4	4				2	1										20	20	4		2	2		2	2	2	2	10	10	1	1	2	36
二 年 選 択	2	2	2	2		2		2	2		2	1										16	18		男 2	2	2	2	3	2	2	13	11	1	1	2	36	
三 年 選 択	2	2						2		3												9	11		男 2	2	2	3	2	2	13	11	1	1	2	36		

\* 1年芸術科 園芸科に同じ

\* 2年農業科3科目より1科目選択

\* 3年普通科目園芸科に同じ

農業科3科目より1科目選択(同時間講)

\* 総合実習Bは時間割外

## ● 東京農大造園科カリキュラム

\* 印必修科目    ☆印選択科目

### < 1年次配当科目 >

#### \* 図 学

造園の設計図や施工図を作成する上で必要となる各種図面（平面・立面・断面・透視・展開図）の作図法等を修得する。

#### \* 製図実習

造園の計画や設計もしくは、それらの前提となる調査分析等において用いられる各種図面の表現技術を修得する。

#### \* 造園学総論（＝造園原論）

現代社会の環境問題や都市問題の現状をふまえ、造園学の果すべき意義と役割、造園技術の本質や特性を理解させる。又、造園史、造園空間の拡大、造園の領域と具体的展開についての基礎的知識と判断力を養なう。

#### \* 造園樹木学

造園材料としての樹木について、その分類法や生育条件さらには造園樹木としての要件等造園樹木の基本的事項についての造園樹木総論を修得する。

#### ☆地 形 学

造園計画の対象となる自然環境を構成する要素の一つとして地形を捉え、それに関する基礎的な知識を修得する。これに加えて地質に関する基礎知識も修得する。

#### ☆造形演習

造園製図の中で必要となるデッサン能力や、造園デザインの中で大きな比重を占める造形感覚を修得する。

## ＜2年次配当科目＞

### \* 測量学

造園計画の対象地として想定される土地の水平的、垂直的計測法について、その原理と手法を修得する。

### \* 測量実習

測量学で修得しそ原理や手法の理解の上に立って、平板、トランシット、レベル測量の技術を修得する。

### \* 造園計画学（一）（＝庭園学）

造園分野のなかで最も身近な環境計画の対象である住宅庭園などの変遷・あり方・基本構成と細部構成手法などの知識を与え、新しい時代の住環境デザインに即応しうる理論と技法を修得する。

### ☆ 土 壤 学

自然環境を構成する要素の一つとして土壤に関する基礎知識を得ると同時に、植物の生育基盤としての土壤条件等に関する知識を修得する。

### ☆ 造園樹木各論

造園樹木学で修得したことは総論であり、将来造園技術者として設計・施工する上で重要なことは造園樹木の一つ一つのあらゆることを覚えることである。

### ☆ 造園花 学

花 園芸（花壇園芸）の成立過程と花 園芸における観賞花 の位置付け、並びに花壇の形式とそれに伴う材料（花 ）の選択とチェックポイント、及び花壇の計画、設計・施工上の問題点について検討する。

### ☆ 肥 料 学

造園植物の肥培管理をする上で必要な肥料についての基礎知識と具体的な施肥の方法・基準について修得する。

### ☆ 建築演習

建築構造学を主軸として、建築の技術的・工学的部面の基礎知識につ

いて概説し、その後、木造建築並びにコンクリート造建築等に関する設計演習により、造形面を含めてさらに理解を深めるものとする。

#### ☆造園計画演習(一) (=庭園計画演習)

造園計画学(一)の講義を受け 造園計画の中で最も基本的な住空間を対象にその基礎から応用までを具体的課題を通じて演習し、住環境デザイン技法を修得する。

#### ☆造園施工材料学

造園設計、工事に関わる施設工作物、材料の特性、施工法及び施工管理について修得する。

#### <3年次配当科目>

##### 造園地被学

造園的利用に於ける地被植物の選択条件、並びに特性と利用。特に地被植物の主体をなす芝生植物について、その特性の理解を深め芝生の利用と維持管理に関する知識を修得させる。

##### 造園計画原論

あらゆる造園対象空間に共通し、計画の基礎となる原理・原則・数値など基本的なものについて修得させる。

##### 造園計画学(二) (=都市緑地計画学)

都市及び地方計画に関連した緑地(広義)について、その歴史、本質効果等を修得する。

##### 造園計画学(三) (=風景計画学)

自然地域の保護及び利用に関する計画について、史的背景、在り方、及びその理論を修得することを目的とし、造園計画演習(三)とともに、自然地域の取扱いを理解させることにする。

##### 造園工学

自然の地形及び環境条件を生かした園地計画から、造園施設の構造設計、施工、必要考慮すべき関連工学をとりまとめて独自の造園工学とし

て修得する。

#### ☆植物生態学

造園計画の前提となる自然環境についての基礎調査や植栽計画等で必要とされる植物生態学的知識を修得させるとともに、植物群落の成立とその生育環境との関係についての基礎的理解を深めさせることを講義の主たるねらいとしている。

#### ☆造園デザイン論

デザインの概念を、作用的側面と対象的側面の双方から理解し、特に前者にかかわる造園デザイン行為の論理的な進め方を、その意義とともに修得する。

#### ☆造園環境論

造園計画に関する環境要因のうち、微気象、音響等の問題に関する基礎知識とその応用法を修得する。

#### ☆都市及地方計画

都市の発展過程、都市の形態、都市の機能などを知り、人間の住環境、生産環境、緑環境を如何に快適に計画するかを考え、造園技術者としてどう対応すべきかを都市計画、地方計画との関連を持たせながら学ぶ。

#### ☆観光レクリエーション論

観光レクリエーションの現代的意義と、これを受け止める地域に及ぶ諸関係の認識を深め、観光地計画のための基本的考え方を修得するとともに、観光と深い係わりをもつ風景の本質、その構成要素についての基本的知識と、風景地をレクリエーション空間とするための計画手法について述べる。

#### ☆造園計画演習(二) (= 都市緑地計画演習)

造園計画学(二)の講義を受けて都市公園・緑地計画・設計のプロセスの具体的な対違を修得するとともに、域る敷地についての計画を進める。

### ☆造園設計演習(一) (=造園施設設計演習)

造園計画・基本設計を施工に至らしめる実施設計に関して、園地造成、施設設備、構造物等の詳細設計技術、設計図書作成法を演習により修得する。

### ☆造園設計演習(二) (=造園植栽演習)

公園・庭園などの植栽手法について、演習を通して修得することを目的とする。

植栽地の実測より開始し、これらの図化を行い、植物の性状を根底として、配植、生態、スケール感等を理解させる。更に各種造園空間の設計を行うことにより、植栽設計の発想より設計図書の作成まで、一連の過程の理解、習得をさせる。

### <4年次配当科目>

#### \*造園実習

造園実習は、授業で修得した理論に基づき、学年各人に、①施工する手順および方法、②安全にしかも能率よく、目的のものを造り上げること、この二点を体得させることが、最大の目標である。

### ☆造園地被各論

芝生用植物(芝草など)の系統、種類、品種等の特徴と特性を解説し、品種の選択を誤らないようにする。

### ☆自然環境保全論

自然環境の保全は、種々の分野から論及されているので、それらの論説が如何なる立場においてなされているかを知ることにより、自然保護を全般的、体系的に理解し、保護の理念を整理するとともに、自然保護思想の発展過程を諸外国の事例などにより概観する。また、わが国の制度を学び、広域の造園計画において、保全地域の選定、区分の方法について考察していく。

### ☆近代造園史

広汎な造園活動の史的流れを社会史、技術史、文化史など様々な側面から総合的に捉え、現代に至る造園がどのような背景のもとに成立したかを認識し、これからの造園の在り方を忠実のなかから見通す洞察力を修得する。

### ☆病害防除論

植物病理についての知識と造園植物の病害の種類・防除方法を修得する。

### ☆虫害防除論

昆虫学の基礎的知識と造園植物の虫害の種類、防除方法を修得する。

### ☆造園特論 (＝風景計画演習)

造園計画学(三)と関連して、自然保護政策、風景計画手法等の理論にもとづいて風景地および施設の計画設計を行い、これらの技術を習得する。

### 卒業論文 (含卒業制作)

卒業後、実社会において直面するさまざまな現実問題や、造園界における今日的課題について論じ、又展望する。

4年間の学習の総仕上げとして、特定テーマについての研究や計画の着眼点を知ると同時に、研究や計画のすすめ方、とりまとめ方を指導教員の個別指導により習得する。

表-32-3 千葉大学カリキュラム

専門科目	授業科目	単位数	履修年次					
			2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
造園学 専攻 科目	造園学原論	(2)						
	造園設計 計画演習 I	(1)						
	” II	(1)	(1)					
	” III	(1)		(1)				
	” IV	(1)			(1)			
	” V	(1)				(1)		
	” VI	(1)					(1)	
	造園実習 I	(1)	(1)					
	” II	(1)						
	” III	(1)			(1)			
	測量学 I	(3)	(2)	(1)			(1)	
	風景計画 I	(2)		(2)				
	自然公園論	(2)			(2)			
	都市計画論 I	(2)		(2)				
	都市計画論 II	(2)			(2)			
	造園施設学 I	(2)				(2)		
	造園施設学 II	(2)			(2)			
	公園計画論	(2)	(2)					
	造園工学 I	(2)				(2)		
	造園工学 II	(2)			(2)			

専門科目	授業科目	単位数	履修年次					
			2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
造園学 科 専 門 科 目	造園工学通論Ⅰ	(2)			(2)			
	造園史	(2)		(2)				
	庭園設計論	(2)	(2)					
	専攻演習	(2)					(1)	(1)
	卒業論文	(6)					(3)	(3)
	緑化樹木学汎論	(2)	(2)					
	環境植栽学汎論	(2)			(2)			
	緑地保全学	(2)						(2)
	造園学概論	2						
	測量学Ⅱ	2		2				
	建築学	2				2		
	土木学	2			2			
	レクリエーション論	2			2			
	景観解析論	2			2			
	景観保育論	2						2
	森林風致論	2				2		
	都市計画特論Ⅰ	2					2	
	都市計画特論Ⅱ	2						2
	都市調査	2			2			
	造園施設特論Ⅰ	2					2	
造園施設特論Ⅱ	2				2			
造園工学実験	1					1		
造園工学通論Ⅱ	2				2			

専門科目	授業科目	単位数	履修年次					
			2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
共通科目	道路工学	2						2
	庭園デザイン論	2				2		
	庭園設計各論	2				2		
他 学 科 目	造園史各論	2				2		
	林学	2				2		
	応用数学	2					2	
	応用力学	2				2		
	花園芸学汎論	2				2		
	環境生物学	2				2		
	応用昆虫学	2					2	
	植物病学 I	2					2	
	都市緑化論	2					2	
	土壌学概論	2				2		
樹病学	2						2	
理学部科目	地形学	4						
	基礎生態学	4						
	応用生態学	4						

## 環境緑地学科

専門科目	授業科目	単位数	履 修 年 次					
			2 年 次		3 年 次		4 年 次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
環境 緑地 学 科 専 門 科 目	環境緑地学概論	(2)						
	環境植栽学汎論	(2)	(2)					
	環境植栽学各論	2		2				
	環境植栽学 演習・実験	2			1	1		
	植物病学Ⅰ	(2)	(2)					
	植物病学Ⅱ	2		2				
	植物病学実験	1			1			
	微生物生態学	2				2		
	微生物学実験	1				1		
	環境生物学	(2)			(2)			
	“ 実験	1			1			
	応用昆虫学	(2)			(2)			
	“ 実験	1			1			
	緑化樹木学汎論	(2)	(2)					
	“ 各論	1		1				
緑化植物学実験	1				1			
地被植物学	2				2			
環境緑地学 科 専 門 科 目	樹木生産・管理学	2						
	緑地保全学	(2)		(2)				
	緑地保全計画学	2			2			
	緑地保全学 演習・実験Ⅰ	1			1			
	同Ⅱ	1				1		

専門科目	授業科目	単位数	履修年次					
			2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
環境 緑地 学 科 専 門 科 目  共 通 科 目	緑地実習	(2)	(1)	(1)				
	専攻演習	(2)					(1)	(1)
	卒業論文	(6)					(3)	(3)
	森林生態学	2	2					
	緑地情報処理学概論	2						
	都市緑化論	2			2			
	野生動物学 保護管理学	2	2					
	森林昆虫学	2				2		
	環境計測論	2				2		
	環境アセスメント	2			2			
	フロラ調査	1			1			
	植生調査	1			1			
	緑政論	2				2		
	樹病学	2						2
	緑化植物流通論	2				2		
	緑地施工管理学	2					2	
	大気拡散論	1			1			
	大気化学	1			1			
	環境土壌学	1				1		
	スポーツターフ論	2				2		
緑地設計実習	2	1	1					
共通科目	農業気象学概論	2			2			
	園芸地学実験	1						

専門 科目	授業科目	単位数	履 修 年 次					
			2 年 次		3 年 次		4 年 次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
共 通 科 目	生 物 化 学	2						2
	園芸化学実験	1					1	
	生 物 統 計 学	2				2		
	公 害 論	2						2
	林 学	2				2		
他 学 科 目	植 物 栄 養 学	2			2			
	農 業 学	2						2
	生 態 学 概 論	2		2				
	造 園 学 原 論	2						
	造 園 史	2			2			
	都 市 計 画 論 I	2						2
	庭 園 設 計 論	2					2	
	庭園デザイン論	2						2
	造園施設学Ⅰ	2				2		
	造園施設学Ⅱ	2					2	
	風 景 計 画 学	2						2
	景 観 解 析 論	2					2	
	景 観 保 育 論	2						2
	自 然 公 園 論	2					2	
	公 園 計 画 論	2					2	
	測 量 学 I	2			3			
花 園 芸 学 汎 論	2				2			
果樹園芸学汎論	1					2		

専門科目	授業科目	単位数	履修年次					
			2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
他 学 科 目	蔬菜園芸学汎論	2					2	
	育種学汎論	2						2
	作物学	2					2	
	園芸学実験	2				1	1	
	園芸学専門実験	1						1
	土壌学概論	2	2					
理 学 部 科 目	地形学	4	4					
	生理生態学	4			4			
	基礎生態学	4			4			
	応用生態学	4						

#### ロ. 造園技術者の資格

建設界には建築士を始めとする各種のライセンスがあるが、造園界独自のものとしてはオーライズされているものは数も少なく、その歴史も新らしい。造園産業人口2万とも4万ともいわれ、その実勢の把握はむづかしい称号、格付によって自覚と地位向上に日夜努力をしている。造園業界として必要なライセンスはそのいづれをも優劣はつけがたいが、就業制限をとまなうものと、現段階では称号のみのもとのがある。経営方針、内容によってそれぞれ有資格者の必要度は異なるが列挙すると次のとおりである。

##### ● 技術士

技術士法は昭和32年に制定されこれまで25年間に約19,000人が技術士試験に合格し、うち約15,000人がそれぞれのジャンルの技術士として

登録されている。理科系大卒者が7年以上の専門的業務従事経験により技術士を目指すわけであるが、これは科学技術庁の所管である。造園の分野で適応するものとして、都市計画部門、林業部門等いくつかの部門において資格を取得している。コンサル業界においては必要不可欠のもので、現在においては全国有数の造園コンサルのトップは殆んど有資格者の筈であるが、称号をとり活用している者、その他官公庁の現職にあり未登録の方を含めて造園技術者としては全国に2～300名が存在する。

施工業界においては試験の出題内容、施工業内での活用度からして現在のところさ程の必然性はなく、実際にも、官公庁出身の業界人の中に数名を数えるのみである。

高度の知識、経験をその称号の分野で要求され、総合的コンサルタントたるべきものとされる以上施工業界においても有識者は今後この資格取得のために大いなる発奮が望ましく、ひいてはそれが施工業界の地位向上にもつながるものであるに相違ない。

#### ● 施工管理技士（造園・土木）

昭和44年度に公共工事の増大と多様化に対処する責任施工の態勢に対し建設省は土木施工管理技術者を国家認定の資格として発足させた。新たに昭和50年に造園界のために造園施工管理技術者制度を発足するまで造園界は土木施工管理技士の制度の範ちゅうで充足させられていた。造園の分離独立により先行していた土木施工管理技士、建設機械施工技士等と並列に遇せられ、現在は未だ完全な就業制限をとまなう資格でないまでも、大型工事及び中央官庁発注の工事においては現場代理人及事業所開設、建設業許可条件等に不可欠とされ近い将来完全な職業制限のライセンスになるであろう。

公共工事の施工においては従前のようなただ工事現場の指揮、監督、運営のみでなく、あらゆる面の施工管理を迫まられており、この制度によって造園も建設界の中において存在を位置づけられたものといえよう。これには、

1・2級の区別があり56年度までで総計八万数千の造園施工管理技士があり、造園技術者人の若人達もその取得に対し日夜努力を重ねている。施工業界においてはその有資格者に一定の手当を給料に加算し励みとしているところも多い。

表-34 施工管理技士合格者数

		造園工事技術者試験			実地試験			特別講習			技術検定 合格者数
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受講者数	合格者数	合格率	
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	(人)
1 級	56年度	2,421	1,084	44.8	1,123	1,017	90.6	0	0	—	1,017
	56年度までの総計	16,652	6,314	37.9	6,872	5,992	87.2	23,034	23,013	99.9	29,005
2 級	56年度	3,924	1,588	40.5				0	1	—	1,589
	56年度までの総計	25,742	12,936	50.3				41,179 (注)	39,501 (注)	95.9	52,437

(注) 特別研修に係る者を含む。2級の1名は過年度受講者である。

### ● 技能士（造園）

労働省の所管において各業態に技能士の称号はあるが、造園技能士は昭和48年より加えられ発足した。昭和55年度までにおいて1級技能士12,800余名、2級技能士は17,000余名がそれぞれ取得しているが、この資格は前記の施工管理技士と異り主として民間の庭園事業の施工において技能者の地位を高めるため客観的に評価されたもので就業制限はともなわなかった。近年建設省の営繕工事等において、高度の造園修景工事は1級造園技能士の現場常駐を義務づけられ、技能士に対する認識は一段と高まった。それまでの施工界、特に東京等の大都市の造園施工業者は比較的公共工事型が多く、技能士の存在に対してはさ程の関心を示さなかったが近年とみに高まり受験者は急増を示している。

## ● 造園修景士

財団法人日本造園修景協会と与えているライセンスであるが、現在ではこの称号による特典は何もないがこの資格は造園界が一種の企業防衛の手段として現われたものとして見るべきもので、近い将来正式の国家認定のものとなる日も遠くはないであろう。現在は厳重な自己申請の書類審査によって、上級 241名普通82名の日本造園修学協会々員中においてのみ与えられているが今一段の啓発を必要としよう。

これは前記の施工管理技士の項で述べたごとく、先行した土木施工管理技士が、かつて数年間造園工事の管理を土木施工管理技士の名称において行われて来た代償として、特別講習のみで別表にも見られるような数の土木技術士が造園施工管理技士を名乗るに至った。造園修景士は植物の認識の薄い土木出身の名称上の造園技術者と一線を画するためである。

## ● その他の資格及免許

設計、施工を問わず工事において測量の重要さはいうまでもなく、測量士、測量士補のライセンスがあり、造園施工業者の技術陣の中には、有資格者を擁して施工精度の向上に努めている。

その他、作業主任者技能講習等により与えられる免許として、作業の就業制限をとまなうものは、安全推進員、重量物取扱、型枠支保工、山止メ支保工、地山掘削作業、アーク溶接、ガス溶接、玉掛ケ、移動式クレーン、車輻系建設機械運転、その他危険物取扱い、農薬取扱い等である。建設業界同様、造園工事においても各種の資格、免許によって運営されており、施工業者の技術者は広汎な知識を要求され、また、必要とするわけである。

## ハ. 造園技術者の養成と向上

施工管理技士・技能士制度等国家ライセンス、就業制限をとまなう各種免許、有資格者の現場常駐義務等、むしろ遅きに失した感はあるにせよ技術者は勿論、経営者、営業マン、従業員の資質向上によりやく目覚め、資格取得に対する受験対策を手始めとし、それを契機に各種研修会、講習会、勉強会、

が全国各地で逐次精力的にもたれるようになった。

まず全国組織である日本造園建設業協会においては施工管理技術者及び、造園技能士の受験対策講習会を各分野のベテラン講師によって独自の解説書により毎年全国ブロック毎に行い可成りの成果と見ている。また、ますます多様化する現場管理に対処する公共工事現場代理人の責務の自覚と資質の向上を目的とする講習会も持たれ傘下従業員数千名が受講し現在も続行中である。そのほか適正積算と正当なる価格による施工契約を目的で組織的に積算講習を行っている。

その他の協会等の組織で定着し定例化されている著名なものとしては、日本造園修景協会の主催する造園夏期大学がある。これは官民の造園技術者が一堂に会して数日間可成り高度な内容の研修会を、毎年定められたメインテーマによって百数十名の参加の下に行っている。このほか、伝統庭技研修会 土壌・農薬・病虫害の講習会も定例化し造園界に貢献している。

次に道路緑化保全協会も、道路緑化の保全を主目的とする各種余研究発表、技術研修、道路緑化講習会等、幅広い全国的視野の独自の運動を展開している。

また、現在殆んど全国に網羅された都府県別の造園建設業協会、若しくは組合もそれぞれの地方に適応した意味での講習会、研修会を盛んに行っている。

技術、技能の養成、向上に対し協会、グループ等の運営も目覚ましいものがあるが、全国各地にある職業訓練校の存在もまた大きな意義がある。東京、神奈川、栃木、新潟等関東地区を始め阪神地区においても公共・事業内を併せると造園コースは二十数校に及び、実社会の経験ある学卒者を新しい視野の下に再訓練し施工業界の人材確保、資質向上に大きな貢献をしている。

いづれにしても後進性をいわれた造園建設業界も経験の浅い造園工種であるコンクリート・舗装・石積工等の施工技術の体得に現在の段階では急務とし建材の研究、開発、新工法の開発等に対しては未だしといわねばならない。目下の焦眉の急務は造園という一つのジャンルの確立であり、官民いづれか

に於て一日も早い造園研究所の設置発足が望まれる。

表-35-1 日本造園修景協会造園夏期大学

(昭和56年度)

日時	9:45~11:45	12:45~14:45	15:00~17:00
8 / 17 (火)	これからの造園デザイン	植生計画	デザインプロセスの実際
8 / 18 (水)	造園施設の設計	外部空間の設計	歴史的風土の保全
8 / 19 (木)	水景デザイン	自然環境の理解	歩行者空間のデザイン
8 / 20 (金)	アーバン・デザイン	植栽デザイン	総括討論

表-35-2 (社) 日本造園建設業協会現場代理人研修セミナー教程

月日	時 間	課 目	講 師
第 一 日	9:30  ①  (1時間15分)	○ 公共事業の傾向と業界の姿勢 1. 国家予算の概要 2. 公共造園工事のみとおし 3. 造園建設への期待 4. 業界の体勢と体質	建設省   又は 地建・担当官
	11:10  ②  (45)	○ 現場代理人の業務(1) 1. 公共造園工事の特長 2. 公共造園工事施工のしくみ 3. 事業主と請負人の関係 4. 監督員と現場代理人の関係	地方自治体 部課長
	12:00	(休 憩)	
月 日 ( )	9:00  ③  (3時間45分)	○ 現場代理人の業務(2) 1. 代理人の責務 2. 工事の各段階の処理事項 3. 現場指揮の要訣 4. 利 潤 5. 安全管理・事故処理 ○ 元請下請関係合理化指導要領	日造協   技術委員長

月日	時 間	課 目	講 師
第 二 日	9 : 00  ④  (2時間45分)	○ 造園土木工事施工要領 1. 施工計画 2. 工事測量 3. 工程管理 4. 材料調達と自主検査 5. 各種工事のチェックポイント 6. 検査の種類・検査の立会	日造協・ 技術副委員長
	12 : 00	(休 憩)	
	13 : 00  ⑤  (45分)	○ 工事写真撮影要領 1. 目 的 2. 撮影計画・監督との協議 3. 撮影要領・整理要領	同 上
月 日 〜 〜	14 : 00  ⑥  (2時間)	○ 植栽工事施工要領 1. 造園技術者の特技 2. 「枯損」の原因 3. 植栽施工のチェックポイント 4. 材料の調達・苗木の判別 ○ 事業主から代理人への要望	日造協・ 技術調査部長

表一35—3 東京都造園高等職業訓練所（昭和57年度）時間割表

科 名	時 間	科 名	時 間
造 園 学	28	造 園 施 工	52
植 物 学	49	造 園 材 料	23
生 産 工 学	13	仕 様 積 算	11
植 物 病 理 学	19	設 計 製 図	20
上 壤 ・ 肥 料	13	測 量	21
安 全 衛 生	9	技 能 照 査	12
園 芸	15	集 合 実 技	60

学科合計 285時間 4月～1月毎週土曜日全日トスル

### 3. 関連団体の動向

緑と人のかかわりあいは、趣味、学術研究から生業として、或いは企業経営の対象として長い年月歴史と共に歩んで来たが、時代の変遷にともない緑の価値観も変貌し、特に昭和40年代、経済の高度成長時代を迎え、人々の生活が豊かになり心の余裕を取り戻すようになるとともに、緑に対する本能的欲求が切実さを増し、一方社会的には産業、経済の急激な発展が招来した各種公害対策上からも緑の重要性、必要性が再認識され、緑化需要が急激に増大し、かつ多様化して来た。

従ってこれに対応するために技術開発、樹木生産、設計施工等供給側の姿勢も当然変化し、専門的に細分化され、かつ、その組織化を要求されるようになり、従来個々に活動していた研究者、専門家或いは企業等が夫々の分野で組織化する機運が醸成され、次々に各種の組合、協会等が新発足或は再発足し、時代のニーズに対応する機能を持ち活動するようになってきた。これらの団体は都道府県別に或は地方ブロックごとに、また全国組織として活動しているが、全国組織の団体はその殆んどが本部を東京都に置いている。広義の緑化関連団体と

しては国土緑化の見地から、森林、林業関連団体も包含されるが、本白書では都市緑化に関連する団体に主眼を置き社団法人、財団法人、組合その他任意団体に分類し、その動向等について集録した。

**社団法人 日本造園建設業協会**

所在地 東京都千代田区麹町5-7

紀尾井町TBR 1101

電話 03-263-3039

沿革 昭和40年 日本造園緑地組合連合会設立

昭和46年 社団法人 日本造園建設業協会設立

主務官庁 建設省

会員 正会員 1228社

賛助会員 11社 8団体

目的 造園技術の向上、造園事業の健全な発展を計り、都市環境の整備促進、都市緑化の推進に寄与する。

事業 (1) 造園技術の研究及び指導 (2) 造園工事の施工能力の開発及び省力化、機械化の調査研究 (3) 造園資材の価格、流通機構に関する調査研究 (4) 造園業の合理化に関する調査研究及びその促進 (5) 地方緑地行政に対する協力 (6) 道路、住宅、工場、学校等緑化行政に対する協力 (7) 緑化樹木の安定的な供給体制の整備促進 (8) 造園技術の国際的交流の促進 (9) 造園業に関する情報、資料の収集交換 (10) 関係行政庁の諮問に対する答申建議及び請願 (11) 造園技術者の技術及びその地位の向上のための研究会、講習会等の開催 (12) 会報、機関誌及び図書の発行 (13) 造園建設業に係る共同施設の設置及び運営 (14) 造園建設業の経営に必要な資金の貸付及びそのための借入 (15) その他本会の目的を達成するために必要な事業

概要 本邦唯一の造園建設業者の全国組織の団体で、地域ブロック別8総

支部、都道府県に45支部を置き活動している。建設業法の改正を機に造園建設業の独立を実現し、関係官公庁に対する提言、陳情等を通じ造園緑化事業の合理化を推進すると共に、各種緑化推進大会の開催、都市緑化月間行事への協力参加等外部に対する積極的活動を進める一方、協会の資質向上のための各種研究会、研修会、講習会等を開催する等着実に実績をよげている。これらの事業は企画、財務、事業、広報、技術、資材の6委員会が中心になり推進しているが、このほか「造園緑化事業拡大推進本部」「厚生年金設立準備委員会」を設置活動している。名実ともに造園建設業界の中心的存在で、その動向の緑化行政、造園業界に与える影響は大きく、業界をとりまく状況の厳しい中で、業界のリーダーとしての活動が期待されている。

社団法人 東京都造園緑化業協会

所在地 東京都渋谷区神南1-20-11 造園会館内

電話 03-462-2858

沿革 昭和50年 東京都造園緑化業協会設立

昭和52年 社団法人 東京都造園緑化業協会設立

主務官庁 東京都

会員 正会員 146社

目的 都市環境における緑の重要性を深く認識し、都市緑化意識の高揚に努めるとともに造園緑化技術の向上、研究開発を行い、併せて造園建設業の健全な発展を図ることにより、首都の緑の保全、緑化の推進に寄与する。

事業 (1) 緑化意識の高揚及び緑化事業に対する協力 (2) 講習会、研修会等の開催 (3) 造園緑化技術の向上及び経営に関する調査研究 (4) 造園緑化に関する情報、資料の収集とその提供 (5) 関係行政庁に対する協力 (6) 機関紙及び図書の刊行 (7) その他本会の目

的を達成するために必要な事業

概要 東京都下の造園緑化業者で組織する代表的団体で、多彩な活動を展開しているが、事業推進の軸として、(1) 東京都、特別区、市町村等の緑化関係行政機関との連携強化を図る。(2) 都民の緑化意識の強化を図る。(3) 協会の経営体質の向上を図る。を掲げ、関係行政機関への提言、陳情、関係官庁との協議会、都民に対する苗木の無料配布、日曜植木屋等の講習会、緑の相談所の常設、社会福祉施設への樹木の寄贈、会員の経営、技術の向上のための各種研修会、研究会の開催、緑化に関する調査の受託、機関紙、関係図書、パンフレット等の発行等を実施し、各実共首都東京の緑化推進の担い手として活発に事業を推進している。

これらの事業は、長期計画に基き、総務、事業、技術、広報の各種委員会並びに特別委員会が中心になり処理推進を図っている。

因みに、これまでに設置した特別委員会を列举すれば次のとおりである。

造園工事連絡協議会の設置に伴う特別部会(昭和55年7月設置)では、「枯補償部会」「諸経費部会」「工事写真部会」「造園材料部会」「積算部会」などをとりあえず設置し、造園工事の諸問題について、官民からなるプロジェクトチームを編成し、問題の改善と合理化につとめている。次に、都市防災緑地に関する特別委員会

(57年2月設置)では、東京都における防災緑地の現状と問題を摘出し、都市防災上の緑地のあり方について、具体的提言をおこなうべく検討審議をおこなっている。また、本書「東京都緑化白書」発刊についても、白書作成特別委員会がこの作業に当たった。このようにこれまでの主要な特別委員会を列举したにすぎないが、この他にも時宜により、有効適切かつ、意義ある各種事業の推進に広範、多彩な活動をおこなっている。

**社会法人 日本公園緑地協会**

所在地 東京都千代田区平河町2-4-16 平河中央ビル

電話 03-265-8551

沿革 昭和11年 公園緑地協会設立

昭和38年 日本公園緑地協会に改称

昭和42年 社会法人 日本公園緑地協会設立

主務官庁 建設省

会員 都道府県47 市町村739 法人16 個人408 賛助会員  
165

目的 公園緑地等に関する事業の健全な発達を図るとともに、国土美化、都市緑化等の推進に寄与する。

事業 (1) 公園、緑地、運動場、墓園、庭園、遊園地等に関する調査、研究、計画及び設計 (2) 公園緑地等の指導、啓発及び事業の促進 (3) 公園緑地等に関する事業の実施 (4) 公園緑地等の維持 (5) 都市及び地方の総合的な緑地計画に関する調査、研究、指導及び推進 (6) 国土美化及び都市修景に関する調査、研究、指導及び推進 (7) 屋外レクリエーションに関する調査、研究及び指導 (8) 風致地区、保勝地及び観光地の保全、開発に関する調査研究及び指導 (9) 関係官庁その他の各種機関の諮問に対する答申、請願及び建議 (10) 図書、印刷物及び機関誌の発行 (11) 研究会、講習会、展覧会、(12) その他本会の目的を達成するために必要な事業

概要 本協会の正会員は都道府県及び市町村等の公共団体とその職員で構成され、関連企業等は賛助会員として入会している。主要な事業活動としては毎年全国持ち廻りで開催する「日本公園緑地大会」で建設省、地元県市、全国の公共団体公園緑地関係者が参加、一般情勢、公園整備事例報告、現地研修等を実施する。毎年緑化月間に「都市緑化、都市公園整備推進全国大会」を開催、緑地行政関連の講演、

事例報告、行政に対する要望等を行つている。又機関誌「公園緑地」他関係図書の刊行、公園緑地関係の功績者の表彰、会員向けの各種講習会の開催、公園緑地に関する標準歩掛、設計等の調査研究を進め、之等に関する地方公共団体からの受託事業を実施する等の諸事業を展開している。

**社団法人 道路緑化保全協会**

所在地 東京都千代田区一番町27-2 松下ビル

電話 03-234-4053

沿革 昭和47年 道路緑化保全協会設立

昭和50年 社団法人 道路緑化保全協会設立

主務官庁 建設省

会員 団体会員 279団体 個人会員 339名 6委員会

8支部

目的 道路と環境との調和を考究し、道路に関する緑化の推進と緑地の保全を通じて、良好な道路環境の創造を図り、健康で文化的な国民生活の向上に寄与する。

事業 (1) 道路景観に関する調査研究 (2) 道路及びインターチェンジ周辺施設の緑化、法面整備及び修景に関する調査研究 (3) 道路緑化による交通公害の防除に関する調査研究 (4) 道路及びインターチェンジ周辺施設緑地の維持管理に関する調査研究 (5) 道路休養施設及びレクリエーション道路の計画、設計に関する調査研究 (6) 道路環境の創造に関する情報、資料の収集及び交換 (7) 道路の緑化及び保全に如する国際協力 (8) 機関誌の発行及び図書の刊行、配布 (9) 関係行政庁及び関係機関に対する請願 (10) 道路環境の創造に関する調査研究の受託 (11) 研究会、講習会等の開催 (12) その他本会の目的を達成するため必要な事業

概要 国の文化・経済の大動脈である道路の整備は国の重要な施策であり

国民の健康で文化的生活の向上に資するところは大きい。

当協会は道路と緑と人間のかかわりを考え、道路環境に関連ある官、学、民各界の頭脳を結集して、人間性を尊重した緑豊かな快適で安全な道路を作るために、種々の調査研究、啓蒙の活動を実施し、その成果が道路整備に生かされることを目標にしている。従って協会の構成も行政、学界を横断的に網羅したユニークな組織で、その事業も全国組織にふさわしく、全国各地で活発に実施している。創立以来10年間に実施した講演会約20回、研修回8回、講演会7回、シンポジウム3回、国内現場調査3ヶ所、海外調査4回等精力的な活動を展開しており、調査研究事業についても自主調査研究26件、受託調査研究113件の多数にのぼり、道路緑化に取組む真摯な姿勢は大いに評価されている。

社団法人 日本植木協会

所在地 東京都港区赤坂2-14-33 栄屋清水ビル

電話03-586-7361

沿革 昭和46年 日本植木協会設立

昭和48年 社団法人 日本植木協会設立

主務官庁 農林水産省

会員 586名 7地域ブロック 41都道府県支部

目的 国土緑化推進に協力し、緑化用樹及び観賞用樹全般にわたる生産技術の向上、品種の改良及び流通の円滑化を図る。

事業 (1) 緑化用樹生産者を対象とする研究施設の設置 (2) 緑化用樹の需要に即応する供給体制を確立するため、全国生産状況の調査並びに需給情報の収集、品種規格別、供給機能の増進 (3) 遊休土地利用等による緑化用樹の合理的生産の開発指導 (4) 流通改善並びに集散機構の近代化を促す活動 (5) 関係機関との連携を深め、国策並びに社会的要請に応える活動 (6) 緑化用樹に関する国際的交

流の促進 (7) その他

概要 緑化用植物の生産・流通面を担当する唯一の全国規模の団体で約600名の専門業者が加入し、会員の扱い量は全国の5割以上を占め、業界の指導的役割を果たしている。生産量調査、流通動態調査等を毎年実施し、行政当局、需要者に情報、基礎資料等を提供する活動をしている。樹木生産は長い歴史と伝統を有しているが、時代の変遷と共に需給構造も変移し、特に昭和40年代から50年代の経済の変動は、此の業界にも大きな影響を与え、供給不足、生産過剰を繰返して来たが、最近漸く落付きを見せ始めている。しかし現下の深刻な不況下において解決を要する課題は山積しており、激動の数年間の貴重な体験を生かし、経営の近代化の促進と、質、量、価格の安定した供給体制を確立すべく努力中である。

これには行政の適切な指導と共に需要者である造園建設業界、ならびに設計業界等関連業界の相互理解と協力が必要であろう。

社団法人 日本造園組合連合会

所在地 東京都港区虎の門1-22-13 秋山ビル

電話 03-503-1585

沿革 昭和48年 日本造園組合連合会設立

昭和49年 社団法人 日本造園組合連合会設立

主務官庁 労働省、建設省

会員 42支部 180分会 12,000名

目的 造園技能者の技能及び知識の向上を図り、造園業に従事する者の社会的、経済的地位の向上と造園業の健全な発展に寄与する。

事業 (1) 造園工事に関する職業訓練に関する事。(2) 造園技能者の育成に関する施策の研究及び建議 (3) 造園工事に係る技術の改善に関する調査、研究及び建議 (4) 造園工事業の安全施工に関する研究及び指導 (5) 造園工事業に係る共同施設の設置並びに運営

(6) 造園工事業に係る資機材等の共同購入 (7) 造園工事業の経営に必要な事業資金の貸付及びそのための借入 (8) 造園工事業者に対する社会の認識を高めるための啓蒙及び宣伝 (9) 機関紙及び図書刊行 (10) その他法人の目的達成に必要な事業

概要 造園業に従事する者が組織する団体で構成する全国規模の法人で、「仲間同志の思いやりと固い団結と支援の精神」、「最小の経費で最大の効果」を基本スローガンとして掲げ、幅広く、きめのこまかい活動を展開している。重点施策として実施しているのは、技術技能対策では、技能士の制度的活用の推進、資格取得の講習会の開催、実力養成技能実習等で、経営対策としては枯補償対策、積算、歩掛りの検討、福祉対策では「みどりの共済」の運営、法定保険、各種共済への加入促進等を図っている。又機関紙「造園連新聞」の発行をはじめ、各支部分会の広報活動を促進し、造園コンクール、植木市、展示会、公共への奉仕活動等対外広報活動も活発である。一方組織対策では、分会、支部、本部、本部各段階の体制強化、青年部の育成、日本造園アカデミー会議の開催等があり、その他伊勢神宮奉納行事、海外視察等多彩な事業活動を行っている。

社団法人 日本インドア・グリーン協会

所在地 東京都渋谷区恵比寿 1-2-10 エビスユニオンビル

電話 03-793-1777

沿革 昭和29年 全日本貸植木業者連盟設立

昭和39年 オールニッポングリーンサービス連盟に改称

昭和48年 社団法人 日本インドア・グリーン協会設立

主務官庁 農林水産省

会員 約591名

事業 (1) 屋内緑化装飾技術に関する研究及び指導普及 (2) 屋内緑化装飾業の近代化、合理化に関する調査研究 (3) 屋内緑化装飾用植物

等に関する意見の関係官庁及び関係諸団体への建議 (4) 屋内緑化  
装飾に関する情報及び資料の収集, 交換並びに国際的交流の促進  
(5) 屋内緑化装飾用植物に関する雑誌, 書籍の刊行

概要 都市生活に潤いと憩を与えるために都市の建物の中に観賞植物を主体とした緑を積極的に導入する屋内緑化装飾業者の全国組織で, 関連事項の調査, 研究, 指導, 普及等の推進と企業の合理化, 近代化を図る活動をしている。

社団法人 日本庭園協会

所在地 東京都新宿区西早稲田 2-1-28 小林建設ビル 龍居庭園研究所内  
電話 03-202-5233

沿革 大正7年 日本庭園協会設立  
昭和12年 社団法人 日本庭園協会設立

主務官庁 環境庁

会 員 466名

目的 庭園・公園, 園芸及び風致に関する研究並にこれに関する趣味の普及及び発達を図る。

事業 (1) 機関雑誌その他図書の刊行 (2) 研究会, 講習会, 見学会等の開催 (3) 前各号に掲げるもの、外その目的を達成するために必要な事業

概要 大正7年創立された団体で緑化造園関連団体の草分けともいべき古い歴史をもつ団体で造園界に数々の輝かしい業績を残している。昭和12年社団法人の認可を受け, 活動していたが第2次大戦で止むなく活動を中断, 戦後再開, その後庭園協会と造園士会が合流し, 機構を一新して, 伝統的日本庭園の保全と作庭技術の継承, 向上に着実な活動を展開しているユニークな造園家集団である。機関誌「庭園」は庭園に関する権威ある刊行物として斯界の高い評価を受けている。

財団法人 日本緑化センター

所在地 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル

電話 03-585-3561

沿革 昭和48年 財団法人 日本緑化センター設立

主務官庁 農林水産省, 建設省, 通商産業省

目的 緑化に関する総合的な調査研究, 技術開発, 情報の収集・提供, 緑化技術及び緑化思想等の普及指導等の業務を行うことにより, 緑化円滑な推進を図り, 国民生活環境の向上に資する。

事業 (1) 緑化に関する総合的な調査研究 (2) 緑化に関する技術開発 (3) 緑化に関する情報の収集, 分析及び提供 (4) 緑化に関する技術の普及向上 (5) 緑化に関する思想の普及啓蒙 (6) 緑化用樹木等の適正な流通システムの開発 (7) 前各号に附帯する事業 (8) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

概要 本財団は昭和30年乃主40年にかけて経済の高度成長期に派生した国土の自然破壊ともなう生活環境の悪化, 各種の公害問題の発生の中で, 緑豊かな生活環境の回復を希求する社会的ニーズのたかまりを背景に経済界, 農林業界, 造園建設業界, 樹木生産業界, 関連学界, 民間各界が中心となり, 農水省, 建設省, 通産省等の行政機関の協力のもとに設立された試験研究法人である。都市地域をはじめ農地, 森林, 水域等広範囲な環境緑化の課題に取り組み, 長期的展望のもとに関連各界の英智を結集して, 新たな観点から総合的な緑化の在り方や基本方針の確立のための検討を重ね, 行政機関に提言する一方, 実践的研究開発機関として, 緑化樹木の流通, モデル緑地の造成, 緑化パイロット事業, 各種技術開発と調査研究, 緑化コンサルタント事業, 国際交流, 機関誌「グリーンエイジ」や関係図書の刊行等幅広く積極的な活動を展開している。環境緑化の推進には適切な行政にまつ処が多く, 現状のタテ割り行政の中で総合的計画と推進には

少なからぬ障害の存することは否めないが、これを補完し、横断的な機能を発揮し得る緑化センターの存在意義は貴重で、環境緑化のシンクタンクとしての活躍に期待するところは大きい。

財団法人 日本造園修景協会

所在地 東京都千代田区平河町 2-16-14 都市計画会館

電話 03-262-5730

沿革 昭和51年 日本ガーデン協会設立

昭和52年 財団法人 日本造園修景協会設立

主務官庁 建設省

会員 個人会員 1966名 賛助会員 30団体 9支部

8委員会

目的 造園修景及びレクリエーションに関する調査研究、技術の向上及び啓蒙普及のための諸事業を行い、造園修景事業の健全な発達を推進し、公共の福祉の増進に寄与する。

事業 (1) 自然及び生活環境の保全に関する調査、計画及び研究 (2) 各種の造園修景に関する計画、設計、施工、管理技術の研究及び開発 (3) 関係官庁その他各種関係機関への建議等 (4) 内外の造園修景に関する調査、計画、設計、研究等の受託 (5) 造園修景に関係ある国内団体及び報道機関との連携強化及び一般国民の国土美化、修景に関する意義の啓蒙 (6) 研究会、講演会、講修会等の開催 (7) 造園修景にたづさわる者の社会的地位及び技術の向上のための事業の実施 (8) 図書、印刷物及び機関誌の刊行 (9) 造園修景作品の登録 (10) 我が国の伝統的庭園技術の保存と普及 (11) 造園修景に関する功労者の表彰 (12) 海外の造園修景にある団体及び個人との交流親善

概要 造園修景思想の啓蒙普及につとめ、時代に対応する関連諸施策を実施し、自然環境の保全と居住環境の整備改善に資することを基本方

針として事業を展開している。造園修景の思想を啓発し、関係情報の収集、提供を図るため機関誌「造園修景」を刊行する等活発な広報活動を実施し、国際造園家会議への出席、海外緑化事情の視察等の国際交流を促進する一方、高度な造園修景技術の開発向上のため卓越した専門技術者に造園修景士の資格認定と登録、また優秀な作品の登録と関係図書の保存、公共造園に使用する各種施設の品質向上と発展を期し修景施設の認定を実施する等特異な事業を推進している。造園緑化関係の団体は多いが業種別に独立したそれぞれの分野で活動している中で、造園修景技術者の集団として、その専門的研究の成果は環境緑化の推進に大きな役割を果たしている。

財団法人 東京都公園協会

所在地 東京都千代田区日比谷公園1-6 市政会館

電話 03-504-1836

沿革 昭和23年 東京都公園協会設立

昭和29年 財団法人 東京都公園協会設立

主務官庁 東京都

目的 東京都の公園緑地事業の発展振興を図り、併せて都民の慰楽、保健及び教化の向上に寄与する。

事業 (1) 東京都公園緑地事業に対する協力 (2) 都市公園、自然公園等公共用施設の利用並びに宣揚 (3) 景勝地の保護育成並びに文化財の啓蒙保存 (4) 環境緑化の推進並びに園芸等教育趣味の宣揚普及 (5) レクリエーション事業の指導開発 (6) 公園緑地等造園関係事業の研究調査、企画指導並びに設計管理に関すること (7) 公園緑地等に関する附帯事業の経営並びに受託 (8) 講演会、展示会、研究会等の催物の開催 (9) 機関誌その他印刷の刊行 (10) 内外関係団体との連絡協調 (11) その他本会の目的達成上必要と認める事業

概要 東京都の公園緑地事業に側面的に協力し、公園内の諸サービス事業

を行なっている。主要財源は公園内の遊戯施設，便益施設等の経営収益で，合理的良心的経営で利用者へより良いサービスを提供，都民福祉のために環元している。一般会計事業としては公園諸行事の開催ならびに協賛，美化清掃，公園資料館の運営，機関誌「都市公園」その他公園関係論文，資料の刊行，植物愛好会の運営，都並びに区の受託事業等である。また特別会計事業としては，売店の直営，宿泊休養施設，駐車場の運営，「東京公園文庫」を始め諸刊行物の発刊，便益施設の委託経営，その他造園調査，公園緑地附帯業務の受託等を実施しといる

### 東京都造園建設業協同組合

所在地 東京都渋谷区神南 1-20-11 造園会館

電話 03-496- 611

沿革 昭和 年 東京造園建設工業組合設定

昭和39年 東京造園建設業協同組合設立

昭和50年 東京都造園建設業協同組合に改称（神奈川県地区組合員は退会）

主務官庁 東京都

組合員 62社

目的 組合員の相互扶助の精神に基き，組合員のために必要な共同事業を行い，もつて組合員の自主的な経済活動を促進し，且その経済的地位の向上を図る。

事業 (1) 建設業法に基く造園工事の施工 (2) 組合員のためにする造園工事の共同受注及びその幹施 (3) 組合員の取扱う造園用資機械の共同購買 (4) 組合員の従業員の最低賃金に関する協定その他組合員の事業に関する協定 (5) 組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のためにするその借入 (6) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (7) 職員訓練法に基づく事業内職業訓練に

関する事業 (8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育及び情報の提供 (9) 組合員の福利厚生に関する事業 (10) 前各号の事業に附帯する事業

概要 中小企業協同組合法に基づき東京都内の造園建設業の専門家により組織され、業界団体として最も古い歴史をもち、東京都、区市町をはじめ、建設省等の諸官公庁及び公団、事業団等の公共緑化工事、民間造園工事等の施工により環境緑化の推進に協力すると共に、傘下組合員の自主的な経済活動を助長するため経営及び技術の向上、情報の提供、福利厚生、造園機材の共同購入等幅広い活動を実施している。特に伝統ある造園技術の修得向上のため当組合が所管している(財)東京都造園高等職業訓練校は、単に組合加盟の企業従業員のみならず業界全般に門戸を開放して実施している。この訓練校の教育成果と毎年発行している「造園材料標準価格表」は共に斯界各方面の高い評価を受けている。

#### 日本造園コンサルタント協会

所在地 東京都渋谷区神宮前1-16-4 明東ビル

電話 03-402-7387

沿革 昭和42年 日本造園設計事務所連合設立

昭和55年 日本造園コンサルタント協会に改称

会員 111社

目的 造園設計技術の向上並びに庭園コンサルタント業務の健全な発展を図り、豊かな生活環境の向上に資する。

事業 (1) 造園の設計管理業務の進歩改善についての調査、研究及び広報  
(2) 造園技術の向上についての調査及び研究 (3) 造園技術者の資質の向上 (4) 造園設計事務所の共同の利益のために必要な事業  
(5) 造園界の発展に寄与する対外活動

概要 昭和40年代の当初、数名の熱心な造園設計者のコミュニケーションの場としての集会在、次第に輪を広げ、42年に造園設計事務所連合に発展し、情報誌の発刊、国際交流、造園夏期大学、講習会等を通じ、関連分野への協力をする一方、内部充実を図りつつその組織化を進めて来た。40年代後半、所謂緑化ブーム到来と共に環境緑化関連の設計業務が急増し、各事務所もスタッフをそろえ、従来の造園家としての創作活動中心から、現実に対応するビジネスとしての設計業務の充実を図る時期を迎えた。50年代に入り、連合は見学会、講習会、作品展示会、討論会等を相次いで開催、アメリカスタディーツアーも実施し、その活動は内外から注目され、建設コンサルタント関連団体として、その活動が期待されるようになった。組織も逐次強化され、技術、業務、編集、総務、資格審査の5委員会を設け、設計管理業務の改善のため、報酬基準の改訂をはじめ、機関誌「ランドスケープジャーナル」の発刊、公園設計関係の研修会への講師団派遣、都市緑化月間行事の動員参加、専門的調査研究等々関連諸団体と連携を図りつつ活発な活動を展開している。

#### 日本公園施設協会

所在地 東京都千代田区麴町4-7-7 第一地曳ビル

電話 03-234-2310

沿革 昭和55年 日本公園施設協会設立

会員 68社

目的 公園施設の質的向上を図るための技術水準の向上、経営合理化の推進、安定供給体制の確立、業界のレベルアップを図る。

概要 発足して日の浅い協会であるが、公園施設製造業界で唯一の全国組織の協会で「休養施設」、「還境資材」、「遊器具」、「施設・設備」の四部分を設け、都市公園整備事業の一翼を担う団体として、内部体制の充実を図りつつ、関連諸団体と緊密な連携のもとに活発な活動の展開を期している。

## Ⅳ 昭和57年度の緑化施策の動向

昭和57年度における公園緑地関係予算額は、表-36のとおり757億2千万円で、対前年度比22.4%の増加となっている。これを構築費についてみると、56年度が55年度とほぼ同額であったのに対し、57年度は56年度に比べ34.1%の増加であり、また、維持費については、56年度が13.8%の増加であったのに対し、57年度は20.1%の増加となっている。

道路関係予算額は、表-37のとおり38億3千万円で、対前年度比2.3%の増加にとどまっている。これを新設費についてみると、56年度が55年度に比べ75.6%の増加であったのに対し、57年度は56年度に比べ、18.1%の減少であり、また、維持費については、56年度とほぼ同じ位の伸びで16.1%の増加となっている。

### 1. 昭和57年度予算の概要

#### (1) 公園緑地関係(表-36)

##### イ 建設省・環境庁・宮内庁

国営昭和記念公園の早期開園をはかるため積極的にその整備を推進するとともに、皇居外苑をはじめとする国民公園の施設整備をはかることとしている。

構築費については、予算額23億3千万円対前年度比7.6%の増加、維持費については、予算額2億6千万円で、3.2%の増加となっている。

##### ロ 都及び公社

都立公園・海上公園・住宅建設に伴う公園等の設置及び管理を積極的に推進するもので、構築費については、予算額89億6千万円で対前年度比50.4%の増加となっており、維持費については、予算額44億4千万円で11.4%の増加

となっている。

東京都における公園緑地事業の概要は次のとおりである。

### ● 都市公園

昭和57年度における都市公園の整備については、約109億6千万円が用地の確保に投入され、公園の造成構築には約30億1千万円が予定されている。さらに用地の確保には用地特別会計分が約90億円計上されている。都市公園整備の重点目標は、防災機能を有する広域公園、総合公園の整備拡充を行うこととしている。

猿江、十三号、木場、舎人、水元、光が丘及び野川の主要七公園の整備とともに、城南地区においては夢の島、砧、戸山公園など、城北地区では赤塚公園など、城西地区においては善福寺川、和田堀公園など、三多摩地区では小金井、滝山、桜ヶ丘公園など合せて24公園と玉川上水緑道の整備を実施する。中でも光が丘公園は陸上競技場、野球場4面、庭球場8面、などの運動施設を中心に園路広場、植栽などの整備を図るものである。すでに閉園している都立公園内施設の改修は、都民の要望が強い外灯、便所、園路、休憩所等の改修を進めるとともに、特に池の浄化対策の推進を図るため18公園の整備を図る予定である。

### ● 海上公園

東京の地先の海と水際線は、都民の大切な資産である。都は「都民の海」を復活させるために、東京港の水域と埋立地における自然を回復、保全し、人と海のふれあいの場をつくりだす「東京都海上公園構想」を昭和45年12月に策定した。

この構想の背景には、東京の海を再び都民の手にもどそうとする多くの都民の熱意と願いがある。このような都民の意見を取り入れながら、昭和47年度から、自然の回復やレクリエーション施設の造成、港に親しむ公園づくりなどの事業を開始した。そして整備されたところから逐次都民に開放されている。現在、大井ふ頭中央海浜公園の運動施設、同公園及び13号

地海浜公園の磯浜、大井第七ふ頭公園の野鳥観察施設、辰巳の森緑道公園の水泳場などを含め、33の海上公園が開園されており、自然に親しむレクリエーションやスポーツの場として、都民に利用されている。57年度には葛西海浜公園をはじめとして海浜公園3カ所、13号地第3ふ頭公園ほか1カ所のふ頭公園、有明緑道公園ほか2カ所の緑道公園の整備を予定している。このうち、有明緑道公園については、民間から都に返還された「東雲ゴルフ場」跡地の一部、当面9.8～ヘクタールを海上公園とし、建設費約15億円をもって、緑の還境の中に4万面のテニス・コートを建設しようとするもので、通年利用可能な全天候型とし、このほか、クラブ・ハウス、各種便益施設、植栽工事などが整備される予定である。

## ハ 23 区

各区が実施計画にもとづいて、区立公園・児童遊園の設置及び管理を行なうもので、構築費については、予算額68億9千万円対前年度比27.4%の増加となっているが、9区では減少しており、とくに目黒・渋谷・豊島・江戸川区では40%以上の減少を示している。維持費については、予算額で29.9%の増加となっている。

近年各区とも緑化事業を重点施策として、緑に関する諸調査をはじめ、公園造成を積極的に行なっているので、いくつかの区の新設公園の概要を以下に説明することとする。

### ● 新宿区

新宿区では水害対策のために、都内でも初めての試みといわれる排水施設を、東大久保公園、抜弁天北公園、天神山児童遊園に整備するが、そのために、区内の公園82カ所を調査し、該当する公園3カ所を選んで公園に降った雨水を一時貯留し、水害の被害を最少限にいとめようとするもので、そのため雨水が地中に浸透しやすくするダスト舗装や、人家に流入しないための「ふち石」を高くすること、雨水を適当な量で流すための自動開閉機のとりつけなどを整備する。

区西歴 2000 年の新宿区の緑環境の保全と回復をめざして、新宿区緑のマスタープラン策定を昭和58年3月末日完成を目途にプロジェクトチームを結成し作業を進めている。

また、新宿区身障者行動計画に基づき、公園内の便所及び水呑みの改修工事を進めるとともに自然環境の保全と回復事業の促進のシンボルとして、ホテル育成事業を進めている。

新宿中央公園は利用実態調査に基づき年次計画をたて、改造しているもので、57年度はコミュニターの特性に適応した公園としてチビっ子広場と、父母が休憩できる休養施設と、遊具施設を配置、来年度は区民の森・芝生広場としての植栽を計画している。

大久保公園は歌舞伎町に隣接しているので商業地域内の特殊性利用が充分発揮出来るような公園に生れ変わるよう検討している。

また、浮浪者対策にも気をくばり、地域住民、一般利用者がもっと利用しやすい公園に改造するものである。

## ● 品川区

品川区は、東京都の南臨海部に位置しており、区内には工場や密集（人口密度も高く、緑やオープン・スペースが乏しく、大規模なレクリエーションの出来る場所が少ないのが現状であるが、このような状況を少しでも改善するために、昭和52年1月から5ヶ年計画で、勝島運河の埋立事業を進めてきたが、埋立完了に伴ない、引続き同地に区民憲章制度記念公園として大規模公園を設置することになっている。

公園面積は12.2ヘクタール、長さ950メートル、幅80～210メートルで、公園計画の柱として、一つは大規模なレクリエーションの確保、二つは緑化を進め自然を回復する。三つは防災機能の強化をはかることとしている。公園テーマとしては、「花とひろばと水と緑の公園」と設定し、現在の都市に不足している花や広い空間、きれいな水辺や緑を創造し、自然の中で自由に伸び伸びと活動出来る、潤いのある親しみやすい公園づくりをめざし

ている。

## ● 大田区

大田区では平和島運河の埋立事業の完了により、同地に平和の森公園の造成を昭和56年度から4ケ年計画で行なっている。

公園面積は10.4ヘクタールで、その内容としてはフィールド・アスレチック、四季の森、自由広場、こもれび広場、テニスコート等が計画されている。昭和60年3月開園の予定である。

## ● 世田谷区

世田谷区ではおよそ350年前、現在の世田谷区・大田区南部の新田開発の使命を帯びて開削された、歴史的な遺産ともいえる次大夫堀（旧六郷用水）に親水公園としての新しい使命を与えるため、昭和53年度から6ケ年計画で着手し、この公園の柱ともいべき土壌式接触曝気浄化装置及び次大夫堀復元を目的とした上水路を新しい工法で完成した。完成後今日までこの装置による水管等の観察を続けているが、この水によってサケの化から放流まで飼育されたことでもわかる通り、良好な結果が得られている。57年度は新規買収地を含む敷地造成・管理施設・修景施設等を施工する予定である。

また、この次大夫堀公園の下流1.2キロメートルの位置にある丸子川（旧六郷用水）の起点から下流へ約900メートルの区間については、57年度親水公園基本計画を策定する。

さらに、建設省で56年度から着手した河川内浄化機能の強化を目的とする礫間接触酸化法による施設を利用して、二子玉川駅近くにある兵庫島周辺の公園整備を行なう。このため57年度に基本計画を策定しようとするもので、約7万平方メートルの区域にわたり、自然とレクリエーションの場との調和をはかるため、親水ゾーン、ふれあいの広場、創造の広場、憩いの広場、歴史の広場等を設置する考えである。

## ● 渋谷区

渋谷区には代々木公園というめぐまれた緑があるが、道路は機能優先で、歩道も商店街を中心としたものであるところから散策を楽しめる潤いのある歩道に再生しようと昨年から検討を進めてきた。

代々木公園周辺は「美術館ルート」と呼ばれる全長約2.6キロメートル。渋谷駅、国立代々木競技場、代々木公園、区役所、公会堂、松濤公園を結ぶ文化と緑と人の流れの輪を形成するもので、屋外ステージなどを設けるほかシンボルモニュメントを立てることも計画されている。

「旧玉川上水ルート」は全長約2.9キロメートルで、新宿駅から世田谷区境の大山町に至る区間は、新宿副都市や国立第二劇場予定地、総合体育施設予定地などもあるところから、区民に密着した特色ある散歩道にする計画で、57年度から7ヶ年計画で完成させる予定である。

## ● 豊島区

区民1人当りの公園面積が、23区内で最も狭い豊島区は、57年度の区政の重点に緑化の推進を掲げることになった。即ち、神田川沿いに約780メートルにわたり、区の木を桜を植え、岸の新宿区と同一歩調で桜並木づくりを進めようとするものである。

## ● 板橋区

板橋区では「緑をふやそう板橋に」のキャッチフレーズのもとに緑化を推進しているが、これと合せて公園・児童遊園の新設を計画している。

南常盤台二丁目公園は面積2,570平方メートルで、園路広場のほか、ベンチ・パーゴラ、植栽、遊具、時計、水飲、記念碑、管理棟を建設するもので、特徴としては、既存樹木を公園の構成要素として取り入れた。

赤塚溜池公園は面積2,205平方メートルで、園路広場・四阿、野外卓、芝生広場、便所、植栽を行なうもので、特徴としては梅林（80本）の造成を行なう。

東坂橋公園淡水水族館の施設計画としては鉄筋コンクリート造平家延300㎡の建物とパノラマ、田園、湖沼、寒冷、多目的、置水槽の6種類の

水槽31.6 m<sup>3</sup>から成るもので、展示魚類としては、イワナ、ソウギョ、ナマズ、ニジマス、アユ、サンショウウオ、スッポン他28種の計35種である。特徴としては、水に棲む生物群を川、田園、湖沼等の自然環境に近い状態を可能な範囲で再現し、展示するところにある。

## ● 足立区

足立区は昭和57年度を「調和のとれた心豊かな住みよい街づくり」の基礎固めの年として、下水道枝線工事や公園造成に予算の増額をはかり、特に特別区制50周年を記念して、花畑公園、江北公園の二つの公園を造成する。また見沼代用水のバイパス函梁の敷設と平行して親水緑道公園の造成も行なう。

### (a) 花畑公園

花畑土地区画整理地内に造成するもので、面積は2.3ヘクタール、日本庭園・広場等を中心として昭和57年度から3ヶ年計画で完成する。

### (b) 江北公園

江北西部土地区画整理地内に造成するもので、面積4.1ヘクタール、区民農園、コミュニティ広場、水田農業資料館を設置する。またこのほか、アメリカから里帰りした「江北五色桜」の植樹や日本庭園の造成が行なわれ、昭和58年度から2ヶ年計画で造成する。

「北五色桜」の植樹や日本庭園の造成が行なわれ、昭和58年度から2ヶ年計画で造成する。

見沼親水緑道公園は昨年度から始まった見沼代用水のバイパスの函敷設工事にともなって、用水を確保しながら、舎人4.5丁目から古千谷4.5丁目までの延長1,700メートルの緑道公園を造成するもので、水性植物ゾーン、まどろみゾーン、こもれびゾーン、せせらぎゾーンの四つのゾーンにわけられ、観賞、散策、子どもの遊び場等を設け、失なわれた緑と清流の自然を再現して、区民の憩いの場とレクリエーションの場を提供しようというもので、昭和57年度から2ヶ年計画で造成する。

## ニ 三多摩市・町

各市町が実施計画にもとづいて、市町立公園・児童遊園の設置及び管理を行なうもので、構築費については、予算額23億6千万円で対前年度比32.4%の増加となっているが、12市町では減少しており、とくに三鷹、福生、狛江、清瀬、東久留米、稲城、秋川市では40%以上の減少となっている。維持費については、予算額12億3千万円で24.8%の増加となっているが、小平市では73%の減少となっている。

### (2) 道路関係(表-37)

#### イ 都及び公社

都道並びに一般国道(指定区間外で都知事の管理するもの)について設置及び管理を行なうもので、新設費については、予算額2億4千万円で対前年度比3.2%の増加となっている。維持費については、予算額16億3千万円で12.0%の増加となっている。

#### ロ 23区

特別区道について設置及び管理を行なうもので、新設費については、予算額6億2千万円で対前年度比6.0%の増加となっているが、8区では減少しており、とくに中央、目黒、大田、杉並、板橋区では40%以上の減少を示している。維持費については、予算額8億で27.0%の増加となっている。

#### ハ 三多摩市・町

市町道について設置及び管理を行なうもので、新設費については、予算額3億8千万円で対前年度比45.5%の減少となっている。維持費については、予算額1億6千万円で10.1%の増加となっている。

### (3) 学校等その他の公共施設(表-38-2)

#### イ 23区

学校・庁舎・公民館・保育所等公共施設の緑化を行なうもので、新設費については、予算額3億6千万円で対前年度比7.2%の減少となっている。維持費については、予算額2億3千万円で5.8%の増加となっている。

ロ 三多摩市・町

新設費については、予算額1億9千万円で対前年度比9.7%の減少となっている。維持費については、予算額9千万円で36.4%の増加となっている。

(4) 苗木配布等普及事業(表-39)

林野庁では前年度と同額であるが、23区では予算額3億7千万円で対前年度比7.0%の増加、三多摩市町では予算額9千万円で5.1%の増加となっている。

表一36 公園緑地関係予算（緑道含む）

単位：千円

行政機関	昭和56年度			昭和57年度			合計	前年度対比%				
	整備費		維持費	整備費		維持費						
	構築費	用地費		構築費	用地費							
建設省	2,050,785	-	2,050,785	2,215,000	-	2,215,000	2,215,000	8.0				
林野庁	-	-	-	-	-	-	-	-				
環境庁	117,346	-	117,346	117,749	225,694	343,443	343,443	0.3				
宮内庁	-	-	32,050	32,050	32,050	32,050	32,050	-				
計	2,168,131	-	2,168,131	2,417,798	257,744	2,590,493	2,590,493	7.6				
東京都建設局	2,908,322	10,064,446	12,972,768	3,551,333	16,524,101	3,704,614	11,231,531	14,936,145	3,964,858	18,901,003	27.4	11.6
港"湾局	1,073,000	-	1,073,000	350,464	1,423,464	2,716,000	-	2,716,000	378,762	3,094,762	153.1	8.1
住"宅局	949,500	-	945,500	-	949,500	742,270	-	742,270	-	742,270	△21.8	-
"南多摩開発本部	834,940	-	834,940	82,592	917,532	1,267,950	-	1,267,950	94,327	1,362,277	51.9	14.2
計	5,765,762	10,064,446	15,830,208	3,984,389	19,814,597	8,430,834	11,231,531	19,662,365	4,437,942	24,100,312	46.2	11.4
東京都住宅供給公社	74,650	-	74,650	-	74,650	302,017	-	302,017	-	302,017	304.6	-
"新都市建設公社	41,660	-	41,660	-	41,660	193,500	-	193,500	-	193,500	364.5	-
都営住宅サ-ビス公社	74,390	-	74,390	-	74,390	32,760	-	32,760	-	32,760	△56.0	-
計	190,700	-	190,700	-	190,700	528,277	-	528,277	-	528,277	177.0	-

千代田区	5,175	340,681	345,856	31,387	377,243	-	39,593	39,593	323,968	363,561	-	932.2
中央区	44,318	-	44,318	90,775	135,092	124,966	-	124,966	97,813	222,779	182.0	7.8
港区	80,772	31,634	112,406	18,504	130,910	50,041	30,002	80,043	20,178	100,221	△38.0	9.0
新宿区	181,097	450,450	631,547	191,676	823,223	408,118	450,671	858,789	206,506	1,065,295	125.4	7.7
文京区	39,075	8,910	47,985	54,892	102,877	154,428	16,394	170,822	54,322	225,144	295.2	△ 1.0
台東区	195,600	-	195,600	82,697	278,297	193,718	-	193,718	93,964	287,682	△ 1.0	13.6
墨田区	419,611	328,995	746,606	239,109	985,715	310,730	200,000	510,730	286,481	797,211	△25.9	19.8
江東区	69,429	-	69,429	153,171	222,600	184,962	-	184,962	138,174	323,136	166.4	△ 9.8
品川区	130,291	414,113	544,404	93,065	637,469	409,700	512,600	922,300	117,225	1,039,525	214.4	26.0
目黒区	237,824	1,102,142	1,339,966	62,524	1,402,490	92,455	887,315	979,770	64,723	1,044,493	△61.1	3.5
大田区	1,082,293	2,686,000	3,768,293	403,459	4,171,752	1,180,483	3,000,000	4,180,483	455,323	4,635,806	9.1	12.9
世田谷区	418,995	1,132,662	1,551,657	256,540	1,808,197	524,943	1,232,690	1,757,633	422,267	2,179,900	25.3	64.6
渋谷区	126,468	211,738	338,206	40,620	378,826	56,896	-	56,896	41,382	98,278	△55.0	1.9
中野区	93,610	3,240,650	3,334,260	154,297	3,488,557	108,227	3,906,189	4,014,416	201,077	4,215,493	15.6	30.3
杉並区	184,517	2,484,511	2,669,028	247,738	2,916,766	389,843	8,246,416	8,636,259	252,986	8,889,245	111.3	2.1
豊島区	139,436	334,000	473,436	11,720	485,156	24,089	425,000	449,089	18,683	467,772	△ 82.7	59.4

行政機関	昭和56年度				昭和57年度				前年度対比%			
	整備費		維持費	合計	整備費		維持費	合計	維持費	合計		
	構築費	用地費			構築費	用地費						
北区	129,508	16,886	146,394	59,552	205,946	154,519	15,968	170,487	63,280	233,767	19.3	6.3
荒川区	108,319	692,047	800,366	8,085	808,451	276,662	1,450,354	1,727,016	11,126	1,738,142	155.4	37.6
板橋区	285,579	923,068	1,208,647	123,510	1,332,157	439,449	581,550	1,020,999	121,142	1,142,141	53.9	△1.9
練馬区	172,715	1,533,018	1,705,733	171,535	1,877,268	157,286	924,347	1,081,633	202,782	1,284,415	△8.9	18.2
足立区	624,153	197,389	821,542	346,731	1,168,273	1,215,535	-	1,215,535	406,823	1,622,358	94.7	17.3
葛飾区	299,428	753,243	1,052,671	351,491	1,404,162	253,595	-	253,595	547,562	801,157	△15.3	55.8
江戸川区	337,206	2,330,719	2,667,925	321,648	2,989,573	177,938	-	177,938	419,044	596,982	△47.2	30.3
計	5,405,419	19,210,856	24,616,275	3,514,726	28,131,001	6,888,583	21,919,089	28,807,672	4,566,831	33,374,503	27.4	29.9
八王子市	195,951	372,525	568,476	186,600	755,076	198,199	331,372	529,571	207,072	736,643	1.1	11.0
立川市	56,200	175,690	231,890	13,119	245,009	113,300	197,000	3,310,300	16,871	327,171	101.6	28.6
武蔵野市	29,600	98,498	128,098	14,925	143,023	131,000	3,262,085	3,393,085	11,110	3,404,195	342.6	△25.6
三鷹市	23,900	435,179	459,079	4,534	463,613	9,980	495,000	504,980	5,455	510,435	△58.2	20.3
青梅市	153,316	55,729	209,045	41,787	250,832	346,130	-	346,130	65,739	411,869	125.8	57.3
府中市	294,880	1,183,670	1,478,550	111,363	1,589,913	354,377	1,137,980	1,492,357	141,708	1,634,065	20.2	27.2
昭島市	41,059	72,628	113,687	11,709	125,396	31,500	71,500	103,000	12,437	115,437	△23.3	6.2

調布市	44,419	139,608	184,027	45,059	229,086	82,900	434,854	517,754	93,922	611,676	86.6	108.4
町田市	90,090	641,059	731,149	51,763	782,912	86,403	467,401	553,804	47,220	601,024	△4.1	△8.8
小金井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小平市	90,680	618,321	709,001	45,540	754,541	151,600	810,011	961,611	12,453	974,069	67.2	△72.6
日野市	-	157,821	157,821	90,155	247,976	-	-	-	104,993	104,993	-	16.5
東村山市	33,827	-	33,827	74,165	47,992	31,850	167,609	199,459	14,872	214,331	△5.8	5.0
国分寺市	-	-	-	-	-	4,000	2,360,911	2,364,911	15,000	2,379,911	-	-
国立市	18,502	-	18,502	14,970	33,472	17,500	-	17,500	15,463	32,963	△5.4	3.3
田無市	15,112	1,879,260	1,894,372	5,509	1,899,881	123,740	-	123,740	5,529	129,269	718.8	0.4
保谷市	-	1,053,808	1,053,808	1,084	1,054,892	80,000	113,850	193,850	1,546	195,396	-	42.6
福生市	80,342	475,157	555,499	13,651	569,150	40,000	200,000	240,000	12,319	252,319	△50.2	△9.8
狛江市	49,118	-	49,118	11,820	60,938	13,000	-	13,000	13,374	26,374	△73.5	13.1
東大和市	-	-	-	16,273	16,273	-	-	-	20,350	20,350	-	25.1
清瀬市	2,545	-	2,545	7,846	10,391	1,000	-	1,000	8,750	9,750	△60.7	11.5
東久留米市	93,135	-	93,135	11,461	104,596	38,489	277,509	315,998	10,565	326,563	△58.7	△7.8
武蔵村山市	16,800	-	16,800	30,160	46,960	-	-	-	25,158	25,158	-	△16.6
多摩市	120,890	292,506	413,396	223,017	636,413	186,946	-	186,946	343,934	530,880	54.6	54.2
稲城市	41,800	4,600	46,400	9,732	56,132	7,000	-	7,000	9,655	16,655	△83.3	△0.8

行政機関	昭和56年度				昭和57年度				前年度対比			
	整備費		維持費	合計	整備費		維持費	合計	構築費	維持費		
	構築費	用地費			構築費	用地費						
	計	計	計	計								
秋川市	215,844	176,402	392,246	901	393,147	105,462	220,768	326,230	1,315	327,545	△51.1	45.9
羽村町	6,290	-	6,290	3,587	9,877	5,000	126,000	131,000	3,476	134,476	△20.5	△3.1
瑞穂町	63,780	715,321	779,101	2,030	781,131	195,635	867,894	1,063,529	5,782	1,069,311	206.7	184.8
計	1,778,080	8,547,782	10,325,862	982,760	11,308,622	2,355,011	11,541,744	13,896,755	1,226,073	15,122,828	32.4	24.8
合計	15,308,092	37,823,084	53,131,176	8,731,542	61,862,718	20,535,454	44,692,364	65,227,818	10,488,595	75,716,413	34.1	20.1

表-37 道路関係(街路樹等)

単位千円

行政機関	昭和56年度			昭和57年度			前年度対比%	
	新設費	維持費	計	新設費	維持費	計	新設費	維持費
東京都建設局	170,000	1,453,454	1,623,454	220,000	1,626,661	1,846,661	29.4	11.9
〃 港湾局	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 住宅局	-	-	-	-	-	-	-	-
南多摩開発本部	-	6,559	6,559	4,010	8,039	12,049	-	22.6
計	170,000	1,460,013	1,630,013	224,010	1,634,700	1,858,710	31.8	12.0

東京都住宅供給公社	-	-	-	-	-	-	-	-
〃 新都市建設公社	58,800	-	58,800	12,000	-	12,000	△ 79.6	-
〃 都営住宅サービス公社	-	-	-	-	-	-	-	-
計	58,800	-	58,800	12,000	-	12,000	△ 79.6	-

千代田区	-	39,288	39,288	3,335	43,009	46,344	-	9.5
中央区	10,350	54,275	64,625	4,180	43,446	47,626	△ 59.6	△ 20.0
港区	8,807	24,560	33,367	7,147	23,814	30,961	△ 18.8	△ 3.0
新宿区	25,553	30,793	56,346	30,247	68,159	98,406	18.4	121.3
文京区	15,716	21,690	37,406	14,153	29,782	43,935	△ 9.9	37.3
台東区	7,245	37,917	45,162	-	97,296	97,296	-	156.6
墨田区	9,784	39,079	48,863	35,673	44,627	80,300	264.6	14.2
江東区	23,010	40,444	63,454	24,233	43,294	67,527	5.3	7.0
品川区	23,000	11,773	34,773	17,040	12,741	29,781	△ 25.9	8.2
目黒区	15,627	6,084	21,711	2,178	6,116	8,294	△ 86.1	0.5
大田区	35,600	17,175	52,775	12,000	18,880	30,880	△ 66.3	9.9
世田谷区	31,000	23,170	54,170	39,660	30,527	70,187	27.9	31.8
渋谷区	414	8,648	9,062	-	11,251	11,251	-	30.1
中野区	28,227	53,812	82,039	39,618	53,850	93,468	40.4	0.1
杉並区	31,129	20,001	51,130	4,271	21,721	25,992	△ 86.3	8.6
豊島区	-	12,605	12,605	40,000	18,088	58,088	-	43.5
北区	21,075	41,068	62,143	-	46,747	46,747	-	13.8
荒川区	81,560	8,365	89,925	83,420	10,297	93,717	2.3	23.1
板橋区	58,240	70,144	128,384	17,185	81,957	99,142	△ 70.5	16.8
練馬区	567	24,562	25,129	1,350	30,719	32,069	138.1	25.1
足立区	42,243	30,580	72,823	93,976	46,891	140,867	122.5	53.3
葛飾区	31,500	-	31,500	152,300	-	152,300	383.5	-
江戸川区	86,310	11,268	97,578	-	13,641	13,641	-	21.1
計	586,957	627,301	1,214,258	621,966	796,853	1,418,819	6.0	27.0

行政 機 関	昭 和 56 年 度			昭 和 57 年 度			前年度対比%	
	新 設 費	維 持 費	計	新 設 費	維 持 費	計	新 設 費	維 持 費
八王子市	4,119	10,080	14,199	8,529	14,680	23,209	107.1	45.6
立 川 市	5,150	5,400	10,550	-	11,656	11,656	-	115.9
武蔵野市	16,900	7,289	24,189	21,560	5,200	26,760	27.6	△ 28.7
三 鷹 市	1,630	375	2,005	2,740	2,049	4,789	68.1	446.4
青 梅 市	20,123	6,132	26,255	34,483	4,983	39,466	71.4	△ 18.7
府 中 市	590,000	45,327	635,327	290,479	47,817	338,296	△ 50.8	5.5
昭 島 市	-	2,229	2,229	-	2,723	2,723	-	22.2
調 布 市	15,600	11,094	26,694	4,000	9,533	13,533	△ 74.4	14.1
町 田 市	1,325	17,973	19,298	-	19,129	19,129	-	6.4
小 金 井 市	-	-	-	-	-	-	-	-
小 平 市	-	-	-	-	-	-	-	-
日 野 市	-	2,512	2,512	-	2,825	2,825	-	12.5
東 村 山 市	2,700	-	2,700	500	-	500	△ 81.5	-
国 分 寺 市	-	3,088	3,088	2,000	2,938	4,938	-	△ 4.9
国 立 市	11,000	-	11,000	6,216	-	6,216	△ 43.5	-
田 無 市	1,940	1,050	2,990	-	1,050	1,050	-	-
保 谷 市	-	2,000	2,000	-	-	-	-	-
福 生 市	-	1,165	1,165	-	-	-	-	-
狛 江 市	140	452	592	4,240	700	4,940	2,928.6	54.9
東 大 和 市	-	5,362	5,362	-	5,717	5,717	-	6.6
清 瀬 市	-	-	-	-	-	-	-	-
東 久 留 米 市	-	4,000	4,000	600	5,116	5,716	-	27.9
武 蔵 村 山 市	1,630	760	2,390	2,294	1,576	3,870	40.7	107.4
多 摩 市	2,500	14,690	17,190	-	15,801	15,801	-	7.6
稲 城 市	-	1,200	1,200	-	1,730	1,730	-	44.2
秋 川 市	6,823	-	6,823	-	-	-	-	-
羽 村 町	400	3,650	4,050	-	4,133	4,133	-	13.2
瑞 穂 町	11,500	650	12,150	-	1,870	1,870	-	187.7
計	693,480	146,478	839,958	377,641	161,226	538,867	△ 45.5	10.1
合 計	1,509,237	2,233,792	3,743,029	1,235,617	2,592,779	3,828,396	△ 18.1	16.1

表-38-1 特別区における緑化相談所開設状況

区	名	緑化相談所の有無	昭和56年度の 相談件数	区	名	緑化相談所の有無	昭和56年度の 相談件数
千代田	田中央		250	浪中	谷野	◎	650
新文台	宿京東	◎	3,335	杉豊	並島	◎	63
墨江	東田東	◎	165	荒板	川橋		
品目	東川黒	◎	274	練足	馬立	◎	610
世田	田谷	◎	1,227	葛江	飾川	◎	
		◎	350			◎	
		◎	57年度発足			◎	
		◎	394			◎	
		◎	980			◎	2

注：緑化相談所 有=◎ 無=空欄

表一38—2 学校その他の公共施設

単位千円

行政機関	昭和56年度		昭和57年度		年度計	前年度対比%	
	新設費	維持費	新設費	維持費		新設費	維持費
千代田区	-	-	-	-	-	-	-
中央区	-	2,714	-	2,714	5,909	-	117.7
港区	17,000	6,071	16,000	23,071	18,798	△ 5.9	△ 53.9
新宿区	4,655	4,621	1,800	9,276	7,616	△ 61.3	25.9
文京区	-	-	-	-	-	-	-
台東区	13,983	3,615	17,110	17,598	22,274	22.4	42.8
墨田区	10,000	12,179	9,500	22,179	21,621	△ 5.0	△ 0.5
江東区	8,000	-	-	8,000	6,301	-	-
品川区	31,442	15,056	37,966	46,498	53,302	20.7	1.9
目黒区	13,818	9,247	10,705	23,065	20,335	△ 22.5	4.1
大田区	28,633	27,400	10,700	56,033	54,689	△ 62.6	60.5
世田谷区	61,065	10,784	57,840	71,849	72,944	△ 5.3	40.1
渋谷区	1,900	5,998	1,900	7,898	6,424	0.0	△ 24.6
中野区	5,240	12,220	2,789	17,460	20,039	△ 46.8	41.2
杉並区	52,200	7,215	50,226	59,415	57,441	△ 3.8	-

豊島区	-	-	-	-	1,340	-	-
北区	1,788	5,645	7,433	160	5,926	6,086	△ 91.1
荒川区	8,562	8,055	16,617	8,165	8,550	16,715	△ 4.6
板橋区	-	47,221	47,221	-	35,261	35,261	△ 25.3
練馬区	17,159	15,436	32,595	5,920	15,554	21,474	△ 65.5
足立区	41,960	-	41,960	71,615	-	71,615	70.7
葛飾区	16,027	14,412	30,439	16,500	9,999	26,499	3.0
江戸川区	52,255	5,404	57,659	39,172	4,650	43,822	△ 25.0
計	385,687	219,597	605,284	358,068	232,437	590,505	△ 7.2

八王子市	7,592	7,751	15,343	7,200	8,200	15,400	△ 5.2
立川市	5,000	-	5,000	5,000	-	5,000	0.0
武蔵野市	3,680	2,455	6,135	-	2,700	2,700	-
三鷹市	1,920	-	1,920	1,830	-	1,830	△ 4.7
青梅市	3,535	1,040	4,575	-	1,500	1,500	-
府中市	83,000	15,567	98,467	60,080	12,455	72,535	△ 27.6
昭島市	5,700	-	5,700	20,000	-	20,000	250.9

行政機関	昭和56年度		昭和57年度		前年度対比%
	新設費	維持費	新設費	維持費	
調布市	8,000	12,590	-	9,990	- △ 20.7
町田市	37,150	4,521	27,851	3,904	△ 25.0 △ 13.6
小金井市	-	-	-	-	-
小平市	-	1,882	-	1,098	- △ 41.7
日野市	19,642	4,052	10,563	32,405	△ 46.2 699.7
東村山市	3,250	1,950	7,000	6,290	115.4 222.6
国分寺市	-	1,716	-	1,563	- △ 8.9
国立市	-	1,024	-	966	- △ 5.7
田無市	2,929	500	50	600	△ 98.3 20.0
保谷市	217	-	-	-	-
福生市	-	4,759	-	4,754	- △ 0.1
狛江市	-	1,500	-	1,500	- 0.0
東大和市	-	1,350	2,226	1,350	- 0.0
清瀬市	3,241	311	-	300	- △ 3.5
東久留米市	-	3,012	-	3,419	- 13.5
武蔵村山市	984	1,525	1,000	699	1.6 △ 54.2

多摩市	27,000	-	27,000	47,000	-	47,000	74.1	-
稻城市	-	660	660	-	726	726	-	10.0
秋川市	-	350	350	2,000	355	2,355	-	1.4
羽村町	700	1,090	1,790	-	-	-	-	-
瑞穂町	450	-	450	1,500	-	1,500	233.3	-
計	213,990	69,505	283,495	193,300	94,774	288,074	△ 9.7	36.4
合計	599,677	289,102	888,779	551,368	327,211	878,579	△ 8.1	13.2

表一39 苗木配布等普及事業（樹木、草花、土等の配布）

単位千円

行政機関	昭和56年度		昭和57年度		前年度 対比	
	樹木、草花	その他	樹木、草花	その他		
林野庁	2,500	6,000	2,500	6,000	0.0	
計	2,500	6,000	2,500	6,000	0.0	
千代田区	1,750	160	2,158	226	2,384	24.8
中央区	538	-	595	-	595	10.6
港区	13,165	3,336	13,349	2,798	16,147	△2.1
新宿区	6,368	-	6,052	-	6,052	△5.0
文京区	14,795	438	15,891	295	16,186	6.3
台東区	319	-	364	-	364	14.1
墨田区	11,389	3,536	11,308	3,817	15,125	1.3
江東区	7,226	800	8,728	938	9,666	20.4
品川区	3,191	45	3,642	368	4,010	23.9
目黒区	6,103	410	6,345	3,570	9,915	52.2
大田区	27,500	-	32,300	364	32,664	18.8

世田谷区	33,857	-	33,857	37,358	-	37,358	10.3
渋谷区	5,935	161	6,096	5,940	150	6,090	△0.1
中野区	3,238	5,634	8,872	4,725	6,909	11,634	31.1
杉並区	17,492	486	17,978	21,042	495	21,537	19.8
豊島区	1,795	1,014	2,809	1,823	8,165	9,988	255.6
北区	3,054	1,720	4,774	3,144	1,978	5,122	7.3
荒川区	4,862	-	4,862	5,304	-	5,304	9.1
板橋区	30,050	17,639	47,689	16,835	20,762	37,597	△21.2
練馬区	12,529	63,532	76,061	14,497	64,544	79,041	3.9
足立区	13,501	1,637	15,138	14,098	13	14,111	△6.8
葛飾区	18,904	4,400	23,304	21,761	4,658	26,419	13.4
江戸川区	3,059	-	3,059	2,306	-	2,306	△24.6
計	240,620	104,948	345,568	249,565	120,050	369,615	7.0

八王子市	390	-	390	390	-	390	0.0
立川市	1,000	-	1,000	949	-	949	△5.1

行政機関	昭和56年度		昭和57年度	昭和57年度		前年度対比
	樹木、草花	その他		樹木、草花	その他	
武蔵野市	2,191	1,538	835	1,984	2,819	△24.4
三鷹市	700	-	700	-	1,100	57.1
青梅市	6,335	60	4,820	72	4,892	△23.5
府中市	27,324	16,695	26,140	17,812	43,952	△0.2
昭島市	668	-	668	-	923	38.2
調布市	561	-	561	-	730	30.1
町田市	9,480	-	9,480	-	12,079	27.4
小金井市	10	-	10	-	10	0.0
小平市	644	-	644	-	546	△15.2
日野市	2,770	260	3,030	237	3,463	14.3
東村山市	1,900	1,764	3,664	2,012	3,912	6.8
国分寺市	496	-	496	-	551	11.1
国立市	462	-	462	-	405	△12.3
田無市	3,000	-	3,000	-	3,000	0.0
保谷市	300	-	300	-	300	0.0
福生市	1,481	199	1,680	181	1,618	△3.7

狛江市	357	35	392	392	33	426	8.7
東和市	-	-	-	-	-	-	-
清瀬市	-	-	-	-	-	-	-
東久留米市	-	-	-	-	-	-	-
武蔵村山市	-	-	-	-	-	-	-
多摩市	2,389	408	2,797	2,678	398	3,076	10.0
稲城市	200	-	200	300	-	300	0.0
秋川市	-	-	-	-	-	-	-
羽村町	210	-	210	1,168	1,500	2,668	1,170.5
瑞穂町	-	-	-	-	-	-	-
計	62,868	20,959	83,827	63,880	24,229	88,109	5.1
合 計	305,988	131,907	437,895	315,945	150,279	466,224	6.5



# 資 料 編



# I 東京都緑のマスタープランの考え方

## 1. 計画策定の主旨

昭和30年代後半からの急速な経済の成長は、都市地域への人口・産業の集中を招いたが、道路・公園等の都市基盤整備がこれにともなわず、都市環境を一層悪化させることになった。なかでもオープン・スペースと自然の減少は著しく、加えて所得水準の上昇、自由時間の増大、価値観の多様化、都市災害の危険性の増加等は、レクリエーション施設整備の立場のみならず、生活環境の保全や防災施設としてのオープン・スペースの必要性を高め、さらには都市の基盤となっている自然の重要性への関心を高めることとなった。

これまで東京都は、昭和45年の市街化区域、市街化調整区域の決定にさいし、「整備・開発又は保全の方針」を定め、昭和49年には公園・緑地等の都市計画の指針となる「緑のネットワーク構想」を策定して、緑に関する計画的推進を図ってきた。また、今後の東京の緑地施策は、昭和55年12月の「マイタウン懇談会報告」においても街づくりの重要な事項とされ、緑を都市構造の基盤の一つに位置づけた「都市基本計画」の策定の必要を提唱している。

一方、国は昭和51年の都市計画中央審議会の答申を受けて、昭和52年4月に都道府県に対し、「都市の総合的な公園緑地政策を推進するための緑のマスタープラン」の策定と、その基本的事項の都市計画の方針への位置づけを求めてきた。

東京都の緑のマスタープランは、このような課題に積極的に応え、東京の街づくりに当って緑地を都市の構造の基盤として位置付けし、自然の保護と回復に関する多様な施策をより総合的・効果的に展開するための行政指針として策定するものである。

## 2. 計画策定の経緯

東京都の緑のマスタープランの策定に当っては、大都市としての東京のおか

れた社会的・自然的諸特性に応えたものでなければならない。このため都は昭和53年度に緑地現況調査等を区市町及び民間に委託して実施するとともに、昭和53年11月には都市計画・都市防災・生態学・造園学等の学識経験者を中心とする「東京都緑のマスタープラン策定方針検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設け、目標量等の検討を進め昭和54年3月に答申をみた。

昭和54年4月に設置された東京都都市計画地方審議会の市街化区域・市街化調整区域等のあり方について検討する「土地利用調査特別委員会」に検討委員会の委員の参加を得るとともに、同年6月に「緑のマスタープラン策定方針」として前記答申を特別委員会に報告し、その了承を得た。この答申は、東京の自然的特性と社会的諸条件をふまえ、計画の実現性を重視し、緑地の体系化に当たっての基想的考え方と課題を明らかにするとともに、これを達成するための計画目標年度と方策を示したものである。この答申の特徴は、計画目標年度を計の目的・国の長期計画の動向等を勘案し、昭和75年（西暦2000）としたこと、また緑地の配置計画・確保目標量等については、東京の自然他の偏在性、市街地の連担性から東京全体を一体の都市と考え、各都市計画区域にとらわれず緑地施策の総合的な在り方を求めたことにある。この結果、広義の緑地の確保水準については、東京の都市計画区域全体（島しょを除く）で30%の緑地を確保することとし、また都市施設である公園・緑地の計画水準については、需要の多様化、大規模自然地・空地の確保の限界及び利用実態から広域公園を全都民を利用対象として配置するとともに、都市スケール、地域スケールの公園・緑地の目標水準を極力国の目標水準に近づけるよう努力することとしている。この結果、区部では1人当たり11.5平方メートル、市町部では緑地の確保量に不確実な要素があったものの、1人当たり14.5平方メートルを一応の計画目標水準とした内容となっている。

都はこの答申をもとに、昭和54年7月「東京都緑のマスタープラン策定要綱」を決定し、「緑のマスタープラン策定のための計画標準」とあわせて市町に対し原案の作成を指示した。一方、区部については、昭和53年6月のマスタープ

ランに関する助役会の意向をふまえ、都がこの要綱に基づき原案を作成する旨を通知するとともに、「策定要綱」の内容を含め、マスタープランに関する2度の意見聴取を行い、また地方自治法に基づく各区の基本構想等を尊重して策定にあたってきた。この結果、区部については、昭和55年12月、原案を区に協議、その了承を得、また市部については、市町から選出のあった原案により作成した計画書と別に多摩地域全体を総合した計画書とにより作成した。

### 3. 計画の性格

この計画は、多様な手歩によって都市を構成するさまざまな緑の保全を図り、良好な生活環境を形成しようとするもので、このため公園・緑地の整備主体である区市町等はもとより、都市整備に関する広範な事業者、土地の所有者並びに住民の理解と協力が必要である。

またこの計画は、昭和75年（西暦2000年）を目標とする超長期計画であるが、計画の実効性を確保する必要から現行の行財政制度を前提とし、当然予想される行財政制度の革改も、計画の達成率を高めるものとして考慮した。なお、財政規模の試算にあっては、都区町村のこれまでの実績を基礎とし、公園緑地事業の現状を改善することをめざし、国の「経済社会7ヶ年計画」の経済の伸び率を緑地施策の延びとして確保することにより達成可能な財政規模としている。

なおこの計画は、都市計画法第7条4項により知事が決定する「市街地区域及び市街地調整区域の整備・開発・保全の方針」による「自然的環境の保全及び公共空地系統の整備の方針」をうけ、それを具体化するものであって、今後の緑に関する都市計画行政の指針となるものである。

## II 東京都市計画緑のマスタープラン計画書(抜粋)

### I 計画の性格と都市計画

#### 1 計画の性格

緑のマスタープランは、昭和75年を目標とし、東京の全都市計画区域（ただし島しょを除く）を対象として策定する緑の整備・保全に関する総合的な計画であり、緑に関する諸施策を誘導する指針となる行政計画で都市計画区域ごとに決定するものである。

#### 2. 都市計画との整合

緑のマスタープランの推進にあたっては、都市計画の基本方針に整合させるため、本計画の基本的事項を都市計画法第7条第4項中「自然的環境の保全及び公共空地系統の整備方針」として位置づけるものである。

### II 計画の方針

#### 1. 自然特性と緑地の現況等

樹林等の植生に代表される自然は、自然の生態系に依拠している。都市における自然は、自然と人為的な都市活動とのかかりあいの上に成立している特殊な生態系といえる。

東京の発展の過程をみると、かつての農業社会を支えていた、自然のシステムへの人為の介入、すなわち人間生活と共存しうよう自然を整備し、管理してきた歴史がある。各種の用水・人工河川・運河・上水等はその1つで、また、湧水池・崖線等を意図的に保全してきた跡も残されているが、これらは、今日の東京の自然を構成する重要な基盤となっている。

自然のシステムを構成する要素は種々あるが、それらが総合されて地域の特性がつくられる。東京の地域の特性は特徴ある地形や水系で、人々はそれを巧みに活かして生活を続け、街を形成してきた。

東京区部の地形は、大別して西部の台地と東部の東京低地に分けられる。

これらの地域には、多摩川・隅田川・中川・江戸川の自然河川が流れ、さ

らに、昭和期に入ってつくられた人工河川である荒川・中川放水路もあって東京湾にそそいでいる。

これらの自然は、それぞれの地域のなかでさらに複雑で多様な変化をみせている。

台地部には多摩地域から続くゆるやかな起伏の2つの段丘（武蔵野段丘・立川段丘）があり、細部の地形は複雑に変化するとともに、中小河川が網状に流れる7つの台地（徳丸台地・本郷台・豊島台・淀橋台・目黒台・荏原台・久ヶ原台）をつくりあげ、その中で江戸期の遺構である玉川上水が台地部の水源として重要な位置を保ってきた。

低地部には、人為的な治水・利水の歴史的遺構である見沼用水(系)・葛西用水(系)・六郷用水(系)・大用水(系)・運河(系)があり、複雑な水系網を形成している。

これらは、緑で代表される区部の自然の秩序の母体ともいうべきものであるが、昭和30年代後半からの区部への人口・産業の急速な集積は、これらを大幅に変貌させ、都市環境を一層悪化させることとなった。公園緑地等のオープンスペースの不足と自然地の減少は、いまや深刻な問題であり、都市の構造的な問題として生活環境に重大な影響を与えている。なかでも樹林地に代表される自然地は極度に減少し、都市計画区域内の樹林地面積の比率は3%弱にすぎず、農耕地を含めても6%弱という現況にある。

## 2. 計画の方針

緑のマスタープランにおいては、緑地が都市の骨格の形成・市街地の無秩序な外延的拡大の防止・良好な都市環境の形成・レクリエーション及び都市防災等の多面的な機能を有していることに鑑み、土地利用計画との整合、他の都市施設計画等との有機的な連携のもとに、東京の各地域ごとの自然特性・歴史的社会的特性等をふまえた緑地整備等を行うため、その基本方針を次のとおり定める。

### (1) 街づくりとしての緑の体系化

## 緑のネットワーク化

公共的緑地と日常生活との関わり合いの重視

### (2) 自然の秩序の保全・回復

残された自然地の保全

水の系を軸とする緑の回復

### (3) 緑地機能の多様化と需要拡大への対処

レクリエーション需要の増大と質的向上への対処

災害の防止及び災害時の避難等緑地による安全性の確保

(注-1) ここでいう「緑地」は、広義の緑地であり樹林地・草地・農耕地・裸地・水面で構成され、緑地保全地区等の地域制緑地・公園緑地等の施設緑地を含むものである。

(注-2) ここでいう「水の系」とは、河川・湖沼（用水等の人工的水路を含む）・海浜等を中心とし、水源かん養地としての丘陵地・崖線等の緑地を含むものである。「水の系」は、東京の自然特性の1つであり、その周辺に人文的・歴史的・文化的な遺産の蓄積も豊かである。

## III 計画の目標水準

### 1. 計画のフレーム

緑のマスタープランの計画フレームは、下記のとおりである。

#### (1) 計画対象区域

名称	計画対象 区域	昭和75年市 面積	市街化 区域面積	市街化調整 区域面積
東京都市計画	区部	59,572 ha	56,552 ha	3,020 ha

#### (2) 人口の見通し

年次	昭和54年	昭和65年	昭和75年
人口	842万人	822万人	814万人

### (3) 市街化区域の規模

年次	昭和54年	昭和65年	昭和75年
市街化区域内人口	842万人	822万人	814万人
市街化区域の規模	56,531 ha	56,552 ha	56,552 ha

## 2. 計画の目標水準

### (1) 基本的考え方

#### ア 緑地（P-8に示す緑地）の確保目標

東京の市街地は、西の多摩地域と連担して都市を形成しているため、都市の構造及び環境等にかかわる緑地を検討するにあたっては、全体の市街化状況及び残存緑地の多摩地域への偏在を考慮する必要がある。

したがって、緑地の確保目標については、東京都全体の緑地の配置及び確保目標を定め、それに基づき個々の都市計画区域における確保目標を、当該都市計画区域の自然条件等を考慮して、その一部分を担うものとして計画することとする。

東京都市計画区域内の緑地は、大公園等の公共空地を除き庭園・社寺等で規模等も小さく、また、残存する緑地も少ない。このため、区における緑地の確保にあたっては、残された緑地の保全及び有効活用とともに、河川・用水等の水系を含め、緑地の積極的な回復を図ることとして、目標水準を定める。

#### イ 都市公園等の施設とする緑地の目標水準

緑のマスタープランにおける公園等の計画目標について、国は、住区基幹公園を住民1人当たり4平方メートル以上、都市基幹公園を住民1人当たり2.5平方メートル以上、その他、風致・特殊公園及び緑地並びに都・県又は国が設置する大規模公園等をあわせて住民1人当たりおおむね20平方メートルを示している。

現在の東京における都市計画公園・緑地の計画量は、住民1人当たり区

部で6.6平方メートル、市町部で11.2平方メートルであり、都市公園法の水準6平方メートルを上回るものである。しかしながら区部の6.6平方メートルのうち、都市公園として整備可能な部分を約4.1平方メートルに過ぎず、他は公有水面等の存在緑地で、都市公園法の水準にも達しない状況である。

このため、東京都市計画区域における目標の設定に当たっては、日常生活に最も深くかかわる住区・都市基幹公園の目標値を国の基準6.5㎡に極力近づけるようつとめるとともに、資源の偏在等の制約もあるが週末・月末等のレクリエーションに対応する広域公園等を全都的に配置し、その目標値を定める。

## (2) 緑地の確保目標

### ア 緑地の構成

緑地の構成は、下記のとおりである。

#### ① 制度上安定した緑地で永続性のあるもの

都市計画公園・緑地・広場・墓園・運動場・都市公園・児童公園・国営公園・国民公園等の施設緑地。

緑地保全地区・緑地保全地域・生産緑地地区・レクリエーション海面等の緑地

#### ② 社会通念上安定した緑地で永続性のあるもの

社寺境内地・大学・農事試験場・飛行場等で空地性・公開性の高い施設、河川等水面で緑地としての存在効果の高いもの

### イ 計画の目標水準

#### ① 緑地の確保目標水準

目標水準	都市計画区域面積に対する量	
緑地の確保目標量	約 10,700 ha	18%

## ② 都市公園等の施設として計画すべき緑地の目標水準

年次	昭和54年度	昭和65年度	昭和75年度
目標水準	7.3 m <sup>2</sup> /人	9.0 m <sup>2</sup> /人	11.9 m <sup>2</sup> /人

### IV 緑地の配置の方針

#### 1. 緑のネットワーク化

点・線・面的緑地からなる緑地のネットワーク化により都市の骨格の形成を図る。

#### 2. 広域公園の計画的配置

東京の自然特性を考慮し、「臨海部」「台地部」「丘陵部」に核となる大規模な緑地を配置する。

#### 3. 機能系統別の緑地配置

緑地の主要な機能を「環境保全」、「防災」、「レクリエーション」の各系統に分け、これが効果的に機能するための緑地配置を行う。

その細部は次のとおりである。

##### (1) 環境保全系統

ア 区部の中心的な環境保全系統は、多摩川・荒川・中川・新中川・江戸川等の大河川の緑地化及び台地部と東京低地との境をなす各台地（徳丸台・本郷台・目黒台と荏原台の南端部・久ヶ原台・立川段丘・武蔵野段丘）の崖線の緑の緑地化をもって構成する。

イ さらに細部の環境保全系統の緑地としては、生活空間のすみずみまで入り込んでいる中小河川・用水・上水等の緑地化、緑道化、親水施設化を図るとともに、各種公園緑地とのネットワーク化を計画する。

ウ 環境保全系統一環として都民の伝統的資産、文化的資産である緑地を計画する。これらの対象としては、上野・本門寺等の社地境内地、六義園・後楽園・旧芝離宮庭園等、文化財、庭園等がある。

エ 台地端部の斜面と残存林は、都市景観を構成する要素であるので、斜面地の緑化・緑地化を図る。

## (2) レクリエーション系統

ア 児童公園、近隣公園、地区公園は、日常生活との関連が強い施設であるので、目標量の達成及び配置の公平性に留意しつつ、各種別ごとの計画標準を充足するよう計画する。

また、災害時における避難等の防災面を考慮し、線的緑地と一体として機能するよう効果的に配置するものとする。

イ 総合公園・運動公園については、規模が大であるため既定計画以外の新たな立地には制約があるが、民間レクリエーション施設の活用や各種跡地の有効な活用を図る。

特に、地域のレクリエーション需要に対応するため次項の広域公園を含め、10ha以上の公園緑地を防災上の視点も合わせて3キロメートル誘致圏で配置する。

ウ 全都民を利用対象とする広域的な公園については、区部・市部ともに既定の大規模な都市計画公園等の活用を図るほか、新たな計画の追加も考慮するものとする。

特に、臨海部、武蔵野台地部及び丘陵部には新たに大緑地群を配置し、多様なレクリエーション需要にこれえるよう配置する。

エ 線的緑地については、中小河川、用水、上水沿い等の線的施設の緑地化・緑道化を図り、レクリエーションと日常的な通学、買物等の生活活動を結びつける多様な役割をになう空間として配置する。

## (3) 防災系統

ア 河川・道路等と一体となって延焼遮断帯又は避難路として機能するよう、大河川をはじめ石神井・神田川等の中小河川緑地を配置する。

イ 密集市街地など災害危険度の高い区域については、再開発事業等の他の施策とも連携しつつ、緑地を配置するよう努める。

- ウ 溢水・内水氾濫等の恐れがある中小河川沿い、城東地区等の低地・遊水池、緑の多い崖線については、災害防止を兼ね、緑地を配置する。
- エ 広域避難場所となる緑地については、極力確保に努めるものとする。
- オ 幹線道路沿い等の環境施設については、できるだけ緑地として確保する。

#### 4. 地域区分別の緑地配置

地域特性をふまえた配置を図るため、東京都市計画区域を都心・城南・城北・城東・城西・臨海部の6地域に区分し、地域別の緑地配置と施設を明確化する。

##### (1) 都心地区（千代田、中央、港、新宿区）

本地区では、都市景観を構成する緑地の保全、歴史的な蓄積の活用及び公共施設の緑化・緑地化を柱とし、街区の再開発等による公開空地の確保、歩道緑地帯・ショッピングモール等の道路緑地化等を活用した緑のネットワーク化を図るとともに、施設緑地の整備に努める。

##### (2) 城東地区（足立・葛飾・江戸川・墨田・江東区）

本地区では、運河・用水等の歴史的工物物を有効に活用し、これの緑地化・親水化及び施設緑地の造成を柱として緑のネットワーク化を図るとともに、防災拠点の整備事業・再開発事業・土地区画整理事業等の施行による施設緑地の整備のほか、緑化推進事業等を積極的に推進する。

##### (3) 城西地区（板橋・練馬・杉並・中野・豊島区）

本地区では、徳丸台に残された崖線上の緑地を環境保全系統の中心をなす緑地として保全するとともに、中小河川・上水路の緑地化・緑道化を柱として緑のネットワーク化を進める。また各種跡地等の公園化と民間レクリエーション施設・企業厚生施設等で緑地機能の高い施設の有効活用及び各種開発事業、土地区画整理事業等を積極的に推進し、施設緑地の整備に努める。

##### (4) 城南地区（世田谷・目黒・大田・品川・渋谷区）

本地区では、環境保全系統の緑地の中心となる段丘沿いの崖線の保全と、中小河川・用水・上水路の緑地化・緑道化を柱として緑のネットワーク化を図る。

また、各種跡地の確保、民間レクリエーション施設、企業厚生施設等で緑地機能の高い施設の有効活用を図るとともに、各種開発事業、土地区画整理事業等の施行による施設緑地の整備に努めるほか、緑化推進事業等を積極的に推進する。

#### (5) 城北地区（北・荒川・台東・文京区）

本地区では小豆沢・飛鳥山から上野公園に続く本郷台の崖線に残された緑地を、環境保全系統の中心となる緑地の1つとして保全するとともに、中小河川の緑化・緑地化を柱に緑のネットワーク化を進める。

また、台地部に数多く立地する公開性、空地性の高い大学のキャンパス等の存在緑地としての有効活用、六義園等の歴史的資産の保全、工場等移転跡地の緑地化のほか、街区の再開発による公開空地等の整備、歩道緑地帯、ショッピング・モール等による歩行空間の緑地化等に努める。

#### (6) 臨海地区

臨海地区は、港湾埋立地を中心とし、これをとりまく運河・水辺及び水域を合せて施設緑地として配置する。特に、羽田、中央防波堤、15号地、葛西地区に臨海部の特性を活かした大規模緑地を計画するほか、緑道によるネットワーク化を図る。

### V 計画推進のための方策

#### 1. 施設緑地の種別ごとの配置の方針

##### (1) 住区基幹公園

地域的・日常的な利用を基本とする児童・近隣・地区公園等は、身近に充足できるよう配置に努めるとともに、緑道等の線的緑地の住区基幹公園的利用を図る。特に幼児・児童・老人等を主な利用対象とする今園は、当面、誘致圏の適正化、面積の拡大、施設内容の向上の順に充足するよう配

置に努める。

住区基幹公園の計画目標は、住民1人当たり1.8平方メートルとする。

(参考：国の標準確保目標量、住民1人当たり4平方メートル、昭和49年再検討方針による目標量1.5平方メートル)

#### ア 児童公園

幼児・児童(15歳以下)1人当たり4平方メートルを各区の目標とする。

なお、配置は、特に誘致圏に留意するとともに、1カ所当りの標準規模が0.25ヘクタール(最小規模は0.05ヘクタール以上)となるようつとめる。(参考：国の基準による確保目標量 住民1人当たり1平方メートル)

#### イ 近隣公園

近隣公園は、住民1人当たり0.6平方メートルを各区の目標とし、1カ所の標準規模が2ヘクタールとなるよう努める。

この配置は、大規模公園の近隣公園の利用を含め、誘致距離の公平性が保てるよう計画し、小・中学校、高等学校等の運動場の活用を、校庭の開放の推進とあわせ検討する。(参考：国の基準による確保目標量、住民1人当たり2平方メートル)

#### ウ 地区公園

地区公園は、標準規模が4ヘクタールである。

都市基幹公園、広域公園等に地区公園的機能をもたせるとともに、これらの公園と地区公園を誘致圏2キロメートルで配置するよう努める。

(参考：国の基準による確保目標量 住民1人当たり1平方メートル)

### (2) 都市基幹公園

区部の住民を対象とする公園で総合公園と運動公園に分かれるが、標準規模が10ヘクタール以上となるよう努める。

この規模の公園は、災害時の避難場所、環境の改善、レクリエーションの多様化等への対応にとって重要である。このため、次項の広域公園とあわせ、誘致圏3キロメートルでの配置につとめ、避難場所等の機能の向上を期する。

なお、江戸川、荒川、多摩川の高水敷を公園利用するにあたっては、運動公園として位置づけるものとし、都市基幹公園全体で住民1人当たり2.3平方メートルを目標標準とする。(参考：国の基準による確保目標量 住民1人当たり2.5平方メートル)

#### ア 総合公園

総合公園は、木場公園等の既定の都市計画公園を中心に、基地跡地、江東防災拠点、筑波研究学園都市移転跡地等の活用を図ることとし、住民1人当たり0.8平方メートルを目標とする。(参考：国の基準による確保目標量、住民1人当たり1㎡)

#### イ 運動公園

運動公園は、夢の島公園等の既定の都市計画公園を中心に、都市計画緑地として決定している多摩川、荒川、江戸川の高水敷を自然の保全に配置しつつ利用することとし、住民1人当たり1.5平方メートルを目標とする。(参考：国の基準による確保目標量 住民1人当たり1.5平方メートル)

### (3) 特殊公園

特殊公園は、庭園、ふ頭公園等、その沿革、施設内容、立地の特殊性等が重要な計画要素となる公園であるので、規模等にかかわらず、必要なものについて配置する。

### (4) 広域公園

広域公園は、東京の全都市計画区域の住民を対象として配置する公園である。

この柱となる公園は、臨海部の埋立地を中心とする海上公園、武蔵野、立川の両段丘の中央部で野川を軸とした大緑地群及び、多摩の各丘陵部に残された大規模自然地を保全する丘陵地公園である。

これらの中核的な広域公園のほか、区部では、砧、和田堀、光ヶ丘、舎人、水元、篠崎、代々木、上野、中央等の都市計画公園を、それぞれの立地特性を生かした広域公園とし、都民1人当たり3.8平方メートルを目標とする。

## (5) 緑地

都市計画緑地は、多摩川、荒川、江戸川、新中川、中川、隅田川を基幹の緑地とし、石神井川、神田川、目黒川、呑川、野川の各水系等の中小河川及びその他用水、上水等を地域的な緑地として計画する。

これらの緑地は、緑のネットワークの軸として、自然の保全を図るとともに、周辺の点的、画的緑地と結び付けることによりその機能の向上をはかり、あわせて、災害時の避難路、延焼の遅延又は遮断帯として効果的に配置する。

なお、多摩川、荒川、江戸川の高水敷は、都市基幹公園（運動公園）として活用し、その他の線の緑地は、日常生活に密接に関連する緑地として、緑道又は住区基幹公園として利用を図るものとする。

## (6) 施設緑地の計画目標及びおおむね位置

別表 1 のとおりとする。

## 2. 地域制緑地等の種別毎の配置の方針

### (1) 緑地保全地区

緑地保全地区は、概ね 1 ha 以上の規模を有する都市内樹林地、草地、水辺地及びこれらと一体となった良好な自然地の保全を図るため、指定にとめる。

とくに、一団のまとまりを持って残されている緑地、景観の構成上効果の高い崖線上の樹林地、伝統地、文化的意義のある社寺境内地等について、積極的に指定する。

### (2) 生産緑地地区

都市内に存在する農地は、都市の環境保全機能及び将来の都市整備のための多目的保留地機能を有している。

このため、生産緑地地区を積極的に指定し、民有の緑地として有効活用をはかる。

### (3) 風致地区

風致地区は、良好な景観の保全に資するため、緑地保全地区、緑化協定等の制度の活用とあわせ、その指定につとめる。

#### (4) その他の諸制度の活用

都市に存在する多種、多様な緑の保全は、様々な制度の運用と住民の積極的な協力等とが相まって達成できるものである。

特に区部は、小規模な緑地の保全・回復等、きめ細かな施策が必要である。このため、たんに都市計画的な手法だけでなく、緑に関連する各種の条例、開発要綱等を総合的に運用することにより、緑の保全と確保につとめる。

#### (5) 地域制緑地等の計画目標量及びおおむねの位置

別表1 施設緑地の計画目標及びおおむねの位置

都市計画公園・緑地等計画目標量

区分	昭和54年度			昭和75年度			備考
	都市計画公園・緑地計画量 箇所数	面積 ha	1人当り 公園面積 ㎡	都市計画公園・緑地計画量 箇所数	面積 ha	1人当り 公園面積 ㎡	
住区基幹公園	859	389.6	0.5	2,181	1,222.2	1.5	※-1 箇所数は1ヶ所当り0.2haとして換算したもの
児童公園	789	2,247	0.3	※-1 1,818	4,304	※-3 0.5	※-2 " 1.5ha "
近隣公園	68	153.6	0.2	※-2 305	5,09.6	※-4 0.6	※-3 この他に緑地の児童公園としての活用が0.2㎡/人ある
地区公園	2	1.13	-	58	28.22	0.4	※-4 " 近隣公園 " 0.1㎡/人ある
都市基幹公園	52	1,582.7	1.9	51	958.6	1.2	
総合公園	33	1,308.1	1.6	37	672.8	0.8	
運動公園	19	274.6	0.3	14	285.8	※-5 0.4	※-5 この他に緑地の運動公園としての活用が1.1㎡/人ある
(基幹公園計)	911	1,972.3	2.4	2,232	2,180.8	2.7	
特殊公園	31	710.6	0.8	46	2,59.9	0.3	
広域公園	-	-	-	16	205.22	※-6 3.8	※-6 東京都全域の公域公園/都市計画区域内総人口
(公園合計)	942	2,682.9	3.2	2,294	4,492.9	6.8	
緑地	19	287.99	3.4	150	4,181.7	※-7 5.1	※-7 この内都市公園、児童、近隣、運動公園としての活用が1.4㎡/人ある
(公園・緑地合計)	961	5,562.8	6.6	2,444	8,674.6	11.9	
条例による園地	2,283	225.3	0.3	1,115	420	0.1	
総合計	3,244	5,788.1	6.9	3,559	8,716.6	12.0	

注 昭和54年度は既定計画による分類である。なお9ページの②イ②が表中、昭和54年度の目標水準7.3㎡/人は、既定の都市計画公園、緑地に広域公園の全般的な配分等を行うこととして、調整した数値である。

### Ⅲ 八王子ほか19都市計画区域における緑のマスタープラン計画書(抜粋)

別表1 施設緑地の計画目標及びおおむねの位置

都市計画公園・緑地計画目標量

都市計画 区 域	市 町 名	住 区 基 幹 公 園					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	105	72.23	1.95	421	420	5.8
立川		49	36.80	1.40	333	161	4.1
	立川市	26	15.49	1.09	178	86	4.1
	武蔵村山市	10	11.70	2.05	56	36	3.9
	東大和市	13	9.61	1.50	99	39	4.2
武蔵野	武蔵野市	-	-	-	187	32	2.3
三鷹	三鷹市	13	3.32	0.20	113	43	2.4
府中	府中市	47	17.66	0.94	166	117	5.9
調布		29	6.40	0.26	206	121	4.3
	調布市	5	2.20	0.12	138	93	4.7
	狛江市	24	4.20	0.6	68	28	3.4
青梅	青梅市	21	9.42	0.99	105	73	4.4
昭島	昭島市	22	15.10	0.74	85	41	3.3
町田	町田市	10	8.82	0.32	262	162	3.6
小金井	小金井市	29	15.79	1.53	84	55	5.1
日野	日野市	25	18.94	1.34	144	94	4.5
小平	小平市	13	16.32	1.05	209	115	6.6
国分寺	国分寺市	17	18.87	2.07	51	44	4.4
東村山		26	24.92	0.87	311	188	5.2
	東村山市	13	11.97	1.01	141	64	4.3
	清瀬市	10	7.36	1.19	83	46	6.5
	東久留米市	3	5.59	0.53	87	78	5.2
国立	国立市	13	12.81	2.0	54	49	6.1
保谷	保谷市	1	0.37	0.04	124	45	4.2
田無	田無市	3	0.91	0.14	76	30	3.8
福生		41	28.81	2.6	193	81	4.5
	福生市	5	6.74	1.4	72	28	4.4
	瑞穂町	18	10.37	4.7	66	29	6.2
	羽村町	18	11.70	2.93	55	24	3.5
多摩		18	49.01	3.66	235	211	6.3
	多摩市	16	47.00	5.4	138	139	7.2
	稲城市	2	2.01	0.43	97	72	5.1
秋多		2	1.69	0.23	93	58	3.8
	秋川市	1	0.39	0.09	57	34	4.0
	日の出町	-	-	-	16	10	3.5
	五日市町	1	1.30	0.65	20	14	4.0
合 計		484	358.19	1.14	3,452	2,140	4.7

兒 童 公 園					
昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
84	20.83	0.56	335	91	1.3
35	10.70	0.41	290	59	1.5
21	5.29	0.37	145	27	1.3
5	2.80	0.49	46	13	1.4
9	2.61	0.41	89	19	2.0
-	-	-	182	19	1.4
12	1.72	0.10	103	18	1.0
41	7.98	0.43	135	26	1.3
27	4.30	0.17	174	32	1.1
4	1.10	0.06	120	24	1.2
23	3.20	0.46	54	8	1.0
19	5.34	0.56	87	20	1.2
21	11.30	1.30	75	18	1.5
8	3.30	0.12	243	75	1.7
23	7.49	0.73	63	15	1.4
19	5.43	0.38	120	27	1.3
6	2.26	0.15	174	32	1.8
10	2.45	0.27	39	10	1.0
20	9.27	0.33	254	47	1.3
10	4.52	0.38	117	17	1.1
8	4.16	0.67	67	10	1.4
2	0.59	0.06	68	20	1.3
7	1.76	0.28	41	8	1.0
1	0.37	0.04	113	23	2.1
3	0.91	0.14	68	13	1.7
33	10.78	0.37	167	33	1.8
3	1.96	0.4	61	11	1.7
15	5.12	2.33	59	13	2.8
15	3.70	0.93	47	9	1.3
1	0.71	0.05	187	55	1.6
-	-	-	109	37	1.9
1	0.71	0.15	78	18	1.3
1	0.39	0.05	73	15	1.0
1	0.39	0.09	46	9	1.0
-	-	-	12	2	0.8
-	-	-	15	4	1.0
371	107.29	0.34	2,923	636	1.4

都市計画 区 域	市 町 名	近 隣 公 園					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	21	51.40	1.39	64	149	2.1
立 川		14	26.10	0.99	38	77	1.9
	立 川 市	5	10.20	0.72	19	37	1.7
	武蔵村山市	5	8.90	1.56	10	24	2.6
	東大和市	4	7.00	1.09	9	16	1.7
武蔵野	武蔵野市	-	-	-	4	6	0.4
三 鷹	三 鷹 市	1	1.60	0.10	5	6	0.3
府 中	府 中 市	6	9.68	0.52	25	47	2.4
調 布		2	2.10	0.08	28	58	2.1
	調 布 市	1	1.10	0.06	14	39	2.0
	狛 江 市	1	1.00	0.14	14	19	2.4
青 梅	青 梅 市	2	4.08	0.43	15	34	2.1
昭 島	昭 島 市	1	3.80	0.44	9	16	1.3
町 田	町 田 市	2	5.52	0.20	9	24	0.5
小金井	小 金 井 市	6	8.30	0.80	17	22	2.0
日 野	日 野 市	6	13.51	0.96	19	39	1.8
小 平	小 平 市	7	14.06	0.90	32	64	3.6
国分寺	国 分 寺 市	7	16.42	1.80	10	23	2.3
東村山		6	15.65	0.55	43	70	1.9
	東村山市	3	7.45	0.63	17	25	1.7
	清 瀬 市	2	3.20	0.52	11	14	1.9
	東久留米市	1	5.00	0.47	15	31	2.1
国 立	国 立 市	6	11.05	1.75	9	16	2.0
保 谷	保 谷 市	-	-	-	9	13	1.2
田 無	田 無 市	-	-	-	7	11	1.4
福 生		8	18.03	1.62	23	34	1.9
	福 生 市	2	4.78	0.98	10	13	2.0
	瑞 穂 町	3	5.25	2.37	6	11	2.3
	羽 村 町	3	8.00	2.0	7	10	1.5
多 摩		17	48.30	3.60	41	101	3.0
	多 摩 市	16	47.00	5.4	24	64	3.3
	稲 城 市	1	1.30	0.28	17	37	2.6
秋 多		1	1.30	0.17	17	32	2.1
	秋 川 市	-	-	-	9	17	2.0
	日 の 出 町	-	-	-	4	8	2.7
	五 日 市 町	1	1.30	0.65	4	7	2.0
合 計		113	250.90	0.8	424	842	1.9

地 区 公 園					
昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
-	-	-	22	179	2.5
-	-	-	5	27	0.7
-	-	-	4	23	1.1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	4	0.5
-	-	-	1	7	0.5
-	-	-	5	20	1.1
-	-	-	6	44	2.2
-	-	-	4	30	1.1
-	-	-	4	30	1.5
-	-	-	-	-	-
-	-	-	3	18	1.1
-	-	-	1	7	0.5
-	-	-	10	63	1.4
-	-	-	4	18	1.7
-	-	-	5	28	1.3
-	-	-	3	19	1.1
-	-	-	2	12	1.2
-	-	-	14	72	2.0
-	-	-	5	22	1.5
-	-	-	5	23	3.2
-	-	-	4	27	1.8
-	-	-	4	25	3.1
-	-	-	2	9	0.8
-	-	-	1	6	0.7
-	-	-	3	14	0.8
-	-	-	1	4	0.7
-	-	-	1	5	1.1
-	-	-	1	5	0.7
-	-	-	7	54	1.6
-	-	-	5	38	2.0
-	-	-	2	16	1.2
-	-	-	3	12	0.8
-	-	-	2	8	1.0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	4	1.0
-	-	-	105	664	1.5

都市計画 区 域	市 町 名	都 市 基 幹 公 園					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	8	93.30	2.52	4	80	1.1
立 川		6	53.90	2.05	5	84	2.1
	立 川 市	3	34.80	2.45	2	54	2.6
	武蔵村山市	2	14.80	2.60	2	20	2.2
	東大和市	1	4.30	0.67	1	10	1.1
武蔵野	武蔵野市	2	16.70	1.2	3	27	1.9
三 鷹	三 鷹 市	-	-	-	2	52	2.9
府 中	府 中 市	2	10.76	0.58	3	69	3.5
調 布		1	9.90	0.40	4	62	2.2
	調 布 市	1	9.90	0.55	2	44	2.2
	狛 江 市	-	-	-	2	18	2.3
青 梅	青 梅 市	2	47.63	5.01	2	64	3.9
昭 島	昭 島 市	1	14.60	1.68	4	64	5.1
町 田	町 田 市	4	56.90	2.03	7	115	2.6
小 金 井	小 金 井 市	-	-	-	-	-	-
日 野	日 野 市	2	17.10	1.21	4	51	2.4
小 平	小 平 市	3	19.49	1.26	-	-	-
国 分 寺	国 分 寺 市	-	-	-	-	-	-
東 村 山		2	9.00	0.28	5	47	1.3
	東 村 山 市	2	9.00	0.67	3	31	2.2
	清 瀬 市	-	-	-	-	-	-
	東久留米市	-	-	-	2	16	1.1
国 立	国 立 市	2	13.56	2.15	1	3	0.4
保 谷	保 谷 市	1	14.50	1.54	1	10	0.9
田 無	田 無 市	-	-	-	1	31	4.0
福 生		1	4.73	0.43	5	46	2.5
	福 生 市	-	-	-	2	12	1.9
	瑞 穂 町	-	-	-	1	2	0.4
	羽 村 町	1	4.73	1.18	2	32	4.6
多 摩		4	39.10	2.92	1	10	0.3
	多 摩 市	3	27.40	3.15	-	-	-
	稲 城 市	1	11.70	2.49	1	10	0.7
秋 多		1	8.40	1.12	6	38	2.5
	秋 川 市	1	8.40	2.0	3	22	2.5
	日 の 出 町	-	-	-	1	6	2.0
	五 日 市 町	-	-	-	2	10	2.7
合 計		42	420.57	1.4	58	853	1.9

運 動 公 園					
昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
3	43.60	1.18	3	44	0.6
-	-	-	2	30	0.8
-	-	-	1	20	1.0
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	10	1.1
-	-	-	1	10	0.7
-	-	-	1	23	1.3
2	10.76	0.58	2	33	1.7
-	-	-	2	38	1.4
-	-	-	1	34	1.7
-	-	-	1	4	0.5
1	40.33	4.25	1	24	1.5
1	14.60	1.68	2	29	2.3
2	14.90	0.53	2	33	0.7
-	-	-	-	-	-
-	-	-	2	26	1.2
2	13.24	0.85	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1	4.10	0.14	1	7	0.2
1	4.10	0.34	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	7	0.5
1	6.60	1.05	1	3	0.4
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1	4.73	0.43	1	3	0.2
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1	4.73	1.18	1	3	0.4
-	-	-	1	10	0.3
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	10	0.7
-	-	-	3	17	1.1
-	-	-	2	13	1.5
-	-	-	-	-	-
-	-	-	1	4	1.1
14	152.86	5	25	330	0.7

都市計画 区 域	市 町 名	総 合 公 園					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	5	49.70	1.34	1	37	0.5
立 川		6	53.90	2.05	3	54	1.4
	立 川 市	3	34.80	2.45	1	34	1.6
	武蔵村山市	2	14.80	2.60	2	20	2.2
	東大和市	1	4.30	0.67	-	-	-
武蔵野	武蔵野市	2	16.70	1.2	2	17	1.2
三 鷹	三 鷹 市	-	-	-	1	29	1.6
府 中	府 中 市	-	-	-	1	36	1.8
調 布		1	9.90	0.40	2	24	0.9
	調 布 市	1	9.90	0.55	1	10	0.5
	狛 江 市	-	-	-	1	14	1.8
青 梅	青 梅 市	1	7.30	0.76	1	40	2.4
昭 島	昭 島 市	-	-	-	2	35	2.8
町 田	町 田 市	2	42.00	1.50	5	82	1.8
小 金 井	小 金 井 市	-	-	-	-	-	-
日 野	日 野 市	2	17.10	1.21	2	25	1.2
小 平	小 平 市	1	6.25	0.40	-	-	-
国 分 寺	国 分 寺 市	-	-	-	-	-	-
東 村 山		1	3.90	0.14	4	40	1.1
	東 村 山 市	1	3.90	0.33	3	31	2.1
	清 瀬 市	-	-	-	-	-	-
	東久留米市	-	-	-	1	9	0.6
国 立	国 立 市	1	6.96	1.10	-	-	-
保 谷	保 谷 市	1	14.50	1.54	1	10	0.9
田 無	田 無 市	-	-	-	1	31	4.0
福 生		-	-	-	4	43	2.4
	福 生 市	-	-	-	2	12	1.9
	瑞 穂 町	-	-	-	1	2	0.4
	羽 村 町	-	-	-	1	29	4.1
多 摩		4	39.10	2.92	-	-	-
	多 摩 市	3	27.40	3.15	-	-	-
	稲 城 市	1	11.70	2.49	-	-	-
秋 多		1	8.40	1.12	3	20	1.3
	秋 川 市	1	8.40	2.0	1	8	0.9
	日 の 出 町	-	-	-	1	6	2.0
	五 日 市 町	-	-	-	1	6	1.7
合 計		28	275.71	0.9	33	523	1.1

( 基 幹 公 園 計 )					
昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
113	165.53	4.5	425	500	6.9
55	90.70	3.45	338	245	6.2
29	50.29	3.5	180	140	6.7
12	26.50	4.6	58	56	6.1
14	13.91	2.2	100	49	5.3
2	16.70	1.2	190	59	4.2
13	3.32	0.2	115	95	5.3
49	28.42	1.5	169	186	9.4
30	16.30	0.65	210	183	6.5
6	12.10	0.7	140	136	6.9
24	4.20	0.6	70	46	5.7
23	57.05	6.0	107	137	8.3
23	29.70	3.4	89	105	8.4
14	65.72	2.4	269	277	6.2
29	15.79	1.5	84	55	5.1
27	36.04	2.6	148	145	6.9
16	35.81	2.3	209	115	6.6
17	18.87	2.1	51	44	4.4
28	32.92	1.16	316	235	6.5
15	19.97	1.7	144	95	6.5
10	7.36	1.2	83	46	6.5
3	5.59	0.53	89	95	6.3
15	26.37	4.2	55	52	6.5
2	14.87	1.6	125	55	5.1
3	0.91	0.14	77	60	7.8
42	33.54	3.02	137	127	7.0
5	6.74	1.4	74	40	6.3
18	10.37	4.7	67	31	6.6
19	16.43	4.1	57	56	8.1
22	88.11	6.58	236	221	6.5
19	74.40	8.5	138	139	7.2
3	13.71	2.9	98	82	5.8
3	10.09	1.35	99	96	6.3
2	8.79	2.1	60	55	6.5
-	-	-	17	16	5.5
1	1.30	0.7	22	24	6.7
526	786.76	2.5	3,510	2,993	6.6

都市計画 区 域	市 町 名	特 殊 公 園					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	3	26.70	0.7	1	11	0.2
立 川		-	-	-	1	20	0.5
	立 川 市	-	-	-	-	-	-
	武蔵村山市	-	-	-	-	-	-
	東大和市	-	-	-	1	20	2.1
武蔵野	武蔵野市	-	-	-	-	-	
三 鷹	三 鷹 市	-	-	-	-	-	
府 中 調 布	府 中 市	1	17.50	0.94	-	-	-
		1	0.50	0.02	1	1	(0.04)
	調 布 市	1	0.50	0.03	1	1	0.1
	狛 江 市	-	-	-	-	-	-
青 梅	青 梅 市	-	-	-	1	7	0.4
昭 島	昭 島 市	-	-	-	-	-	-
町 田	町 田 市	2	20.0	0.7	2	7	0.2
小 金 井	小 金 井 市	-	-	-	-	-	-
日 野	日 野 市	-	-	-	4	3	0.1
小 平	小 平 市	-	-	-	-	-	-
国分寺	国分寺市	1	7.56	0.8	1	21	2.1
東村山		1	0.44	0.02	2	3	0.1
	東村山市	-	-	-	-	-	-
	清瀬市	-	-	-	-	-	-
	東久留米市	1	0.44	0.44	2	3	0.2
国 立	国 立 市	-	-	-	-	-	-
保 谷	保 谷 市	-	-	-	-	-	-
田 無	田 無 市	-	-	-	-	-	-
福 生		-	-	-	2	6	0.3
	福 生 市	-	-	-	-	-	-
	瑞穂町	-	-	-	-	-	-
	羽 村 町	-	-	-	2	6	0.8
多 摩		-	-	-	2	6	0.2
	多 摩 市	-	-	-	2	6	0.3
	稲 城 市	-	-	-	-	-	-
秋 多		-	-	-	4	29	1.9
	秋 川 市	-	-	-	1	6	0.7
	日 の 出 町	-	-	-	2	16	5.5
	五 日 市 町	-	-	-	1	7	2.0
合 計		9	72.70	0.23	22	114	0.2

広 域 公 園					
昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り 公園面積㎡	都市計画公園・緑地計画量		1人当り 公園面積㎡
箇所数	面積 ha		箇所数	面積 ha	
4	261.30	2.3	4	392	3.8
2	378.70	2.3	3	569	3.8
-	-	2.3	1	113	3.8
1	48.50	2.3	1	95	3.8
1	330.20	2.3	1	361	3.8
2	-	2.3	2	31	3.8
2	31.30	2.3	3	35	3.8
1	31.91	2.3	2	63	3.8
2	130.40	2.3	3	177	3.8
2	130.40	2.3	3	177	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
-	-	2.3	2	140	3.8
-	-	2.3	2	63	3.8
2	269.20	2.3	3	301	3.8
3	104.20	2.3	3	104	3.8
1	53.51	2.3	1	100	3.8
1	55.40	2.3	1	55	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
2	57.10	2.3	2	57	3.8
2	57.10	2.3	2	57	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
1	4.70	2.3	1	5	3.8
-	-	2.3	1	161	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
-	-	2.3	1	161	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
1	123.50	2.3	2	321	3.8
1	123.50	2.3	1	163	3.8
-	-	2.3	1	153	3.8
-	-	2.3	2	170	3.8
-	-	2.3	1	1	3.8
-	-	2.3	1	169	3.8
-	-	2.3	-	-	3.8
24	1,532.02	2.3	37※	2,749	3.8

※延箇所数

都市計画 区 域	市 町 名	( 公 園 合 計 )					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	120	453.53	7.5	430	903	10.9
立 川		57	469.40	5.8	342	834	10.5
	立 川 市	29	50.29	5.8	181	253	10.5
	武蔵村山市	13	75.00	6.9	59	151	9.9
	東大和市	15	344.11	4.5	102	430	11.2
武蔵野	武蔵野市	4	47.50	3.5	192	90	8.0
三 鷹	三 鷹 市	15	34.62	2.5	118	130	9.1
府 中 調 布	府 中 市	51	77.83	4.74	171	249	13.2
		33	147.20	3.0	214	361	10.3
	調 布 市	9	143.00	3.0	144	315	10.7
	狛 江 市	24	4.20	2.9	70	46	9.5
青 梅	青 梅 市	23	57.05	8.3	110	283	12.5
昭 島	昭 島 市	23	29.70	5.7	91	173	12.2
町 田	町 田 市	18	354.92	5.4	275	585	10.2
小 金 井	小 金 井 市	32	119.99	3.8	87	159	8.9
日 野	日 野 市	28	89.55	4.9	153	248	10.8
小 平	小 金 井 市	17	91.21	4.6	210	170	10.4
国分寺	国分寺市	18	26.43	5.2	52	65	10.3
東村山		31	90.46	3.5	322	295	10.4
	東村山市	17	77.07	4.0	146	152	10.3
	清 瀬 市	10	7.36	3.5	85	46	10.3
	東久留米市	4	6.03	2.9	91	97	10.3
国 立	国 立 市	15	26.37	6.5	55	52	10.3
保 谷	保 谷 市	2	14.87	3.9	125	55	8.9
田 無	田 無 市	4	5.61	2.44	78	65	11.6
福 生		42	33.54	5.3	201	294	11.1
	福 生 市	5	6.74	3.7	74	40	10.1
	瑞 穂 町	18	10.37	7.0	68	192	10.4
	羽 村 町	19	16.43	6.4	59	62	12.7
多 摩		23	211.61	8.9	240	548	10.5
	多 摩 市	20	197.90	10.8	141	308	11.3
	稲 城 市	3	13.71	5.2	99	240	9.6
秋 多		3	10.09	3.6	105	295	12.0
	秋 川 市	2	8.79	4.4	62	62	11.0
	日 の 出 町	-	-	2.3	20	202	14.8
	五 日 市 町	1	1.30	3.0	23	31	12.5
合 計		559	2,391.48	5.0	3,545	5,856	10.7

緑			地		
昭和54年度			昭和75年度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
1	124.90	3.3	50	1,000	13.8
7	59.15	2.2	20	137	3.5
5	25.20	1.8	9	74	3.5
1	15.75	2.8	6	43	4.7
1	18.20	2.4	5	20	2.1
-	-	-	6	32	2.3
2	4.90	0.3	15	75	4.2
11	172.72	9.24	11	301	15.1
4	222.41	8.9	37	248	8.9
1	137.40	7.7	18	178	8.9
3	85.01	12.1	19	70	8.8
2	56.13	5.9	15	144	8.7
2	64.60	7.4	5	188	15.0
-	-	-	10	331	7.4
-	-	-	23	21	1.9
4	278.00	19.7	31	416	19.7
-	-	-	12	34	2.0
1	20.70	2.3	5	13	1.3
2	14.12	0.5	57	192	5.3
-	-	-	25	131	9.0
1	13.70	2.2	16	30	4.3
1	0.42	0.4	16	31	2.1
-	-	-	8	29	3.6
-	-	-	4	4	0.4
1	2.00	0.3	2	8	1.0
8	160.91	14.4	23	209	11.5
2	79.15	16.1	6	73	11.4
2	13.40	6	6	41	8.8
4	68.36	17.1	11	95	13.5
2	5.10	0.5	12	354	10.6
-	-	-	4	231	11.9
2	5.10	1.1	8	123	8.8
-	-	-	40	407	27.0
-	-	-	12	262	30.8
-	-	-	9	9	2.8
-	-	-	19	136	37.9
47	1,185.64	3.8	386	4,143	9.1

都市計画 区 域	市町名	( 公 園 緑 地 合 計 )					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	121	578.43	10.9	480	1,903	24.7
立 川		64	528.55	8.0	362	971	14.0
	立 川 市	34	75.49	7.6	190	327	14.0
	武蔵村山市	14	90.75	9.7	65	194	14.6
	東大和市	16	362.31	7.3	107	450	13.3
武蔵野	武蔵野市	4	47.50	3.5	198	121	10.3
三 鷹	三 鷹 市	17	39.52	2.8	133	205	13.3
府 中	府 中 市	62	250.55	14.0	182	550	28.3
調 布		37	369.61	11.9	251	609	19.2
	調 布 市	10	280.40	10.7	162	493	19.6
	狛 江 市	27	89.21	15.0	89	116	18.3
青 梅	青 梅 市	25	113.18	14.2	125	427	21.2
昭 島	昭 島 市	25	94.30	13.1	96	361	27.2
町 田	町 田 市	18	354.92	5.4	285	916	17.6
小 金 井	小 金 井 市	32	119.99	3.8	110	180	10.8
日 野	日 野 市	32	367.55	24.6	184	664	30.5
小 平	小 平 市	17	91.21	4.6	222	204	12.4
国 分 寺	国 分 寺	19	47.13	7.5	57	78	11.6
東 村 山		33	104.58	4.0	377	487	15.7
	東 村 山 市	17	77.07	4.0	171	283	19.3
	清 瀬 市	11	21.06	5.7	99	76	14.6
	東 久 留 米 市	5	6.45	2.9	107	128	12.4
国 立	国 立 市	15	26.37	6.5	63	80	13.9
保 谷	保 谷 市	2	14.87	3.9	129	59	9.3
田 無	田 無 市	5	7.61	2.4	80	73	12.6
福 生		50	194.45	19.8	224	503	22.6
	福 生 市	7	85.89	19.8	80	113	21.5
	瑞 穂 町	20	23.77	13.1	74	233	19.2
	羽 村 町	23	84.79	23.5	70	157	26.2
多 摩		25	216.71	9.3	252	902	21.1
	多 摩 市	20	197.90	10.8	145	539	23.2
	稲 城 市	5	18.81	6.3	107	363	18.4
秋 多		3	10.09	3.6	145	702	39.0
	秋 川 市	2	8.79	4.4	74	324	41.8
	日 の 出 町	-	-	2.3	29	211	17.6
	五 日 市 町	1	1.30	3.0	42	167	50.4
合 計		606	3,577.12	8.8	3,935	9,999	19.8

条 例 に よ る 園 地					
昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
116	9.50	0.26	176	16	0.2
1	1.30	0.04	1	1	0.03
-	-	-	-	-	-
1	1.30	0.2	1	1	0.1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
120	10.30	0.6	29	1	0.1
-	-	-	34	11	0.6
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
2	9.80	1.0	2	10	1.6
-	-	-	-	-	-
8	28.37	1.0	36	29	0.6
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
1	0.57	0.04	1	0.57	0.73
-	-	-	-	-	-
22	2.25	0.08	33	7	0.1
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
22	2.25	0.2	33	7	0.5
30	1.80	0.3	60	3	0.4
1	1.17	0.1	1	1	0.1
10	0.20	0.03	10	0.2	0.03
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
3	3.63	0.3	5	11	0.3
1	3.32	0.4	3	11	0.6
2	0.31	0.1	2	0.31	0.02
10	4.94	0.7	9	9	0.7
-	-	-	4	9	1.1
8	0.51	0.4	5	0.1	0.03
2	4.43	2.2	-	-	-
324	73.83	0.23	437	100	0.2

都市計画 区 域	市 町 名	総 合 計					
		昭 和 54 年 度			昭 和 75 年 度		
		都市計画公園・緑地計画量		1人当り	都市計画公園・緑地計画量		1人当り
		箇所数	面積 ha	公園面積㎡	箇所数	面積 ha	公園面積㎡
八王子	八王子市	237	587.93	11.1	656	1,918	24.9
立 川		65	529.85	8.0	363	973	14.0
	立 川 市	34	75.49	7.6	190	327	14.0
	武蔵村山市	15	92.05	9.9	66	196	14.7
	東大和市	16	362.31	7.3	107	450	13.3
武蔵野	武蔵野市	4	47.50	3.5	198	121	10.3
三 鷹	三 鷹 市	137	49.82	3.4	202	207	13.4
府 中	府 中 市	62	250.55	14.0	216	562	28.9
調 布		37	369.61	11.9	251	608	19.2
	調 布 市	10	280.40	10.7	162	492	19.6
	狛 江 市	27	89.21	15.0	89	116	18.3
青 梅	青 梅 市	27	122.98	15.2	127	437	21.8
昭 島	昭 島 市	25	94.30	13.1	96	360	27.2
町 田	町 田 市	26	383.29	6.4	321	945	18.2
小 金 井	小 金 井 市	32	119.99	3.8	110	181	10.8
日 野	日 野 市	32	367.55	24.6	184	664	30.5
小 平	小 平 市	18	91.78	4.6	223	206	12.4
国分寺	国分寺市	19	47.13	7.5	57	78	11.6
東村山		55	106.83	4.1	410	495	15.8
	東村山市	17	77.07	4.0	171	284	19.3
	清 瀬 市	11	21.06	5.7	99	76	14.6
	東久留米市	27	8.70	3.1	140	135	12.9
国 立	国 立 市	45	28.17	6.8	123	84	14.3
保 谷	保 谷 市	3	16.04	4.0	130	60	9.4
田 無	田 無 市	15	7.81	2.8	90	73	12.6
福 生		50	194.45	19.8	224	503	22.7
	福 生 市	7	85.89	19.8	80	113	21.5
	瑞 穂 町	20	23.77	13.1	74	234	19.2
	羽 村 町	23	84.79	23.5	70	156	26.2
多 摩		28	220.34	9.6	257	913	21.5
	多 摩 市	21	201.22	11.2	148	550	23.8
	稲 城 市	7	19.12	6.4	109	363	18.4
秋 多		13	15.03	4.3	154	711	39.6
	秋 川 市	2	8.79	4.4	78	333	42.9
	日 の 出 町	8	0.51	2.7	34	211	17.6
	五 日 市 町	3	5.73	5.2	42	168	50.4
合 計		930	3,650.95	9.0	4,372	10,099	20.0

都 市 計 画 墓 園				備 考
昭 和 54 年 度		昭 和 75 年 度		
箇 所 数	面 積 ha	箇 所 数	面 積 ha	
1	67.0	1	76	<p>1. 昭和54年度の広域公園の目標水準2.3㎡/人は、既定の都市計画公園・緑地のうち広域公園相当のものについて全般的な配分を行った数値である。</p> <p>2. 広域公園の住民1人当りの目標値は、区部及び多摩地区全域の広域公園を同区域内の総人口で除したものである。</p> <p>3. 昭和75年度の計及び合計欄の面積は、種別及び都市計画区域(市・町)ごとに4捨5入による数値を修正したものであり、各欄の和とは必ずしも一致しない。</p>
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
1	106.80	1	107	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
1	22.40	1	22	
-	-	-	-	
1	20.40	1	20	
-	-	-	-	
1	39.30	1	39	
1	31.40	1	31	
-	-	-	-	
1	7.90		8	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
1	1.5	1	2	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
1	1.5	1	2	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
-	-	-	-	
7	257.4	7	266	



## あ と が き

本白書を作成するにあたって、社団法人東京都造園緑化業協会では、東京都緑化白書作成特別委員会を設置し、協会の事業として、「緑化を通じ都民への奉仕」と「都民の緑化意識の高揚」をはかるため、鋭意調査検討を重ねてきました。今までにも、建設白書、環境白書等に一部緑化についての年次報告は見られましたが、緑化だけをとらえたものは見当りませんでした。今回関係機関の緑化関係、資料を収集し、協会員についてアンケート調査を実施する等専門的立場から緑化の現状をとらえ、その問題点を明らかにすべく努力いたしました。今回は初めての試みであるため、総合的かつ、一般的な編集に終わりましたが、次回はテーマを絞って更に充実した白書にして行きたいと思えます。

いうまでもなく、緑化についての重要性は、総論では誰一人反対を唱える人はおりません。しかし、1,200万人の人口を擁する首都東京においては、一層その重要性を認識して、一刻も早く緑の施策を充実し、実施に移す必要にせまられております。併せて緑化業に携わる方々は、緑地づくりの推進を社会的使命と考え、これからも努力して行く必要があるかと思えます。

終りに本白書作成にご協力いただいた方々に感謝いたしますと共に、関係各方面の方々の卒直など意見をお寄せいただければ幸いです。

昭和57年10月

東京都緑化白書作成特別委員会  
委員長 黒 沼 茂 治

編集委員 (アイウエオ順)

委員長 黒沼 茂治  
委員 浅野 三義 池田 清 伊藤 敏雄  
石内 展行 勝 芳三郎 亀井 実  
成瀬 誠 比留間邦助 檜垣 春郎  
前田 宗正

---

昭和57年10月5日

東京都緑化白書 (昭和57年版)

編集・発行 社団法人東京都造園緑化業協会  
東京都渋谷区神南1-20-11 造園会館

TEL 03 (462) 2858 〒150

印刷所 クリエイティブ・エイジェンシーダイセン







